

平成23年 9 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成23年 9 月 7 日 開会

平成23年 9 月 16 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成23年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（9月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第1号ないし発議第3号の上程、説明	11
議案第1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	13
休会の件	61
散会の宣告	61

第2号（9月13日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣告	65
一般質問	65
川島富士子君	65
齋藤順一君	83

浅野孝男君	96
森川忠君	110
山崎貞一君	126
休会の件	141
散会の宣告	141

第 3 号 (9月16日)

議事日程	143
本日の会議に付した事件	144
出席議員	144
欠席議員	144
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	144
職務のため出席した者の職氏名	145
開議の宣告	146
諸般の報告	146
発議第1号の質疑、討論、採決	146
発議第2号の質疑、討論、採決	147
発議第3号の質疑、討論、採決	147
議案第1号の質疑、討論、採決	148
議案第2号の質疑、討論、採決	148
議案第3号の質疑、討論、採決	157
議案第4号の質疑、討論、採決	158
議案第5号の質疑、討論、採決	158
議案第6号の質疑、討論、採決	159
議案第7号の質疑、討論、採決	159
議案第8号の質疑、討論、採決	160
議案第9号の質疑、討論、採決	178
議案第10号の質疑、討論、採決	179
議案第11号の質疑、討論、採決	179
議案第12号の質疑、討論、採決	181

議案第13号の質疑、討論、採決	181
議案第14号の質疑、討論、採決	183
議案第15号の質疑、討論、採決	184
議員派遣の件	188
請願・陳情の件	188
日程の追加	191
発議第4号の質疑、討論、採決	191
委員会の閉会中の継続調査について	192
閉会の宣告	192
署名議員	193

平成23年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年9月7日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定の件
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 発議第1号ないし発議第3号について(提案理由説明)
 - 日程第 5 議案第1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号について(町長提案理由説明)
 - 日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	17番	川島勝美君
18番	越川輝男君		

欠席議員(1名)

16番 八角健一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	齊藤隆君	副町長	鈴木孝一君
総務課長	伊藤定幸君	企画財政課長	林新一君
環境防災課長	大木良夫君	税務課長	高埜広和君
住民課長	若梅操君	産業振興課長	土屋文雄君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	椎名幸司君	食肉センター長	伊橋秀和君
東陽病院事務長	宮蘭博香君	会計管理者	鈴木健夫君
教育長	井上哲君	教育課長	高蝶政道君
社会文化課長	五木田桂一君	監査委員	高橋俊夫君

職務のため出席した者の職氏名

局長	川島重男	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより平成23年9月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

3番 浅野孝男 議員

15番 鈴木唯夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月16日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月16日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本定例会は各会計の平成22年度決算認定について審議することから、高橋俊夫代表監査委員に出席をいただいております。

次に、請願・陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました請願1件、陳情3件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告します。

次に、議員派遣結果報告について、川島副議長から報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、八角健一議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、報告します。

次に、本日、川島勝美議会運営委員長及び鈴木唯夫議員から発議案、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、7月7日に開催された山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会について。

杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） おはようございます。

7月7日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された議案は4議案であります。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であり、本案は人事院及び千葉県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、自己所有の住宅にかかわる住居手当を廃止するための条例改正を行うもので、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月30日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。

議案第2号の専決処分の承認を求めることについては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、大量に発生した廃棄物を山武市が事業主体となって速やかに処理するために、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく災害による一般廃棄物処理事務を山武市に委託するための規約の制定に関する協議について、急施を要したため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、平成23年4月1日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。

議案第3号の専決処分の承認を求めることについては、第2号議案と同様に災害による一般廃棄物処理事務の委託に関する規約の制定に関する協議の横芝光町との事務の委託規約であります。

議案第4号の専決処分の承認を求めることについては、前2号議案と同様に災害による一般廃棄物処理事務の委託に関する規約の制定に関する協議の芝山町との事務の委託規約であります。

提案された4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成23年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、7月29日開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会7月臨時会について。

若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） 去る7月29日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会7月臨時会の概要報告をいたします。

報告第1号は、専決処分（損害賠償の額の決定及び和解について）の報告についてであり、本件は本年1月7日及び3月20日に発生した消防組合所有自動車の物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告されたものであります。

次に、議案第1号及び第2号は、専決処分の承認を求めるもので、議案第1号は匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び匝瑳市の状況を勘案し、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。主な改正の内容は、職員の年次休暇の付与期間を年単位から年度に改める改正、その他所要の改正であります。

議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び匝瑳市の状況を勘案し、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求め

るものであります。主な改正の内容は、職員の育児休業等に関するの所要の改正であります。

議案第3号は、平成23年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億262万5,000円とするものであります。補正予算の内容といたしましては、繰越金を財源として救急救命士研修所への研修負担金及び放射線測定器の購入のための追加を行うものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであり、本案は議員選任の監査委員の任期満了に伴い、新たに川島仁氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会7月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月10日開催された八匠水道企業団議会8月定例会について。
山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） 去る8月10日に開催されました八匠水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、報告1件と1議案が提案されました。

初めに、報告第1号の平成22年度八匠水道企業団資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告し、公表するもので、八匠水道事業会計に当たっては、資金不足比率がない旨の報告がありました。

議案第1号は、平成22年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。収益的収支については、水道事業収益13億1,185万4,888円に対し、水道事業費用12億8,673万5,000円で、差し引き2,511万9,888円の純利益となっております。

水道事業収益のうち給水収益は8億7,494万9,322円となり、営業外収益の主な収入は市町補助金2億1,813万7,000円、県補助金2億1,277万5,000円であります。

一方、支出の水道事業費用の内訳は、営業費用12億7,213万82円、営業外費用1,412万5,579円、特別損失47万9,339円となりました。

営業費用の主な費用構成は、九十九里地域水道企業団への受水費7億3,129万1,898円、減

価償却費 3 億1,173万5,851円、営業外費用では企業債利息の732万3,475円であります。

また、資本的収支における収入については3,678万9,000円で、この内訳は負担金287万4,000円、給水申し込み納付金3,391万5,000円であります。

一方、支出は 2 億2,540万4,698円で、内訳は建設改良費7,942万9,753円、給水工事費248万6,490円、企業債償還金 1 億4,348万8,455円であります。

この結果、収入額が支出額に対して不足する額 1 億8,861万5,698円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補てんいたしました。

提案された議案は、すべて原案どおり可決承認されました。

以上、平成23年 8 月八日水戸企業団議会定例会の概要報告といたします。

〔12 番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月12日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会 8 月臨時会について。

川島富士子議員。

〔9 番議員 川島富士子君登壇〕

○9 番（川島富士子君） 去る 8 月12日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会平成23年 8 月臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された案件は 4 議案であります。

議案第 1 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、千葉県税理士会副会長の花嶋実氏を広域連合の監査委員に選任するものであります。

議案第 2 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、印西市議会議長の金丸和史氏を広域連合の監査委員に選任するものであります。

議案第 3 号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等について県に準じて歴年管理から年度での管理に移行するため、広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて急施を要するため、専決処分したものであります。

議案第 4 号は、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）についてでありまして、補正予算の内容は歳入歳出それぞれ25億902万4,000円を増額し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4,397億7,140万円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では療養給付費負担金に12億4,827万2,000円、繰越金に12億6,075万2,000円を追加し、歳出では後期高齢者交付金返還金に25億902万4,000円を追加

するものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、千葉県後期高齢者医療広域連合議会平成23年8月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月17日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会9月定例会について。

鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 8月17日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成23年9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は4議案であります。

議案第1号は、平成22年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入は7億8,637万766円で、内容は構成市町村負担金5億6,493万7,000円、火葬場使用料3,324万6,840円、ごみ収集処理手数料1億3,737万9,600円、その他財産収入、繰入金、繰越金等であります。

一方、歳出は7億3,564万3,360円で、内容は人件費等総務費1億4,141万3,105円、火葬場及び清掃事業費4億1,192万4,144円、地方債償還金1億8,221万5,498円等であります。

この結果、歳入歳出差引額5,072万7,406円のうち3,100万円を財政調整基金に繰り入れ、1,972万7,406円を平成23年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、歳入歳出それぞれ1,910万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,737万4,000円とするものであります。

主な予算の内容は、繰越金等を財源として節電対策にかかわる職員時間外勤務手当、老朽化に伴う油圧ショベルの購入費等について追加を行うものであります。

続いて、議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関し所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。本案は、組合監査委員でありました鈴木克征氏が本年4月30日をもって当組合議員を任期満

了となり、当組合監査委員を失職したことから、私、鈴木唯夫を当組合監査委員に選任すべく提案されたものであります。

以上、提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成23年9月定例会の概要報告といたします。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月19日に開催された山武郡市広域水道企業団議会8月定例会について。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、平成23年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

去る8月19日に開催されました本定例会に上程されました案件は、4議案、3報告であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、平成22年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

本案は、収益的収入及び支出の補正のうち、支出の水道事業費用1,564万8,000円を増額し、また議会の議決を得なければ流用できない経費のうち職員給与費について274万2,000円を増額するものであります。

議案第2号は、平成23年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の補正のうち支出の水道事業費用383万5,000円、資本的収入及び支出の補正のうち資本的支出274万4,000円を増額するものであります。

議案第3号は、平成22年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収支についてですが、収益的収入は51億8,859万2,893円で、内訳として給水収益を主とする営業収益43億1,009万2,714円、構成市町及び県補助金を主とする営業外収益8億7,850万179円であります。

一方、支出は50億7,095万1,829円で、内訳は九十九里水道企業団に支払った受水費、施設

管理費並びに職員人件費を主とする営業費用49億9,517万9,961円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用3,735万2,471円、特別損失3,841万9,397円であります。この結果、1億1,764万1,064円の純利益が計上されました。

また、資本的収支における収入は、企業債や国庫補助金並びに工事負担金4億1,005万5,232円で、支出は10億748万855円で、内訳は配水管布設工事や改良工事の建設改良費9億8,459万5,721円、企業債償還金2,048万5,134円、ほか会計借入金償還金240万円であります。

なお、収入額が支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしてあります。

議案第4号は、監査委員の選任について同意を求めるもので、東金市の早野誠氏が選任されました。

報告第1号は、平成22年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本報告は、地震災害に伴う工事延期及び千葉県発注の広域営農団地農道整備事業との工程調整に伴う配水管布設工事繰越額8,661万6,600円、東日本高速道路の圏央道建設工事延期に伴う配水管移設工事故繰越額1,716万1,200円について、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定により繰り越した旨の報告がありました。

報告第2号は、平成22年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計継続費精算報告書についてであります。本報告は、平成21年度から平成22年度の継続事業である千葉県山武地域整備センター発注の広瀬橋かけかえ工事に伴う配水管移設工事の完了に伴い、地方公営企業施行令第18条の2第2項の規定により報告がありました。

報告第3号は、平成22年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し、公表するもので、山武郡市広域水道企業団水道事業会計にあつては、資金不足比率の発生はなく、経営健全化基準も十分に満たしており、経営状況は良好な状態である旨の報告がありました。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

また、議題のその他として、千葉県建設業協会山武支部長より提出された地元企業へ受注機会の確保を求める陳情書について審議され、賛成多数により採決されました。

以上、平成23年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告をさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料

をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号ないし発議第3号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、発議第1号ないし発議第3号を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、発議第1号について、議会運営委員長、川島勝美議員。

〔17番議員 川島勝美君登壇〕

○17番（川島勝美君） 発議第1号の議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正についての提案理由をご説明します。

この委任については、既に平成20年9月定例会において指定してありますが、ことし4月に税務課内に町税及び町税以外の徴収困難な未収金を回収するため、債権回収対策室が設置されました。町の債権には税と保育料等の公債権と、給食費や町営住宅家賃などの私債権があります。

公債権は税法の中で差し押さえ等の滞納処分ができるわけですが、私債権の強制執行を行うには、裁判所に債権支払いの申し立てをしなければなりません。しかしながら、裁判を起こすには議会の議決が必要となることから、債権回収の事務が煩雑で効率の悪いものになってしまうため、既に指定してあるものに加えて、町が当事者となる100万円以下の訴えについても、追加指定することにより迅速な事務処理が図れるための、一部改正であります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

新の2項に「訴えの提起、」「調停」を加え、旧の2項、3項をまとめました。このたびの新2項の訴えの提起、調停は、町が当事者として行う場合であり、既に指定してある事項と同様、100万円以下の裁判所での訴え等であることから、軽易な事項に当たると考えられます。

よって、議員各位のご理解をいただき、町長の専決事項として委任すべく発議するものであります。

〔17番議員 川島勝美君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、発議第2号及び第3号について、鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 発議第2号についてであります。横芝光町海岸の保全事業早期実

施を求める意見書について提案理由を説明いたします。

横芝光町の海岸及び海水浴場は町の貴重な観光資源であるとともに、県立九十九里自然公園の一部として千葉県の観光事業の一翼を担っているものと認識しております。今般、九十九里海岸で随所に発生している浸食被害による海岸線の後退は、白砂青松という九十九里海岸の風光明媚なイメージを損ねるものであり、観光事業に及ぼす影響は大きなものと考えます。当町においても、尾垂海岸の砂浜はほとんど消滅し、それに続く木戸浜海岸、屋形海岸でも海岸線の後退が見られるなど、海岸浸食による被害が発生しております。

また、ことし3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波災害により、尾垂海岸の護岸が崩壊し、木戸浜海岸では海水浴場が開設できず、屋形海岸地域では家屋が全壊・半壊するなど観光事業のみならず、防災面においても大きな支障を及ぼしているところであります。

現在、千葉東沿岸海岸保全計画に基づき、ヘッドランド設置など浸食対策が隣接する匝瑳市まで実施されておりますが、本町を含め、山武地域での浸食対策でありますサンドリサイクルについては、事業実施が進まない状況にあります。

については、人々が親しめる安全で豊かな海岸環境をつくるため、事業費の拡充を行い、浸食対策事業が早期に促進されるよう関係機関へ強く要望するものであります。

議員各位には意見書案が示す趣旨をご理解いただきまして、ご賛同くださるようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

続きまして、発議第3号は、減災道路整備に関する意見書について提案理由を説明申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災により、道路などインフラ施設が破損したほか、海岸地域では津波による建物の倒壊や農地への海水流入による塩害など、これまでにない甚大な被害が発生いたしました。震災から6カ月が経過し、安定した生活に戻りつつあるものの、海岸付近の住民は、いつ起きるかわからない余震と近い将来高い確率で発生が予測されている東海地震や東南海地震、東方沖地震など大規模地震に不安も高まっております。

今回の千葉県内の津波被害は、九十九里浜沿岸地域が最も大きかったところですが、沿岸地域の中でも九十九里町西部から一宮町の間は九十九里有料道路が防波堤となり、比較的被害が軽微でありました。

つきましては、住民の生命と財産を守り、安全・安心な生活環境の向上を図るため、大規模地震に備えた津波対策の一環として、山武市から旭市までの九十九里浜沿岸に減災機能を兼ねた道路整備を強く要望するものであります。

議員各位には意見書案が示す趣旨にご理解いただきまして、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

[15番議員 鈴木唯夫君降壇]

◎議案第1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号の上程、

説明

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 齊藤 隆君登壇]

○町長（齊藤 隆君） あらためまして、おはようございます。

本日ここに、平成23年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび紀伊半島を中心に大雨をもたらした台風12号で被害を受けた皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。当初、台風12号は、関東地方に接近する進路予想でした。米の収穫時期でもあり、台風の進路は大変気がかりでありました。徐々に西に進路を変えたため、幸いにも当町にはさほど台風の影響はありませんでしたが、もし、当初の進路どおり台風の襲来を受けていたならば、当町でも想定ができないくらいの被害が生じたかもしれせん。

また、災害では、間もなく東日本大震災から半年が経とうとしています。この間、東北地方をはじめとする被災地の復興は、一歩ずつ進められていますが、いまだ多くの方々が避難所生活に耐え、瓦れきの山も散在している状況です。

町では、7月4日から11日まで、被災地である岩手県陸前高田市へ職員を1名派遣いたしました。業務は主に義援金の支給手続きなど、行政事務の支援でしたが、千葉県内の自治体から派遣されたほかの職員とともに、精いっぱい頑張ってきてくれました。

被災地では、まだまだ復興のための支援を必要としています。時間の経過とともに、被災者と支援者双方の「がんばろう！日本」の気持ちが、薄れてしまうのではないかと懸念し

ます。被災者の方々が、一日も早く「ふるさと」を取り戻し、平常の生活が送れるように願うとともに、今後もあらゆる機会を活用しながら、被災地支援活動を継続していきたいと考えております。

また、東日本大震災と同時に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、今年の夏は暑さと節電の二重苦となりました。Tシャツ・ジーンズ姿のスーパークールビズや業界での輪番操業など社会現象とも言える節電対策も講じられ、心配された夏季の計画停電は回避される見通しとなりました。

町でも震災以来、庁舎を初め各公共施設で節電に取り組みました。庁舎内では照明を通常の半分程度とし、空調の稼働も室温30度を目安としているため、来庁された皆様には大変ご不便をおかけしたことと思っておりますが、ご理解をいただき大変感謝をしております。本庁舎の4月から8月までのデータを前年同期と比較しますと、電気使用量でマイナス7万6,000kWh（キロワットアワー）余り、率ではマイナス28.5%となりました。現在も十分な電力が供給されているわけではありませぬので、引き続き、節電に心がけたいと考えています。

さらに、政局も「熱い夏」となりました。菅直人民主党代表が辞任を表明したことから、民主党は過去最多の5人の候補者で代表選を行った結果、野田佳彦前財務大臣が新代表に決まりました。野田氏は第95代首相の指名を受け、野田内閣をスタートさせました。野田氏は、戦後、本県出身初の首相でもあり、国の政策はもちろんのこと、本県の発展にも尽力いただけるものと期待をしているところです。

例年ですと、8月末に締め切られる新年度の各省予算要求は、今年は9月末とされており、現時点では新年度の国家予算の概要がつかめません。民主党が政権交代を実現したマニフェストのうち、看板とも言える、子ども手当・高校授業料無償化・高速道路無料化・戸別所得補償のいわゆる「4K」が、大幅な修正をすることで民主・自民・公明の三党合意をしていることから、国の新年度予算編成に影響が出るものと思われます。政局同様、国の動向には十分注視してまいる所存です。

9月に入りましてまだまだ暑い日が続いております。議員各位には、体調管理に十分留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、9月議会に当たりまして、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。初めに、平成22年度の各会計の決算状況について申し上げます。

初めに一般会計についてですが、平成22年度の一般会計の決算規模は、歳入総額が104億5,248万7,000円、歳出総額が99億886万9,000円で、翌年度へ繰越すべき財源7,040万2,000

円を除いた実質収支額は、4億7,321万6,000円となりました。なお、この繰越金を財源として、本議会に2億5,000万円の財政調整基金の積み立てをすべく補正予算案を提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

一般会計における主な基金保有額の状況は、財政調整基金が14億7,667万円、学校施設等整備基金が4億7,115万7,000円、地域振興基金が4億32万円などで、総額30億4,130万6,000円となっています。

一方、地方債残高につきましては、22年度において合併特例債6億900万円、臨時財政対策債5億円のほか、総額で12億2,120万円の借り入れをした結果、年度末残高は102億2,255万1,000円となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当せず、実質公債費比率は12.0%、将来負担比率は55.4%となり、いずれも政令で定められている早期健全化基準を下回っている状況にあります。

決算の詳細については、本議会において改めてご報告申し上げますが、今後も公約である「町財政の健全化」を念頭に置きながら財政運営に当たる所存でございますので、議会のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が34億9,178万8,000円、歳出総額は33億1,226万3,000円となり、形式収支では1億7,952万5,000円の黒字となるものの、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では、4,277万2,000円の赤字となりました。

歳入においては、長引く景気低迷による所得の落ち込み等により、国保税収が前年度に比べ5,444万円の減収となりました。また、財政調整基金については、4,000万円の取り崩しを行った結果、平成22年度末の基金保有額は1億2,147万3,000円となりました。

一方、歳出の約3分の2を占める保険給付費の総額は21億7,523万9,000円で、前年度と比較して額で8,563万7,000円、率で4.1%の伸びとなりました。また、後期高齢者支援金が、歳出の12.7%となる4億1,927万7,000円となるなど、高齢者の医療費の伸びに伴い、今後さらなる支出の増加が懸念されるところであります。

国保を取り巻く財政状況は年々厳しさを増しており、国保税の減収や保険給付費の増加傾向が今後さらに続いた場合、国保財政の運営は相当困難な状況に陥る可能性があります。このため、平成23年度におきましても、積極的に財源の確保に努め、医療費の動向を的確に把

握しながら、医療費抑制対策を着実に推進させる一方、広域的な国保運営などの新たな財政安定方策も検討する所存であります。

続いて、老人保健特別会計についてであります。本会計は後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年度末で終了した老人保健医療費の収支精算のために必要な予算措置をしたもので、平成22年度においては、前年度の医療給付費に対する国・県・支払基金及び一般会計からの交付金や繰入金の精算を行った結果、歳入及び歳出総額は同額の404万7,000円となりました。

なお、老人保健特別会計については、平成22年度をもって廃止し、平成23年度以降の老人保健医療費の収支精算は、一般会計で行うこととしたところであります。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてであります。平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度3年目の歳入総額は2億592万2,000円、歳出総額は2億407万7,000円で、収支差し引きは184万5,000円の黒字となりました。

歳入のうち、後期高齢者医療保険料については、低所得者層への軽減措置や、保険料の激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、保険料収納率が、年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で98.3%、合計1億3,103万8,000円の収入となりました。

このほか、一般会計からの繰入金、事務費繰入金と保険料軽減分の公費補てんである保険基盤安定繰入金の合計で6,610万1,000円となりました。

一方、歳出の93.2%を占める広域連合納付金は、1億9,013万3,000円となりました。

平成22年度も後期高齢者に係る医療費は、前年度に比べ増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

このため、町としては、広域連合を初め関係部局と連携をとりながら、今後も引き続き高齢者の健康づくり事業を積極的に推進しながら、医療費の抑制につなげたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてであります。平成22年度介護保険特別会計は、歳入総額16億8,573万3,000円、歳出総額は16億4,653万6,000円となり、形式収支では、3,919万7,000円の黒字となりました。

なお、保険給付費に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の実績額に対し、下回って交付されたことから、今年度に777万6,000円が追加交付されることとなりました。

一方、地域支援事業である予防分、包括・任意事業分は国、県、社会保険診療報酬支払基金から208万円を、また、一般会計からの繰出金である介護事業費、職員給与費、事務費等分、921万3,000円がそれぞれ実績額を上回って交付されたことから返還が生じ、本議会に精算に伴う補正予算案を提案させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

歳入における介護保険料は、前年度比で197万円の減、率で0.8%の減となりました。

歳出の91.5%を占める保険給付費は、前年度決算と比較すると額で1億1,145万4,000円、率で8.0%の伸びとなりました。

主な要因としては、施設サービス利用者の増加、居宅介護における個々の介護サービス利用の拡大が影響しているものであります。

また、重点施策であります介護予防のための地域支援事業につきましては、事業費ベースで267万1,000千円の増、率で6.9%の伸びとなり、事業の一層の充実、推進が図れたものであります。

なお、平成23年4月1日現在で、65歳以上の高齢者数は7,158人、介護認定者数は1,018人、構成比で14.2%となりました。その内、居宅介護サービス利用者は582人、施設入所者数は230人となっています。

さきの議会全員協議会で平成24年4月からスタートします第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の概要について説明をさせていただきましたが、これら調査結果及び国、県から示される新たな制度、サービス事業等を良く把握し、今後の介護事業の充実、安定運営を図ってまいりたい所存であります。

続いて、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額が5,549万2,000円、歳出総額は5,409万5,000円となり、実質収支額は139万7,000円の黒字となりました。

平成22年度の歳入の主な項目については、施設使用料と一般会計からの繰入金であります。

また、歳出の主な項目については、維持管理費と起債償還金であり、維持管理費は施設使用料で賄っている状況にあります。

今後も、引き続き維持管理費の軽減と宅内工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてであります。歳入総額が2億9,379万2,000円、歳出総額が2億3,757万6,000円で、実質収支額は、5,621万6,000円の黒字となりました。

屠畜頭数は、前年度と比較して牛で185頭増の4,089頭、豚で70頭増の16万6,450頭で、この増頭により、事業収入で、58万7,000円の増収となりました。

歳出は、平成19年度から3カ年計画で実施しました施設改修工事が、平成21年度で終了したことから、平成22年度は大規模な修繕もなく、4,000万円を積み立てることができました。

今後も、独立採算制を堅持し、長期にわたり安定したセンター経営に努めたいと考えています。

最後に、平成22年度の東陽病院の運営状況についてであります。まず、病院運営に係る収益的収入は11億8,366万円で前年度と比較して2,965万円の減、収益的支出は11億6,448万円で前年度と比較して3,249万円の増であり、一般会計から追加繰り入れを行ったことから、形式収支では1,918万円の黒字となりました。

次に、資本的収入は1億2,807万円で、医療機器購入を主とした資本的支出は1億9,228万円となり形式収支で不足する6,421万円は当該年度損益勘定留保資金で補てんすることとしました。

また、患者数であります。入院の延べ患者数は2万1,900人で、前年度と比較して2,628人減少いたしました。内訳は一般病床で1,029人減の9,893人、療養病床で1,599人減の1万2,007人となりました。また、外来患者延べ人数は4万2,018人で前年度と比較して337人の減となりました。

いずれにしましても、病院運営につきましては、東陽病院基本理念に基づき健全運営に努めるとともに、よりよい病院運営ができるよう東陽病院運営検討委員会を初め、多くの方々の意見を聞きながら改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各種事業の進捗状況等について申し上げます。

初めに、企画財政課関係についてであります。入札制度については6月定例議会においていただいたご意見を踏まえ、建設工事等入札・契約制度検討委員会で改善を検討し、低入札価格調査について制度内容の見直しをして、試行的に実施することとしました。また、その他の点についても、より適正な入札を目指し改善を進めているところであります。

続いて、福祉課関係事業についてであります。去る3月11日に発生した東日本大震災では、多くの方々が不安を感じ、そして助け合いの心の必要性も感じたことと思います。発生直後から民生委員児童委員により、ひとり暮らし高齢者など要援護世帯に安否確認が行われ、このことについては迅速に対処できたものと考えております。

この教訓からいかに日ごろの備えが大切かということで救急隊と連携を図り、ひとり暮らしのお年寄りがもしもの救急時に役立つグッズとして、「いのちのバトン」を配布させてい

ただきたく本議会に予算計上いたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年も敬老事業の一環として75歳以上の約4,200名の方々に対して、現在、敬老祝い品の手ぬぐいを職員により配布しておりますが、家族に手渡すときはできる限り安否確認を心がけるよう声かけを指示しているところであります。

続いて、環境防災課関係事業についてであります。今月4日の日曜日に、大雨洪水警報発令中、千葉県東方沖を震源地とする大型地震が発生し、大津波警報が発令されたという想定で、防災訓練を実施いたしました。訓練は陸上自衛隊第一空挺団後方支援隊を初め、消防組合、山武警察署、八匠水道企業団、町消防団の協力を得て、町全域を対象とした避難誘導訓練では3月の東日本大震災の津波の経験をもとに白浜小学校及び上堺小学校で校舎への避難誘導を実施しました。その他情報伝達訓練、初期消火訓練のほか、行政総務員のご協力をいただき災害時要援護者安否確認等を実施し、総勢約3,000人の参加となりました。早朝から参加していただいた町民の皆様を初めご協力をいただきました関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

また、去る6月12日に行われた栗山川周辺環境ボランティア活動では、大勢の町民の皆様のほか、町内少年サッカーチームの選手及び保護者の皆様の参加をいただき、ふるさとの川「栗山川」の環境保全に寄与できたものと確信したところであります。参加をいただいた皆様に心からお礼を申し上げる次第です。来月2日の日曜日にも第2回目となる栗山川周辺環境ボランティア活動を計画しておりますので、栗山川両岸の堤防の草刈り、ごみ拾い等の清掃活動に引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

続いて、産業振興課関係事業についてですが、昨年度戸別所得補償制度モデル対策として実施され、今年度から農業者戸別所得補償制度として本格実施されました同制度への申請状況ですが、7月末日現在、東日本大震災の影響で県全域の申請期限を8月31日に延長している千葉県を含む5県の途中集計数値を加えて、119万2,567件で、昨年のモデル対策の支払い件数を2万9,000件余り上回っております。

千葉県でも昨年の8,634件に対し、7月末日現在で、1万86件となり1,452件増加しています。

当町におきましても件数で159件、水田活用所得補償面積、いわゆる需給調整面積では128ヘクタールの申し込みがあり、昨年と比較して集落営農組織に土地が集約されたことなどにより、参加件数は33件減少したものの参加面積では11ヘクタール増加しております。

次に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農畜産物の放射性物質検査の結果につ

いてですが、畜産につきましては、町内肉牛農家の稲わら及び枝肉から放射性セシウムが検出されたものの、その数値は、暫定許容値を大きく下回るものでした。

野菜につきましては、8月3日に採取したピーマン及び8月31日に採取したミニトマトからも放射性セシウムは検出されず安全が確認されました。

また、農家の皆様に新米の流通自粛にご協力をいただき、町内7地区で実施した玄米の放射性物質検査につきましては、8月24日に全地区とも「不検出」との結果が出され、8月25日から新米の流通自粛が解除されたところであります。

次に、観光事業についてですが、木戸浜海岸は東日本大震災の津波の影響で海水浴場として開設できませんでしたが、屋形海岸は7月16日から8月21日までの37日間開設いたしました。屋形海岸の来遊客数は、震災の影響などにより約5,800人となり、昨年と比較しますと7割程度の入り込み数となりました。開設期間中は、交通安全協会や防犯協会の皆様方のご協力とライフセーバーによる適切な監視業務により事故もなく、無事終了することができました。ご尽力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

続いて、教育課関係事業についてであります。7月16日から始まりました山武郡市中学校総合体育大会におきまして、横芝中学校・光中学校ともに生徒たちはすばらしい成績をおさめました。

中でも、横芝中学校の卓球部女子は県大会を勝ち抜き、8月7日から神奈川県で開催されました関東大会出場を果たしました。さらに、ソフトテニス部は、男女団体そして個人戦で県大会を勝ち抜き、関東大会出場を果たすとともに、女子個人戦につきましては、8月17日から奈良県で開催されました全国大会へも出場し、大健闘いたしました。

また、剣道部は男子個人戦で関東大会、全国大会に出場し、大健闘いたしました。

さらに、8月1日から8月4日まで北海道函館市で開催された東日本中学生KB（ケーボール）野球大会には、横芝中学校から2名、光中学校から3名が千葉県代表として出場し、準優勝というすばらしい結果を残しました。

このように、さまざまな種目で大きな成果を上げるとともに、横芝光町の名を広く知らしめてくれました。生徒たちの成績につきましては、今月の広報でお知らせしておりますが、熱心に指導に当たった先生方、そして生徒を支えた保護者の皆さんの功勞に対しては、ここで改めて敬意を表するものであります。

次に、来年3月の完成予定であります東陽小学校屋内運動場改築工事については、8月末現在で基礎コンクリート打設及び既存屋内運動場等の解体工事が完了し、順調に進捗してい

るところです。

続いて、社会文化課関係事業についてであります。7月10日から8月28日までの7週間にわたり第62回山武郡市民体育大会が行われました。

剣道、ソフトテニス女子が優勝、陸上女子、ソフトテニス男子、バスケット男子、グラウンドゴルフが準優勝するなど、総合成績第3位という結果をおさめました。

選手を初め体育協会役員皆様の努力に深く感謝と敬意を表する次第であります。

次に、図書館関係事業についてですが、図書館では、国の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用して、ハイビジョンホールの映像機器を改修し、昨年5月から休止していた映画会を先月から再開いたしました。上映予定については、町広報紙や図書館のホームページでお知らせしてまいりますので、迫力ある映像と音響を、大勢の皆様楽しんでいただきたいと思います。

また、同交付金で今年度開始した読書指導員活動についても、各学校の先生方や子どもたちから大変好評で、これからも、意欲ある指導員とともにこの事業の充実を図りたいと考えております。

なお、今月26日から来月5日まで図書館電算システムの更新作業と蔵書点検を行うため、図書館を休館する予定です。利用者の皆様には、ご不便をおかけしますがご理解をお願い申し上げます。

続いて、東陽食肉センター関係事業についてであります。今年の7月末現在の屠畜頭数は、牛で300頭、豚で1,200頭、それぞれ前年同期と比べ減少している状況です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に端を発した牛肉の放射能汚染問題は、その範囲が全国エリアに拡大した上、風評被害も重なり、生産農家はもちろんのこと、業界全体が厳しい環境に転じました。

食肉センターでは、安心して安全な牛肉の流通と生産農家の収入を確保するため、県の対応よりも早く、8月1日から食肉市場へ出荷する肉用牛について、放射性物質の全頭自主検査を実施しております。しかしその一方で、この検査結果が出るまでの2日間、屠畜処理された枝肉等を冷蔵庫で保管しなければならないため、翌日の屠畜処理頭数に影響が出ている状況です。

また、食肉センターでは節電対策の一環として、7月4日から今月22日まで、就業時間を午前7時30分から午後4時15分までとするサマータイムを導入することで、電力需要量の集中する時間帯の使用量の軽減を図っております。センター利用関係者の皆様には、早い時間

からの作業にご協力をいただき、お礼を申し上げる次第です。

食肉センターの電力使用量は、施設全体での節電の取り組みにより、昨年と比較して、7月は、マイナス2万8,782kWh（キロワットアワー）、率でマイナス13.5%、8月は、マイナス3万3,270kWh、率でマイナス15.7%となり、目標以上の節電効果が出ているところです。

それでは、引き続きまして今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が本年6月30日に公布されたことに伴い、個人住民税寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、罰則規定の見直し、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税特例の適用期限延長、その他所要の規定の整備を行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）について。

本案は、財政調整基金積立金のほか、人事異動に伴う人件費、非常備消防事務費負担金、土地改良施設維持管理適正化事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億4,623万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億73万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第3号 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、東日本大震災により被災された国保被保険者に対する国の災害臨時特例補助金の追加、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整、精算による過年度老人保健拠出金の還付、支払基金の決定通知に基づく前期高齢者納付金及び介護納付金の追加、前年度確定額の精算による国庫補助金返還金及び一般会計繰出金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,660万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第4号 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、職員共済組合負担率変更に伴う人件費及び一般会計繰入金の調整、前年度繰入金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ122万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,022万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、前年度における保険給付費、地域支援事業費への国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算と、人事異動に伴う人件費の調整、震災による被災者への減免措置により補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,207万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、前年度繰越金の歳入決算見込みによる補正と、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受け、農業集落排水処理施設から発生する汚泥の放射線測定業務が必要となり経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,359万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、人事異動に伴う人件費の調整により、補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ24万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,675万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号 平成22年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第9号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について、議案第11号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第12号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第13号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第14号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について。

議案第8号から議案第14号までは、各会計の平成22年度歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

議案第15号 平成22年度横芝光町病院事業会計決算の認定について。

本案は、平成22年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

報告第1号 平成22年度健全化判断比率の報告について。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成22年度における健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第2号 平成22年度資金不足比率の報告について。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

本件は、平成22年6月16日午後7時頃、横芝光町北清水6741番5付近町道D066号線で発生した町道上の穴による車両物損事故等に関し、損害賠償額15万5,886円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案説明が終わりました。

ここで休憩します。

再開は午前11時35分からです。

（午前11時24分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由の説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、議案第1号の横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案つづり、こちらのピンクの表紙になりますが、1ページをお開きください。

議案第1号 横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月7日提出、横芝光町長、齊藤隆。

3ページをお開きください。

今回の税条例等の改正につきましては、町長の提案理由でも申し上げましたように、去る6月30日に、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、横芝光町税条例等の一部を改正する必要が生じたものであります。

改正内容の説明に当たりましては、提案させていただきましたこちらの一部改正の本文では極めて複雑でわかりにくいと思われるので、本日配付させていただきました「横芝光町税条例等の一部改正の要旨」、こちらをもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、今回の改正の内容を大きく分けますと、二重丸の部分であります、寄附金に係る適用下限額の見直しから、一番下のその他までの5つになります。

それでは、詳しい内容をご説明したいと思っておりますが、今ごらんいただいております要旨の中で青い字で書いてある部分が、こちらの黄色い表紙の新旧対照表のページと条項でありますので、ごらんになりながらお願いしたいというふうに思います。

それでは、まず二重丸1つ目の個人住民税の寄附金の税額控除の適用下限額の改正ということで、今までは寄附金控除の対象となる金額が5,000円以上の寄附金でありましたが、この改正で2,000円以上の寄附金が該当するようになりました。改正分につきましては、新旧対照表の1ページの第34条の7、これが4ページから5ページに少しかかっております。さらには、9ページの附則第7条、13ページの附則第16条の3から20ページの附則第20条の4に掲げてあります。

この改正がどのように反映されるかといいますと、こちらの表の上の右側の図をごらんいただきたいと思いますと思っておりますが、給与所得700万円で夫婦と子2人の4人家族が町に対し寄附金をした場合を想定いたしまして、例を示させていただきました。この場合、社会保険料や配偶者控除あるいは扶養控除など、ごく一般的な計算をしますと、そこに書いてありますように住民税の所得割は29万3,500円となります。

これを前提に、町に対し4万円の寄附をした場合、今までは①の適用下限額ということで5,000円以上を寄附金の対象にしておりましたが、これが2,000円に改正になりました。そのこ

とで、寄附金控除の対象額が3万5,000円から3万8,000円に引き上げられたこととなります。また、税額を算定する上で③の所得税の税額控除が10%ということで、3,500円から3,800円に、②の住民税基本控除ということで3,500円から3,800円に、さらには下のほうになります。④、⑤の特例控除を適用して住民税の税額控除を計算しますと、中段うぐいす色の四角の中ではありますが、改正前は3万1,500円だったものが3万3,150円と控除額が拡大されたことで、左側の茶色の線で囲ってある部分ですが、29万3,500円の住民税所得割が26万300円ということで減額になりますので、改正前の26万2,000円より1,700円控除額がふえるということになります。

先ほど申し上げましたように、新旧対照表の1ページの第34条の7を初めそれぞれ関係する付票の部分の改正し、このような計算が成り立つようにするものであります。

これらの改正の内容は、平成23年1月1日以降の寄附金に適用されます。

なお、寄附金税制の改正につきましては、住民の皆さんの浄財が直接公共的な役割を果たす県や町に寄附されることによりまして、住民の皆さん、そして地域の皆さんにとって必要なサービスが提供されるということが、これからの新しい公共という中で極めて重要であるとして、これまで拡大措置が図られてきたところであります。

今回の改正にあっては、これに加えて、東日本大震災によって被災者支援への貢献に向けました国民の熱意の高まりというものが最大の要因となりまして、今回の改正になったものであります。

次に、2つ目の二重丸の部分、罰則の見直しであります。近年ITを活用した電子商取引の急激な普及によりまして、巨額の所得を得ながら故意に申告を行わず、多額の税額を逃れるというケースが増加していることにかんがみ、平成22年度から23年度にかけて、国税の罰則見直しが行われましたことを踏まえて、地方税に関する罰則についても見直しされたものであります。

こちらの表に青い字で記載いたしましたとおり、新旧対照表1ページの第26条の町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円以下、以下、表にお示しいたしましたとおり新旧対照表の5ページ、6ページ、7ページ、8ページに、今回新たに創設されましたたばこ税、鉱産税、特別土地保有税などを含みまして11項目の罰則が強化されております。

次に、3つ目の二重丸の部分、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例であります。この表でお示しいたしましたとおり、新旧対照表10ページ、それから11ページ

の附則第8条関係であります。免税対象となる肉用牛の売却頭数を2,000頭から1,500頭とする見直しを行った上で、昭和57年から24年までとなっていたものを適用期限27年度まで延長するものであります。

なお、特例の法律につきましては、昭和44年度に創設されて今まで継続してきているものであります。

次に、4つ目といたしまして、上場株式等の配当などの軽減税率、あるいは非課税口座内の上場株式等の特例措置について期限の延長が行われました。新旧対照表21ページからの平成20年の一部改正に伴う附則第2条、改正内容は22ページになりますが、金融証券税制の見直しということで、現行の上場株式等の配当、譲渡所得等に係る10%軽減税率、所得税が7%、住民税が3%になっておりますが、これについては公平性や金融商品間の中立性の観点から20%、これが本則税率であります。本則にすべきであるとされておりましたが、景気回復に全力を期すため、この特例措置を2年間延長することとされまして、平成23年12月31日から25年12月31日となりました。

また、10%軽減税率の延長に伴いまして、この特例措置とセットで実施することとされておりました非課税口座内上場株式等の特例関係につきましても、ごらんのように施行期日や適用期日が改正されております。これらの関係が新旧対照表の最後、24ページの附則第1条、第2条であります。

最後の二重丸その他につきましては、今回の改正に伴う文言の修正や条項のずれなどの整備でありますので、よろしくお願い申し上げます。税条例等の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時からです。

（午前11時50分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、議案第2号 平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案つづりは別冊となっておりますこちらの補正予算第3号のつづりをお願いいたします。こちらの1ページでございます。

平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,623万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ100億73万1,000円とし、第2条では地方債の変更補正を行おうとするものでございます。

2ページから4ページにかけましては、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の方法、利率、償還の方法には変更はございませんが、合併特例事業では限度額を2,240万円減額し、5億4,670万円に、農業基盤整備事業では限度額を80万円増額し、5,220万円に、道路橋梁整備事業では限度額を90万円増額し、6,420万円に、小学校施設整備事業では限度額を950万円増額し、3,790万円にしようとするもので、内容につきましては歳入の21款町債で説明させていただきます。

6ページから8ページは事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてのご説明を申し上げます。

9ページの歳入でございますが、14款2項2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業統合補助金は成年後見制度利用に対する補助金で、国が2分の1、県が4分の1を補助するものでございます。

4目土木費補助金の道整備交付金は、町道Ⅰ-14号線、Ⅰ-9号線、Ⅱ-10号線について現在の進捗状況から交付額の調整を行おうとするものでございます。

5目教育費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金は、本年度の補助単価の改正による増額補正で、学校施設環境改善交付金は東陽小学校屋内運動場改築事業に充当すべく予算化しておりましたが、国の予算が東日本大震災からの復興を主としたものとなり、採択が見送られるということになりましたことから減額するものでございます。

15款2項1目総務費県補助金の空調機器更新事業補助金は、事業の申請者が多く見込めることから増額補正計上でございます。

2目民生費県補助金の地域生活支援事業統合補助金は、成年後見制度利用に対する県の負担分の計上で、障害者自立支援特別対策事業補助金は、法改正が予定されておりますことから障害者自立支援システムの改修費に対する補助金で全額が補助されます。

3目衛生費県補助金の住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金は、補助の上限を3.5キロワットとし、1キロ当たり2万円が県から補助されるもので、被災地浄化槽復旧支援事業補助金は、東日本大震災により被災した浄化槽の復旧に対し1基30万円を限度とし、2分の1が補助されるものでございます。

4目農林水産業費県補助金の水田自給力向上対策事業補助金は、篠本新井地区のブロックローテーションによる大豆作付に対する補助金で、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金は、ネギ定植機とネギ調整機の導入に対する補助金、森林機能強化対策事業補助金は、県の予算枠と事業内容の変更により増額計上となっております。

9目消防費県補助金の液状化等被害住宅再建支援事業補助金は、国の被災者生活再建支援制度が適用されない世帯に対する補助金で、県が独自に支援を行うものでございます。

15款3項1目総務委託金の千葉県議会議員選挙委託費は、実績により減額を見込んだところでございます。

16款2項1目不動産売払収入の土地売払収入は、赤道2件、198平米の売払収入でございます。

17款1項1目一般寄附金は、一般寄附金2万円とふるさと納税分の計上でございます。

4目教育費寄附金は、光ライオンズクラブからの寄附金でございます。

10ページになりますが、18款1項1目国民健康保険特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金は、それぞれ平成22年度分繰出金の精算によるものでございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当てとして前年度繰越金3億107万8,000円を計上しております。

20款7項1目雑入のコミュニティ助成事業助成金は、上町区囃子連の備品購入に対する財団法人自治総合センターからの助成であり、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、屋形排水機場分でございますが、国・県の負担分とあわせた土地改良団体連合会からの交付金を一たん受けるものであり、今回の当該事業は土地改良団体連合会へ委託して行うこととして

いるため、改めて歳出の5款1項5目農地費から町負担分とあわせて支出することとしております。

耕作放棄地対策事業負担金は、屋形荒場地区の排水路護岸工事で町が事業主体となりますことから、国庫分と地元負担金を受け入れるものでございます。

21款1項1目総務債の合併特例事業は、町道Ⅰ－9号線、Ⅰ－14号線に係る合併特例事業債でございますが、充当される道整備交付金を継続事業を含むこととして算定し直したことにより、減額計上となっております。

2目農林水産業債の公共事業等債は、篠本新井地区の土地改良事業に対する起債でございますが、国の予算配分が確定し、事業費が増額となったことから増額計上となっております。

3目土木債の公共事業等債は、町道Ⅱ－10号線に対する道整備交付金の充当額が変更となったため、増額計上となっております。

4目教育債の学校教育施設等整備事業債は、予定しておりました東陽小学校屋内運動場改築事業に対する学校施設環境改善交付金の採択が見送られることとなったため、不足する額に対して起債を充当しようとするものでございます。

11ページになりますが、続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

なお、人件費関係につきましては、特に説明を申し上げるほかは人事異動や育児休業の調整であり、共済費につきましても負担金率の変更に伴うものでございます。職員の配置状況を基本に積算しておりますので、個別の説明は省略させていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

1款1項1目議会費、2款1項1目一般管理費は、人件費並びに共済費の補正でございます。

5目財政管理費の財政管理事務費は、前年度繰越金4億7,321万6,132円のうち2億5,000万円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

また、入札制度管理事業では、総合評価方式による入札を導入するに当たり、財団法人千葉県建設技術センターの支援を受けるべく委託料を計上しております。

7目財産管理費の本庁共用庁用車管理事業の役務費は、次ページになりますが、自賠責保険料の料率に変更されることによる増額補正で、町有バス運行事業はスタッドレスタイヤと夏用タイヤの交換に要する費用でございますが、経費節減のため前年度から先送りしたものでございます。

8目企画費の生活路線バス運行事業は、循環バス運行委員会を交通会議に改める等デマン

ド交通導入のための費用計上でございます。

9目地域安全対策費の防犯指導及び啓発事業は、防犯指導員が3名増員となったことによる報酬の計上でございます。

10目地域振興費のコミュニティ活動育成事業は、上町囃子連に対する備品購入補助金の計上で、全額が財団法人自治総合センターからの助成でございます。

11目空港対策費の共同利用施設維持管理事業は、長倉共同利用施設の地盤改良工事費の計上と、空調機器更新・再更新事業では空調機器更新事業申請者が多く見込めることから増額補正の計上でございます。

13ページ、後段になりますが、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費の商業施設内証明書等発行事業は、23年度から窓口対応を臨時職員から職員での対応としたことから減額計上となっております。

14ページになりますが、2款4項2目千葉県議会議員選挙費、3目町議会議員選挙費は実績により減額計上となっております。

15ページ、後段になりますが、3款1項1目社会福祉総務費の民生委員会活動事業は、救急医療情報キット購入費用の計上で、国民健康保険特別会計繰出事業は、人事異動に伴う人件費分の繰り出しでございます。

16ページになりますが、2目老人福祉費の介護保険特別会計繰出事業は、人事異動に伴う人件費分の繰り出しと地域支援事業の過年度分追加交付額の計上でございます。

3目障害者福祉費の障害者福祉事務費は、それぞれ22年度国庫補助金精算に伴う返還金の計上で、地域生活支援事業では成年後見制度利用による後見申し立てに係る費用、障害者自立支援特別対策事業では障害者自立支援システム改修委託料を計上しております。

5目後期高齢者医療費の後期高齢者医療費は、共済負担金率変更による増額分の繰り出しでございます。

17ページになりますが、3款2項1目児童福祉総務費の次世代育成支援対策事業並びに子ども手当事務費、2目児童措置費の子ども手当及び児童手当給付事業は、22年分の精算による返還金の計上でございます。

4款1項1目保健衛生総務費の次ページになりますが、山武郡市広域行政組合負担金でございますが、広域行政組合において23年度の当町の負担金を計算するに当たり、算定基礎となります救急診療所休日歯科の利用者数を少なく見積もっており、負担金に不足が生じたため、追加納付の依頼があったものでございます。

2目予防費の個別予防接種事業は、日本脳炎予防接種で勧奨対象年齢が拡大されたことによる計上でございます。

4目健康増進対策費の女性特有のがん検診推進事業は、22年分の精算による返還金の計上でございます。

5目健康づくりセンター費の健康づくりセンター維持管理事業は、バッテリーの取りかえとエレベーターの修繕費の計上でございます。

6目環境衛生費の環境美化推進事業では、上町第5の資源ごみ集積所整備事業補助金を、19ページ上段の自然エネルギー推進事業は、太陽光発電設備導入促進事業補助金の計上で、補助の上限を3.5キロワットとし、1キロワット当たり3万円を補助することとし、3分の1を町が負担しようとするものでございます。

同ページ後段になりますが、5款1項3目農業振興費の水田農業構造改革対策事業は、篠本新井地区のブロックローテーションによる大豆作付に対する奨励補助金で、全額が県費で賄われ、需給調整推進対策奨励事業は町の単独事業でございますが、篠本新井地区の大豆作付に対する奨励費の計上でございます。

地域園芸活性化事業は次ページになりますが、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業としてネギ定植機並びにネギ調整機の購入に対し補助しようとするもので、全額が県費でございます。

4目畜産振興費の東陽食肉センター特別会計繰出事業は、人事異動に伴う人件費分の繰り出しでございます。

5目農地費の経営体育成基盤整備事業は、篠本新井地区の土地改良事業に対する国の予算配分が確定したことによる増額補正の計上であり、土地改良施設維持管理適正化事業は、屋形配水機場の除じん機改修工事ではありますが、今年度に土地改良団体連合会へ委託して実施すべく計上しており、負担金、補助及び交付金は委託料へ組み替えをしております。

町単土地改良補助事業は、遠山地区の排水路整備用資材の購入と作間内地区の排水路改修補助金の計上で、県営土地改良負担金事業は、農業水利施設県営松尾支線の機能保全を図るためストックマネジメント事業の負担金の計上、地域排水管理事業は次ページになりますが、16節原材料費では、転落の危険性が高いとされる緑台地区の排水路に転落防止ネットを設置する費用と、19節負担金、補助及び交付金では、大根土地改良区の尾垂地区の排水路補修工事への負担金の計上で、耕作放棄地再生利用事業は屋形荒場地区の排水路護岸工事で、町が事業主体とすることから負担金補助及び交付金を減額し、工事請負費を計上したところで

ございます。

5款2項1目林業振興費の森林機能強化対策事業は、森林の適正な整備と健全な成長を促す事業でございますが、事業量は県の予算枠に負うところが大きく、今回の補正も事業内容の変更により従来の下刈り等の補助枠は減額され、新たに造林事業が加わっております。

22ページをお願いいたします。

7款2項2目道路維持費の道路維持事業は、F177号線小田部地区の路肩修繕工事の計上でございます。

3目道路新設改良費の町道I-22号線道路改良事業（宮川地区）は、用地交渉の見込みが立ったため、補償物件の再調査を行う費用の計上で、（仮称）長塚、北清水架橋・取付道路整備事業は不動産鑑定手数料でございますが、1,000万円以上の用地取得はその都度、不動産鑑定を行い、適正な価格での取得に努めるようにとの県の指導により、計上したものでございます。

排水整備事業は、文化会館北側の排水路敷について民有地の一部を無償で使わせていただいておりますが、これを購入すべく計上したものでございます。

23ページになりますが、7款4項3目駅前広場管理費の駅前広場管理事業は、西側公園の遊具点検業務委託料の計上で、駅前広場整備事業は、本年度取得を予定していた民有地の境界確定に時間を要することから、JR用地を取得すべく用地実測図を作製するための計上でございます。

8款1項2目非常備消防費の非常備消防事務費は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正によりまして、掛金が1人当たり1,900円から2万4,700円に引き上げられたことによる増額補正でございます。

3目消防施設費の防災行政無線維持管理事業は、災害時対応の充実を図るべく携帯型無線装置を11台購入し、総数を26台とすべく関連する経費を計上したものでございます。

4目災害対策費の東日本大震災対策事業は次ページになりますが、11節需用費では、津波により塩害被害を受けました水田の地力回復のため、粒状苦土石灰を10アール当たり5袋配布する経費と、19節負担金、補助及び交付金では、東日本大震災により被災した浄化槽の復旧支援事業、1基当たり30万円の補助金の計上と、県が独自の政策として行う液状化等被害住宅再建支援事業補助金の計上でございます。

同ページ後段になりますが、9款2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業は、次ページになりますが、11節需用費の修繕料では、日吉小学校の空調設備と用水ポンプ、日吉小、

南条小、東陽小、白浜小、横芝小、大総小の火災報知器、防火扉、誘導灯等の消防施設整備、13節委託料は特殊建築物定期報告調査を行おうとするもので、大総小、上堺小、南条小には建築基準法による点検義務がなく、当該調査を行っておりませんでした。東日本大震災の影響も懸念されますことから、これの調査を行うこととしたものでございます。

15節工事請負費では、日吉小、南条小、東陽小、白浜小の屋根防水工事と大総小の井戸ポンプ改修工事が計上されております。小学校施設整備事業では、上堺小のプールフェンス増設工事が計上され、東陽小学校屋内運動場改築事業では、境界ぐい設置業務と地目変更の業務委託料が計上されております。

9款3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業は、光中学校雨水ろ過機の修繕料の計上でございます。

9款4項1目幼稚園費の私立幼稚園就園奨励費補助事業は、本年度の補助単価の改正による増額補正でございます。

9款5項1目社会教育総務費の次ページになりますが、社会教育総務事務費は、社会教育主事講習会の費用を計上しております。文化財保護事業は、国指定無形民俗文化財、鬼来迎の用具購入と町指定有形文化財、屋形四社神社茶殿修理に対する補助金を計上し、町民農園管理事業は、町民農園のリニューアル費用を計上しております。

3目共同利用施設費の文化会館維持管理事業は、階段等の修繕と調理実習室をみそづくりに対応できるよう改良する工事費を計上しております。町民会館維持管理事業は、外壁タイルの補修費用を計上し、上堺会館維持管理事業は次ページになりますが、耐震診断業務の委託料を計上しております。

9款6項1目保健体育総務費のスポーツ普及推進事業は、光ライオンズクラブからの寄附金を原資に、スポーツ推進普及に資する備品を購入すべく予算化したものでございます。

2目体育施設費の横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業は、陸上競技場のし尿処理中継槽並びに野球場スタンドの雨漏り改修工事に要する費用の計上でございます。

3目学校給食費の学校給食事務費は、調理員欠員1名分を外部委託により補うべく計上しております。

28ページになりますが、10款3項1目公立学校災害復旧費は、東日本大震災の影響による横芝中学校、光中学校、横芝小学校、日吉小学校、東陽小学校、白浜小学校の側壁改修工事費の計上でございます。

11款1項1目元金の元金償還事業は、22年度に借り入れたもののうち2件について据え置

き期間をなくして借入れを行ったため、元金のみ増額となっております。

29ページから31ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号及び議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第3号及び議案第4号につきまして補足説明申し上げます。

初めに、議案第3号の平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、議案第3号でございます別冊の補正予算書をごらん願いたいと存じます。

それでは、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,660万5,000円とするものがございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、6目災害臨時特例補助金83万6,000円につきましては、東日本大震災により住宅の全半壊等の被害に遭われた国保被保険者に対する医療機関窓口での一部負担金免除や国保税減免等の特別措置に対して、国が災害臨時特例補助金により補てんするものであります。

なお、本補助金の補助率につきましては、一部負担金の免除や国保税の減免に対しましては10分の8で、残りの10分の2につきましては国の特別調整交付金により別途補てんされるものでございます。

次の10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金130万7,000円は、人事異動に伴う職員給与費の調整増額分につきまして一般会計から繰り入れるものであります。

11款 1 項繰越金、2 目その他繰越金96万5,000円は、今回の補正の財源調整といたしまして、不足分を前年度繰越金により充当するものであります。

12款 諸収入、3 項 5 目雑入149万7,000円は、平成22年度の老人保健医療費拠出金について精算の結果、本年度に還付となったものでございます。

以上、歳入総額は460万5,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費130万7,000円は、人事異動に伴う職員給与費の増額調整分で、歳出でもご説明いたしましたとおり、同額を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費につきましては、歳入補正に伴う財源振りかえでありまして、歳出予算の補正はございません。

続く 4 款 1 項 前期高齢者納付金等、1 目 前期高齢者納付金22万2,000円は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の割合が高く、交付金を受ける立場の国保が負担調整として支出する納付金でございまして、支払基金からの決定通知により不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、6 款 1 項 1 目 介護納付金79万3,000円は、介護保険 2 号被保険者分の納付金について、支払基金からの決定通知によりまして不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。

11款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、3 目 償還金15万4,000円は、平成22年度に国から交付されました出産育児一時金及び高齢受給者証発行に係る補助金につきまして本年度に精算した結果、交付超過となった分を返還するものであります。

同じく11款 3 項 繰出金、1 目 一般会計繰出金212万9,000円は、平成22年度に一般会計から繰り入れました給与費を初めとする法定繰入金につきまして、本年度に精算して一般会計に返還するものであります。

以上、歳出総額は460万5,000円でございます。

引き続きまして、議案第 4 号の平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては同じく別冊議案第 4 号でございます。補正予算案をごらん願います。

まず、予算書の 1 ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第 1 条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ122万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,022万2,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、同じく事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5万3,000円につきましては、職員給与費の調整分につきまして一般会計から繰り入れるものであります。

5款1項1目繰越金116万9,000円は、今回の補正の財源調整といたしまして、不足分を前年度繰越金により充当するものであります。

以上、歳入総額は122万2,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万3,000円につきましては、職員共済組合負担率の変更に伴う負担金の増額調整で、歳入でご説明いたしましたとおり、同額を一般会計から繰り入れるものであります。

次の4款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金116万9,000円は、平成22年度の一般会計からの繰入金を精算して、本年度に一般会計に返還するものでございます。

以上、歳出総額は122万2,000円でございます。

以上で議案第3号及び議案第4号の補正説明といたします。慎重審議をいただき、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第5号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

資料につきましては、議案第5号、別冊になりますが、よろしくご説明いたします。

補正予算書の1ページでございますが、今期補正予算は第1条で定めましたように既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億4,207万4,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、国庫支出金、国庫補助金並びに支払基金交付金、県負担金及

び一般会計への返還及び追加交付と職員給与及び繰越金の充当に伴う関係費目の補正にかかわるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書よりご説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明をいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分介護給付費負担金401万円は、制度に基づき精算した結果、平成22年度国庫支出金に不足が生じたので、不足分につきまして平成23年度予算において国からの追加交付を受け入れるものでございます。

次に、2項国庫補助金、6目介護保険災害臨時特例補助金、1節介護保険災害臨時特例補助金24万円は、東日本大震災で被災した被保険者の個人負担金及び介護保険料の減免に対し、国から補助金が交付されるものであります。なお、交付割合は100%であります。

なお、詳細を申し上げますと、給付の個人負担免除は1名、保険料の免除は3世帯で4名が該当となっております。

続きまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金、2節過年度分の介護給付費交付金203万4,000円、これにつきましても精算による平成22年度の不足分を平成23年度予算において、支払基金からの追加交付として受け入れるものでございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分の介護給付費負担金、172万1,000円につきましても、精算による平成22年度の不足分を平成23年度予算において、県からの追加交付として受け入れるものでございます。

続きまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、2節包括的支援事業・任意事業過年度分の1万1,000円、これにつきましても精算による平成22年度の不足分を平成23年度予算において、町一般会計からの追加交付として受け入れるものでございます。

次に、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金54万1,000円は、6月の人事異動及び昇給等に伴う介護担当職員給与分を一般会計より受け入れるべく計上したものでございます。

続きまして、9款1項1目1節繰越金351万7,000円につきましては、今回の補正に伴う不足財源を前年度繰越金で補うものでございます。

以上、歳入補正総額は1,207万4,000円となります。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄細目の1一般給与費54万1,000円につきましては、歳入で計上いたしました人事異動等に伴います職員給与、職員手当及び共済組合負担金に係る調整でございます。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費24万円につきましては、国から交付されました東日本大震災に係る介護保険災害臨時特例補助金分を個人負担金免除の方が地域密着型サービスを受けていることから、その給付に充てるものでございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費から8ページの7項特定入所者介護サービス等費までは、歳入でご説明いたしました平成22年度介護給付費精算分の国負担分、支払基金交付金及び県負担金分が平成23年度予算で追加交付されることから、その分の財源振りかえのための計上でございます。

続いて、9ページをごらんください。

5款地域支援事業、2項包括的支援事業・任意事業、2目任意事業費1万1,000円につきましても、町一般会計より追加交付された繰入金に係る財源振りかえのための計上でありませぬ。

次に、7款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料の過誤納返還金208万円につきましては、平成22年度分の地域支援事業である予防分及び包括任意事業分を精算した結果、国へ131万円、県へ65万5,000円、支払基金へ11万5,000円の返還をすることになりましたので、これを補正計上するものであります。

続いて、4目一般会計繰出金、28節繰出金、一般会計繰出金921万3,000円につきましても、平成22年度において超過となりました一般会計からの繰り入れにつきまして精算するものであります。内訳といたしましては、介護給付費分が342万7,385円、地域支援事業55万4,287円、職員給与費分が9,975円、事務費分522万1,618円、それぞれを一般会計へ返還するものであります。

以上、歳出補正総額は1,207万4,000円となります。

なお、10ページ、11ページは給与費明細でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

これをもちまして、介護保険特別会計補正予算の補足説明といたします。慎重審議の上、

可決承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 土屋文雄君登壇〕

○産業振興課長（土屋文雄君） それでは、平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

議案つづりの6号をお願い申し上げます。

議案第6号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,359万6,000円と定めるものでございます。

2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正並びに4ページ及び5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は、後ほどご確認お願いを申し上げます。

6ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございますが、4款1項1目繰越金でございますが、補正予算の財源調整のため、前年度からの繰越金の全額39万6,000円を見込んだところでございます。

続きまして、7ページ、歳出でございますが、2款1項1目維持管理費に39万6,000円を補正し、957万8,000円とするもので、12節役務費、手数料で東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた下水汚泥などの処理処分などに関する安全確保の当面の考え方が国から示され、集落排水の処理過程で発生する脱水汚泥の放射線測定が義務づけられたことから、これらに係る経費を計上したものでございます。

以上、平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第7号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君登壇〕

○食肉センター所長（伊橋秀和君） それでは、別冊になっております議案第7号をごらんいただきたいと思います。

議案第7号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,675万1,000円とするものであります。

恐れ入りますが、4 ページをごらんください。

冒頭、町長から提案理由説明で申し上げましたとおり、今回の補正につきましては人事異動に伴う人件費の調整でありまして、職員給与費に減額が生じたため、今回補正を行うものでございます。

まず歳入であります。1 款 1 項 1 目繰越金、前年度繰越金40万5,000円の減額は、財源の調整金額でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金15万6,000円は、国から支給されます子ども手当の繰り入れ分でございます。

歳出であります。1 款 1 項 1 目一般管理費24万9,000円の減額補正であります。内容は説明欄の記載のとおりでございます。一般職の給料並びに一般職の期末勤勉手当等で減額、そして共済組合負担金等で増額となり、一般職給与費が24万9,000円減額になるというものであります。

5 ページ、6 ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第 7 号の補足説明とさせていただきます。可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 2 時とします。

（午後 1 時 5 0 分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 0 分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第 8 号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、議案第8号 平成22年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

さきの全員協議会時にご案内申し上げましたとおり、本日はこちらの平成22年度決算資料によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

1ページは4枚目になります。3枚をはぐっていただいて、1ページになります。

会計別決算の状況のうち、一番上段の一般会計でございますが、平成22年度の歳入決算額は104億5,248万7,000円、歳出決算額は99億886万9,000円で、前年度に比較して歳入では9億6,322万4,000円、8.4%の減、歳出では7億9,723万1,000円、7.4%の減となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出款別、性質別決算額の前年度比較となっております。

まず、款別の歳入でございます。

1款町税は決算額が23億8,569万1,000円で、前年度に比較して1億3,591万8,000円、5.4%の減となっております。軽自動車税と町たばこ税並びに鉱産税で若干増額となっているものの、その他の税目では景気低迷による企業の業績不振及びそのことに伴う個人所得の減少などにより減額となっております。

2款地方譲与税は決算額が1億8,078万4,000円で、前年度に比較して592万7,000円、3.2%の減となっております。国が徴収した揮発油税や自動車重量税を原資に、道路面積や延長により交付されるものでございますが、地方揮発油譲与税では約2,300万円の増となっておりますが、自動車重量譲与税では約830万円の減額となっており、地方道路譲与税が廃止となったことから、これに伴う約2,100万円の減額が生じております。

3款利子割交付金は決算額が708万9,000円で、前年度に比較して66万4,000円、8.6%の減、4款配当割交付金は決算額が276万7,000円で、前年度に比較して76万円、21.5%の減、5款株式等譲渡所得割交付金は決算額が151万4,000円で、前年度に比較して29万1,000円、16.1%の減、6款地方消費税交付金は決算額が2億2,180万円で、前年度に比較して38万2,000円、0.2%の減、7款ゴルフ場利用税交付金は決算額が2,428万円で、前年度に比較して117万5,000円、4.6%の減、8款自動車取得税交付金は決算額が5,984万6,000円で、前年度に比較して1,300万6,000円、17.9%の減となっております。これらは、県からそれぞれの積算方法によって交付されるものでございますが、原資が減額していることから、総じて減額となっております。

続けさせていただきます。

9 款地方特例交付金は決算額が5,981万6,000円で、前年度に比較して1,361万9,000円、29.5%の増となっております。児童手当及び子ども手当特例交付金が2,804万1,000円、減収補てん特例交付金として住宅借入金等特別税額控除分が696万2,000円、自動車取得税交付金分が2,481万3,000円で、特に児童手当及び子ども手当特例交付金で1,626万円の増額となっております。

なお、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんする減税補てん特例交付金の経過措置として、平成19年度から21年度まで交付されておりました特別交付金分472万5,000円が減額となっております。

10 款地方交付税は決算額が31億2,253万2,000円で、前年度に比較して1億7,850万8,000円、6.1%の増となっております。雇用対策地域資源活用臨時特例費の算定額が上がっております。

11 款交通安全対策特別交付金は交通反則金を原資としておりますが、決算額が569万7,000円で、前年度に比較して67万3,000円、10.6%の減となっております。

12 款分担金及び負担金は決算額が1億2,445万1,000円で、前年度に比較して365万1,000円、3.0%の増。

13 款使用料及び手数料は決算額が4,570万8,000円で、前年度に比較して291万円、6.0%の減となっており、ほぼ例年どおりとなっております。

14 款国庫支出金は決算額が11億1,901万1,000円で、前年度に比較して2億3,094万2,000円、17.1%の減となっております。子ども手当国庫負担金、道整備交付金、地域活力基盤創造交付金、安全・安心な学校づくり交付金が増となったものの、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、定額給付金給付事業補助金、児童手当負担金等が減額となっております。

15 款県支出金は決算額が5億5,273万2,000円で、前年度に比較して688万8,000円、1.3%の増となっております。児童手当負担金で減額となっておりますが、子ども手当負担金、経営体育成交付金、緊急雇用創出補助金などで増額となっております。

16 款財産収入は決算額が2,193万4,000円で、前年度に比較して492万5,000円、29.0%の増となっております。土地売却収入での増額でございます。

17 款寄附金は決算額が58万7,000円で、前年度に比較して11万4,000円、24.1%の増となっております。民生費の寄附金で増額となっております。

18 款繰入金は決算額が2,533万4,000円で、前年度に比較して10億1,116万円、97.6%の減

となっております。21年度には財政調整基金4億円、学校施設等整備基金5億5,810万4,000円の繰り入れがあったことが主な要因でございます。

19款繰越金は決算額が7億961万1,000円で、前年度に比較して1億4,447万4,000円、25.6%の増となっております。

20款諸収入は決算額が5億6,010万3,000円で、前年度に比較して2,049万5,000円、3.5%の減となっております。管外保育受託収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、空港周辺対策交付金が減額となっております。

21款町債は決算額が12億2,120万円で、前年度に比較して1億890万円、9.8%の増となっております。合併特例債事業で約9,000万円、一般公共事業で約2,000万円の増額となっております。

なお、借入総額のうち5億円は臨時財政対策債の発行となっております。

3ページ、歳出でございます。

1款議会費は、決算額が8,366万4,000円で、前年度に比較して553万6,000円、6.2%の減となっております。議員報酬、職員給与等 person 費の削減が主な要因となっております。

2款総務費は決算額が17億2,719万2,000円で、前年度に比較して9億3,739万6,000円、35.2%の減となっております。財政調整基金積立金、本庁舎維持管理事業、地域振興基金積立金、定額給付金給付事業の減額によるものでございます。

3款民生費は決算額が23億9,092万6,000円で、前年度に比較して3億390万5,000円、14.6%の増となっております。国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、介護給付訓練等給付費、療養給付費負担金、児童手当及び子ども手当給付事業、保育士業務委託料、管内保育所入所児童委託料、児童クラブ指導及び運転業務委託料の増額によるものでございます。

4款衛生費は決算額が13億1,286万7,000円で、前年度に比較して1億3,795万1,000円、9.5%の減となっております。山武郡市環境衛生組合負担金、匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金、東陽病院事業会計への繰出金の減額によるものでございます。

5款農林水産業費は決算額が4億9,649万2,000円で、前年度に比較して3,124万4,000円、6.7%の増となっております。町単農地流動化推進事業、経営体育成事業、経営体育成基盤整備事業負担金、北清水排水機場施設整備工事費の増額によるものでございます。

6款商工費は決算額が4,741万4,000円で、前年度に比較して1,262万2,000円、21.0%の減となっております。中小企業振興融資資金利子補給金、消費生活相談窓口施設整備工事、映

画制作支援事業補助金の減額によるものでございます。

7款土木費は決算額が7億1,210万円で、前年度に比較して4,234万2,000円、6.3%の増となっております。町道Ⅰ-22号線、町道Ⅰ-9号線、町道G283号線等の道路改良工事で減額となりましたが、町道Ⅱ-10号線道路改良事業、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業等で増額となっております。

8款消防費は決算額が4億5,683万2,000円で、前年度に比較して1,573万8,000円、3.3%の減となっております。東日本大震災時の時間外勤務手当で増額となったものの、匝瑳市横芝光町消防組合負担金、消火栓設置及び修繕料負担金、消防車両整備事業で減額となっております。

9款教育費は決算額が17億9,837万6,000円で、前年度に比較して4,248万円、2.3%の減となっております。学校給食センター改築事業で大幅な増額となりましたが、学校施設等整備基金積立金、旧横芝中学校解体工事費、上塚小、大総小体育館の耐震工事費等で減額となったため、総体では減額となっております。

10款災害復旧費は決算額が242万4,000円で、東日本大震災による被害に対し、22年度中に対処したものの経費でございます。

11款公債費は決算額が8億8,058万2,000円で、前年度に比較して2,542万3,000円、2.8%の減となっております。償還期間の終了したものの償還額が、新規に償還が始まったものの償還額を上回ったため、減額となっております。

4ページをお願いいたします。

性質別の歳出でございます。

1、人件費は決算額が16億8,227万6,000円で、前年度に比較して476万5,000円、0.3%の増となっております。合併以来、年々減額となっておりますが、22年度には増額となっております。合併時の平成18年度と比較いたしますと、約2億4,000万円の減額となっております。

扶助費は決算額が11億9,423万6,000円で、前年度に比較して2億8,806万9,000円、31.8%の増となっております。これは年々増加しておりますが、22年度には子ども手当の影響により、大きく増額となっております。平成18年当時と比較いたしますと、約4億3,000万円の増額となっております。

3、公債費は決算額が8億8,058万2,000円で、前年度に比較して2,542万3,000円、2.8%の減となっております。年々増加しておりますが、償還の終了によりまして、22年度は減

額となりました。平成18年度当時と比較いたしますと、約9,800万円の増額となっております。

4、物件費は決算額が11億7,801万9,000円で、前年度に比較して2,250万6,000円、1.9%の増となっております。物件費は他の項目に分類されないものの総称であり、各年度によって増減にばらつきがございますが、18年度と比較いたしますと約3,500万円の減額となっております。

5、維持補修費は決算額が1,821万4,000円で、前年度に比較して258万円、12.4%の減となっております。これは年々減少しております、18年度と比較いたしますと約2,000万円の減額となっております。

6、補助費は決算額が19億9,139万3,000円で、前年度に比較して5億5,430万7,000円、21.8%の減となっております。一部事務組合や制度による事業補助金が主であり、各年度によって増減にばらつきがございますが、22年度は一部事務組合の補助金や定額給付金給付事業の終了に大幅に減額となっております。18年度当時と比較いたしますと、約1億6,000万円の増額となっております。

7、投資及び出資・貸付金は決算額が1,685万円で、前年度に比較して217万円、11.4%の減となっております。21年度に九十九里水道企業団への出資金の減額により、約1,200万円が減額となり、このことから平成18年度と比較いたしますと約1,500万円の減額となっております。

8、繰出金は決算額が8億3,541万9,000円で、前年度に比較して2,512万円、3.1%の増となっております。繰出金は、繰出先の事業や財政状況によって各年度ごとに増減しておりますが、平成18年度と比較いたしますと約1億円の増額となっております。

積立金は決算額が4億1,278万6,000円で、前年度に比較して9億9,078万3,000円、70.6%の減となっております。財政調整基金積立金、地域振興基金積立金、学校施設等整備基金積立金の減額により大幅に減額となっております。

10、投資的経費は決算額が16億9,909万4,000円で、前年度に比較して4億3,757万2,000円、34.7%の増となっております。普通建設事業費が大宗を占めるところで計画された事業の内容によりまして、各年度ごとに増減しております。22年度には、道路改良事業、北清水排水機場施設整備事業、駅前広場整備事業、学校給食センター改築事業の実施により増額となっております。

5ページから33ページにかけましては、平成22年度の主要な事業の実施状況が記載されて

おります。表の一番左側に行数を、次に決算書の対応ページ、款項目と続き、事業名、決算額とその財源内訳、その説明となっております。

また、34ページ以降は、特別会計の状況を初め各種の決算資料を添付しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上、平成22年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長（鈴木克征君） 議案第9号ないし議案第11号について、住民課長。

[住民課長 若梅 操君登壇]

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第9号から議案第11号につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、議案第9号の平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、ただいまの一般会計と同じく、この平成22年度決算資料によりましてご説明申し上げますので、お手元にご用意願います。

それでは、資料の42ページをお開き願います。

特別会計歳入歳出内訳（前年対比）というページでございます。上から3つがただいまこれから説明申し上げます国保、老人保健、後期高齢者医療特別会計と並んでおります。

それでは、42ページの上段、上の段でございます。国民健康保険特別会計でございます。左側の表が歳入、右側の表が歳出となっております。この中から、主な区分につきましてご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、左側の表をごらんください。

歳入の約4分の1を占めます1款国民健康保険税は、景気低迷による所得の落ち込みや社会構造の変化等によりまして、前年度対比で6.0%、額にして5,444万円の減となる8億5,140万円でありました。参考までに申し上げますと、2年前の平成21年度決算では、当時資産割を廃止したということもございまして、当時、前年度対比で1億2,000万円弱の減収でございましたので、この2年間の決算額を比較いたしますと1億7,000万円強の大幅な税収減となっております。国保会計の主要な自主財源でございます国民健康保険税のこのような傾向が今後さらに続きますと、国保財政運営に相当深刻な影響を与える可能性が考えられるところであります。

続きまして、4款国庫支出金でございます。前年度対比で1.7%増の9億5,957万2,000円で、このうち特別調整交付金のいわゆる特特調と言っておりますものが、ほぼ前年並みの4,000万円が交付されたところでございます。

2つ下がりにまして、6款前期高齢者交付金でございます。これは、国保といわゆる社会保険等の被用者保険間の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満の前期高齢者数の多い国民健康保険に交付されたものでございまして、前年度対比15.2%増の5億2,421万円でありました。

8款共同事業交付金は、高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、一定基準を超える部分の高額医療給付費が、各保険者の拠出に応じて国保連合会から交付されるもので、前年度対比5.2%増の4億65万7,000円が交付されました。

続きまして、10款にお移りください。10款の繰入金でございます。前年度と比べますと530万円増の2億7,235万1,000円で、この内訳といたしまして、国保税軽減による減収分といたしまして、国・県及び町一般会計から補てんされます基盤安定繰入金のほか、職員給与費や出産育児一時金に係る法定繰入金が2億235万円、一般会計からの法定外繰入金が3,000万円、財政調整基金の取り崩しによる繰り入れが4,000万円でございます。

次に、歳出に移らせていただきます。右側の表をごらん願います。

歳出の約3分の2近くを占めます2款保険給付費の総額は21億7,523万9,000円で、前年度と比べ、額で8,563万7,000円、率で4.1%の伸びとなりました。高齢の被保険者を中心といたしました受診機会の増加、医療の高度化、長期化等の要因によりまして、国保医療費は年々着実に増加の一途をたどっておりまして、合併後の5年間の平均で申し上げますと、年に6,100万円ずつ増加しているという状況でございます。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、現役世代からの支援金として支出するもので、平成22年度は前年度対比11.8%減の4億1,927万7,000円でありました。しかし、これは後期高齢者の医療費が減ったためではございませんで、後期高齢者医療制度がスタートしました平成20年度、前々年度になります。平成20年度の高齢者医療費を精算した結果、減少となったもので、後期高齢者の医療費自体は年々増加しております。今後も支出の増加が懸念されるところであります。

6款介護納付金は、介護保険給付費に係る診療報酬支払基金への納付金で、前年度対比3.4%増の2億1,242万7,000円でありました。

続きまして、7款共同事業拠出金でございますが、この事業は一定基準額を超える高額の

医療費を対象として、一種の互助事業として各保険者が拠出金を出し合い、負担の均一化を図るもので、平成22年度の拠出金は前年度対比5.9%減の3億8,320万9,000円でありました。

続きまして、8款保健事業費は、短期人間ドック委託費や水中ウォーキング教室に係る経費に加え、平成22年度からは特定健診、特定保健指導に係る経費を国保会計で支出することになったため、前年度対比188.2%増という結果になったものです。

なお、短期人間ドックの利用状況について、資料をちょっと戻っていただきまして34ページ、資料の34ページまでお戻り願います。

資料の34ページに、ここには東陽病院を中心といたしました短期人間ドックの利用状況について説明欄に記載してございます。短期人間ドックの利用者は年々増加しているところですが、この説明欄をごらんいただいたとおり、平成22年度は6つの医療機関で合計303名の利用がございまして、助成額の合計は1,669万8,000円で、前年度と比べまして120%の増加でありました。このうち東陽病院は利用者が153人、助成額は828万4,000円で、利用者全体の約半数を東陽病院が占めておる状況でございます。

それでは、再び42ページにお戻り願います。

資料42ページの表を続けさせていただきます。

以上、平成22年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入が34億9,178万8,000円、歳出が33億1,226万3,000円で、差し引き収支額は1億7,952万5,000円でありました。

引き続きまして、議案第10号の平成22年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

資料は、開いていただいております42ページの下段でございます。

老人保健特別会計は、既に平成19年度末に終了いたしました老人保健制度による医療費の収支精算を行うために設けておりました会計でございます。本特別会計につきましては、法律上の設置義務が平成23年3月31日で終了したこと及び精算すべき老人医療費の規模も数万円と大幅に減少したことから、平成22年度をもって老人保健特別会計を廃止し、今後の老人医療費の精算は一般会計において行うこととしたものであります。

それでは、主な区分についてご説明申し上げます。

まず左側の歳入でございますが、歳入合計404万7,000円のほとんどが5款の繰入金でございます。前年度からの繰越金が401万8,000円で、前年対比30.8%の増加でございます。

続いて、歳出でございますが、右側の表をごらん願います。

歳出につきましては、合計額404万7,000円のほとんどが4款の諸支出金でございます。平

成21年度に交付された医療費負担金につきまして、精算により国・県、支払基金に返還したもの及び一般会計繰入金の精算による返還金で決算額が401万9,000円、前年度対比75.9%の減でございました。

以上、平成22年度の老人保健特別会計の決算額は歳入歳出ともに404万7,000円で、差し引き収支額はゼロ円となり、本特別会計を廃止したものでございます。

最後に、議案第11号の平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

資料は決算資料43ページにお移り願います。上の段の後期高齢者医療特別会計の表をごらん願います。

平成20年度から新たに設けられました本特別会計は、後期高齢者医療制度に係る町の分担事務でございます。保険料の徴収及び広域連合への納付、保険証の引き渡しや諸届等の窓口事務などに係る収支を賄うものであります。後期高齢者医療制度につきましては、国において廃止が決定し、その後の方向性が示されてはおりますが、既にスケジュールにおくれが出ているなど、今後の社会政治状況によってはさらに変更が生じることも考えられるところでございます。

それでは、主な区分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入左側の表をごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料は、平成22年度に保険料率が改定され、所得割率が0.17%増となりましたが、前年度に引き続きまして低所得者層への軽減措置や保険料の激変緩和策を講じた結果、現年度分の保険料収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で98.3%となり、合計で前年度対比1.6%増の1億3,103万8,000円でありました。

4 款繰入金は一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分の公費補てんでございます。保険基盤安定繰入金の合計で前年度対比1.0%増の6,610万1,000円でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。右側の表をごらんください。

歳出の約93%を占めます2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、収納済みの保険料納付金と国・県及び町一般会計から補てんされました基盤安定納付金の合計で、ほぼ前年度並みの1億9,013万3,000円でありました。

3 款保健事業費319万8,000円でございますが、これは後期高齢者の健康診査に係る経費でございます。平成21年度までは、この経費を一般会計で予算措置してございましたが、平成

22年度からは本特別会計で支出することになったものでございます。

なお、この健康診査につきましては千葉県後期高齢者医療広域連合が町に委託して実施しているものでございます。

以上、平成22年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が2億592万2,000円、歳出が2億407万7,000円で、差し引き収支額は184万5,000円でありました。

以上で議案第9号から議案第11号の補足説明といたします。慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第12号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計決算の補足説明を申し上げます。

資料につきましては、同じく43ページでございます。

43ページ、下段が介護保険特別会計でございます。その左側が歳入でございます。

まず1款保険料の決算額は、2億5,353万4,000円でありました。平成21年度と比較いたしまして0.8%、197万円の減額となりました。あらかじめ保険料を年金から差し引く特別徴収と、個別に保険料を納めていただく普通徴収、それと過年度分を含めた全体の徴収率は95.1%であります。

2款使用料及び手数料279万1,000円は、任意事業として実施した紙おむつの支給や配食サービスの手数料であります。

なお、利用者は305人であります。

3款国庫支出金3億7,530万8,000円は、施設サービス給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額2億5,828万2,000円、財政調整のための調整交付金1億290万3,000円等であります。

4款支払基金交付金4億5,634万8,000円は、介護給付費の30%相当額4億4,987万2,000円、介護予防事業に要する経費の30%相当額367万8,000円及び平成21年度分の過年度分追加交付金279万8,000円であります。

続きまして、5款県支出金2億3,261万2,000円は、施設サービス給付費の17.5%相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額であります。

6款財産収入17万1,000円は基金利子で、内訳は介護給付費準備基金利子16万6,000円、介

護従事者処遇改善臨時特例基金利子5,000円であります。

8款繰入金3億2,477万1,000円は、一般会計からの繰り入れであります。施設サービス給付費及び居宅サービス給付費ともに12.5%相当額である1億9,175万円、介護予防事業費の12.5%、203万9,000円、包括的支援・任意事業の20%、702万3,000円のほか、職員給与費及び介護認定審査等に要する費用など事務的経費を一般会計から繰り入れたものであります。

9款繰越金4,016万5,000円は、平成21年度からの繰越金であります。

11款諸収入3万3,000円は、交通事故等第三者の行為によって介護が必要となった方の保険給付費の一部が損害賠償請求金、これは保険料でございますが、そこから補てんされたものでございます。

以上、歳入合計は16億8,573万3,000円であります。

次に、右側の表の歳出についてご説明をいたします。

1款総務費7,849万7,000円は、職員7名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費用、認定調査費、医師意見書委託料、共同事務費として実施しております介護認定審査に関する行政組合への負担金が主なものでございます。

保険給付費は対前年度比の8%、額にして1億1,145万4,000円増の15億638万1,000円でありまして、歳出全体の91.5%を占めるものであります。内訳といたしましては、居宅介護サービスが延べ件数で1万8,071件、額にしまして6億8,189万9,000円、施設介護サービスは延べ5,085人で7億5,575万円、介護予防サービスは延べ2,262人で3,671万4,000円、特定入所者介護サービスは月平均199件の申請で6,684万2,000円、そのほか国保連合会に委託しております審査支払手数料及び高額介護サービス費を支出したものでございます。

3款財政安定化基金拠出金は、千葉県が設置所管しております介護保険財政安定化基金に県内の保険者が拠出するもので、3年間の保険給付費等の平均の0.1%を拠出するものでございますが、国からの指導によりまして、平成21年度からしばらくの間、拠出を停止することとなっておりますので、本年度も支出はなしということになっております。

続きまして、4款基金積立金、これは基金から生じた利子17万2,000円を基金に積み立てたものでございます。

5款地域支援事業費4,139万円は、平成18年度から新たに始めました介護予防事業の実施のために設置した科目であります。介護予防特定高齢者施策事業、これは介護予防教室でございますが、それに305万8,000円、健康管理課で実施しております一般高齢者施策事業96万円、介護予防事業として786万円、包括的支援事業・任意事業として2,951万2,000円であ

ります。

7 款諸支出金2,009万6,000円は、保険料の還付金121万円及び制度に基づきまして平成21年度分を精算した結果、超過分を国に459万4,000円、支払基金に74万5,000円、県に267万7,000円、また町一般会計に1,087万円を返還したものであります。

以上、歳出合計は16億4,653万6,000円となりました。

この結果、歳入済額から歳出済額を差し引いた実質収支は3,919万7,993円となりました。

以上で平成22年度介護保険特別会計の決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第13号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 土屋文雄君登壇〕

○産業振興課長（土屋文雄君） それでは、議案第13号 平成22年度農業集落排水事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

平成22年度決算資料44ページをお願いします。

まず歳入でございますが、1 款分担金及び負担金では決算額21万円で、前年度に比較し15万5,000円の増額となっております。現年度分で新規の加入が1 件、滞納繰越分で1 万円の納付があったものであります。これによりまして滞納繰越分につきましては、すべて解消しております。

2 款使用料及び手数料では決算額888万円で、前年度に比較して9,000円、0.1%の減となっております。2 世帯の加入がございましたが、利用者数の減少によりまして減額となっております。

3 款繰入金は一般会計からの繰入金でございますが、決算額が4,309万5,000円で、前年度に比較して704万6,000円、13.8%の減となっており、公債費の償還額が減少したことによるものでございます。

4 款繰越金は決算額249万7,000円で、前年度に比較して1 万2,000円、0.5%の減となっております。

歳入合計では5,549万2,000円で、前年度に比較して691万6,000円、11.1%の減となっております。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費では決算額が983万2,000円で、前年度に比較して10万4,000円、1.1%の増とな

っております。これにつきましては一般会計への繰出金の増額によるものでございます。

2款事業費は決算額858万円で、前年度に比較しまして58万円、1.1%の増となっております。これにつきましては、各施設の修繕料が増加したものでございます。

3款公債費は決算額が3,568万3,000円で、前年度に比較し650万円、15.4%の減となっております。

歳出合計では決算額5,409万5,000円で、前年度に比較して581万6,000円、9.7%の減となっており、実質収支では139万6,000円の黒字となっております。

大変恐縮です。未収金の状況でございますが、55ページをお願いします。

55ページの下段になりますが、農業集落排水施設使用料の現年度分で3万5,175円が22年度に発生しておりましたが、6月中に全額納付していただいております。

以上、平成22年度農業集落排水特別会計決算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第14号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君登壇〕

○食肉センター所長（伊橋秀和君） それでは、議案第14号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算について補足説明させていただきます。

それでは、同じく決算資料の44ページをごらんをいただきたいと思います。

歳入でございますが、1款、歳入の大宗をなします事業収入は2億1,553万4,000円で、対前年0.3%の増、額で58万8,000円の増額となりました。屠畜頭数は豚で16万6,450頭、対前年70頭の増、牛で4,089頭、対前年で185頭の増となりました。

2款県支出金は289万7,000円で、対前年93.7%の減、額で4,322万4,000円の減額となりました。減額の要因につきましては、前年度大規模改修工事に伴い、県からの補助金があったためでありまして、22年度は通常の検印押印の委託料のみとなったためであります。

3款財産収入5万8,000円は、基金利子でございます。

4款繰入金39万円は、国から支給される子ども手当を一般会計から食肉センター特別会計に繰り入れたものでございます。

なお、21年度は施設改修工事に対して財政調整基金7,200万円を取り崩して繰り入れたため、22年度は大きな減額となったものであります。

5款繰越金7,340万2,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6 款諸収入151万1,000円の主なものは、消費税確定申告の還付金でございます。

7 款町債は、22年度の借り入れはございませんでした。

以上、歳入合計は2億9,379万2,000円で、対前年29.4%の減、額で1億2,248万6,000円の減額となりました。

続いて、歳出であります。1 款総務費は決算額8,381万3,000円で、対前年14.6%の減、額で1,429万2,000円の減額となりました。減額の主な要因は、人事異動による人件費の減額、さらに牛処理組合に対する集荷奨励補助金の終了によるものでございます。

2 款施設管理費は決算額9,190万2,000円で、対前年58.2%の減、額で1億2,801万8,000円の減額となりました。減額の主な要因は、21年度で施設整備3カ年計画の施設改修工事が終了となったためでございます。

3 款公債費は決算額2,186万1,000円で対前年10.7%の減、額で260万8,000円の減額であります。これは、屠畜場整備債事業債の元利償還金でございます。

4 款積立金は、4,000万円を積み立てることができました。

以上、歳出合計は2億3,757万6,000円で、対前年30.7%の減、額で1億530万円の減額となりました。

なお、歳入歳出の差引残高は5,621万6,000円でございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第14号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 宮菌博香君登壇〕

○東陽病院事務長（宮菌博香君） それでは、議案第15号 平成22年度横芝光町病院事業会計決算について補足説明申し上げます。

資料につきましては、引き続き決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書をごらんください。

それでは、資料の45ページをお開きください。

この表は、決算額を前年度と比較した表になっております。

最初に上の表、収益的収入及び支出の収入であります。病院事業収益は11億8,366万1,000円で、前年度と比較しますと金額で2,965万1,000円の減額、率では2.4%の減でございます。主な要因としましては、医業収入の入院収益が前年度を下回ったことによるものでござ

ざいます。

なお、内訳としましては、医業収益が7億64万1,000円で、前年度と比較し金額で6,573万8,000円の減額、率で8.6%の減となっています。医業外収益につきましては4億8,302万円で、前年度と比較して金額で3,608万7,000円の増額、率で8.1%の増となっております。

また、特別利益につきましては、ゼロという状況となっております。

引き続きまして、支出の病院事業費用は11億6,448万2,000円で、前年度と比較し、金額で3,249万円の増額、率では2.9%の増でございます。主な要因としましては、医業費用で給与費が増額になったことと、医業外費用で利率の高い起債の繰上償還により、支払利息及び企業債取扱諸費が減額になったものであります。

なお、内訳としましては、医業費用が11億2,792万8,000円で、前年度と比較し、金額で3,893万2,000円の増額、率で3.6%の増となっております。医業外費用につきましては3,655万4,000円で、前年度と比較して金額で644万2,000円の減額、率で15%の減となっております。

また、特別損失と予備費につきましては、ゼロという状況となっております。

次に、下の表であります資本的収入及び支出の収入をごらんください。

資本的収入は1億2,807万円で、前年度と比較しますと金額で2億578万3,000円の減額、率では61.6%の減でございます。主な要因としましては、企業債の発行額が少なかったこととMR I購入等のための補助金がすべて減になったものでございます。

なお、内訳としましては、企業債が1,680万円で、前年度と比較し金額で6,210万円の減額、率で78.7%の減となっております。

出資金につきましては1億1,127万円で、前年度と比較して金額で1,009万2,000円の増額、率で10.0%の増となっております。

補助金につきましては、すべて減という状況となっております。

続きまして、支出の資本的支出は1億9,227万5,000円で、前年度と比較しますと金額で1億9,940万9,000円の減額、率では50.9%の減でございます。主な要因としましては、MR Iなどの高額な機器の購入がなかったことと、利率の高い起債の借りかえを行ったことによるものでございます。

なお、内訳としましては、建設改良費が3,625万4,000円で、前年度と比較し、金額で1億3,413万7,000円の減額、率で78.7%の減となっております。

企業債償還金につきましては1億5,602万1,000円で、前年度と比較し金額で6,527万2,000

円の減額、率で29.5%の減となっております。

以上をもちまして、平成22年度横芝光町病院会計決算の説明を終わらせていただきます。
慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 宮藺博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号から議案第15号までの平成22年度各会計決算の説明が終了しました。

次に、報告第1号及び報告第2号について、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

議案つづり、こちらの19ページをお願いいたします。

報告第1号 平成22年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度における健全化判断比率を次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計、特別会計とも赤字がありませんでしたので、比率は表示されておられません。

実質公債費比率は12.0%で、前年度と比較いたしますと0.6ポイント下がっております。

将来負担比率は55.4%で、前年度と比較いたしますと10.1ポイント下がっております。

表中括弧書きとなっております数値が横芝光町の早期健全化基準でございますが、いずれの数値も基準値を下回っております。

なお、財政再生基準は実質赤字比率が20.0、連結実質赤字比率が40.0、実質公債費比率は35.0、将来負担比率については早期健全化比率のみが設定されております。

21ページをお願いいたします。

報告第2号 平成22年度資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度における資金不足比率を次のとおり報告する。

この報告第2号につきましては、財政健全化法に基づき、公営企業分の資金不足比率をご報告申し上げますが、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計とも資金不足がありませんので、資金不足比率

の表示はございません。

なお、公営企業における経営健全化基準、早期健全化基準に相当する基準でございますが、20.0%でございます。

以上、報告第1号及び第2号の説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、決算及び決算に関する報告の説明を終わります。

ここで、代表監査委員から平成22年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

高橋俊夫代表監査委員。

〔監査委員 高橋俊夫君登壇〕

○監査委員（高橋俊夫君） 監査委員の高橋俊夫でございます。議員の皆様には4月の激しい選挙戦を戦われまして見事当選されましたこと、本当におめでとうでございます。おくれげながらお祝い申し上げます。おめでとうございました。

さて、野村委員のお許しを得まして、私から決算審査の概略の報告を申し上げます。至らないところは野村委員から補足させていただきますので、よろしく願いをいたします。

去る8月17日から19日までの3日間にわたり、平成22年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院にかかわる病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなど留意し、関係帳簿、その他証拠書類を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が安全、適正に行われたか審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執

行及び関連する事務の処理についても、適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、限られた財源をより効率的、効果的に各種施策を執行するよう要望いたしました。

ここで、改めて困ったことに、ここ数年、右肩上がり急成長している未済について触れておきたいと思います。それは、税を初めとして保育料、給食費に至るまでの公金債権の劣化であります。毎年、一部は時効などによる不納欠損金として債権放棄をしておりますが、現在、請求可能滞納累積総額は10億円に迫り、22年度単年度で3億円に近づいております。その勢いは衰えを知りません。22年度町税予算額約24億円の1割は優に超しております。

当町も4月より、この対策として債権回収室を発足させて活動を開始したところでありますが、歳入欠陥防止、住民負担の公正公平の観点からも、関係部署におかれましては債権回収室と密なる連携の上、さらなる創意工夫の上、「ストップ・ザ・滞納」を掲げ、成果を上げられるよう期待するところであります。

詳しくは決算の概要及び審査結果に対する意見を報告書に記載いたしましたので、省略させていただきます。

引き続き、東陽病院の事業会計について報告させていただきます。

病院会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係帳簿、その他証拠書類を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して行われており、予算執行と合わせて、おおむね適正に行われているものと認められました。しかしながら、近年経営の良化を図るべく、医療従事者の増強、近代設備の設置、窓口事務の外部委託、接遇の改善等々努力を重ねられているところではありますが、当病院を取り巻く現状は依然として厳しく、業績に反映されるまでには至っておりません。引き続きあらゆる面での経営努力を重ねて、町民から信頼される地域医療の拠点となられるよう要望いたしました。

詳しくは報告書に記載いたしましたので、省略させていただきます。

以上、雑駁ではありますが、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

野村委員より補足がございましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

〔監査委員 高橋俊夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第3号について担当課長の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長（小堀正博君） それでは、報告第3号の専決処分の報告につきましてご説明をさせていただきます。

また、こちらの議案つづり、こちらをごらんいただきたいと思います。

23ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出、横芝光町長、齊藤隆。

次の25ページをお開きください。

専決第9号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年6月14日、横芝光町長、齊藤隆。

次の27ページをお開きください。

和解及び損害賠償額の決定について。

町道D066号線上の穴に係る車両損傷及び運転者の負傷について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1、和解及び損害賠償の相手方、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

2、和解の要旨ですが、平成22年6月16日、町道D066号線北清水地先におきまして、○○○の運転する車両が、道路左側に車両が1台停車していたため追い越そうと道路右側に寄せて走行したところ、道路上にあった穴に左前輪がはまり、車両の下部が損傷し本人が負傷した事故について、町はその損害を賠償するというものでございます。

賠償の額でございますけれども、15万5,886円、内訳でございますが、治療費関係が8万9,586円、車両関係が6万6,300円でございます。

なお、本件の賠償につきましては、町が加入しております総合賠償補償保険の対象になる

事案でありましたので、保険対応とさせていただきます。

町道の管理につきましては、十分注意をしているところではございますが、今後も道路パトロール等を強化するなど、安全な道路管理に努めてまいります。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

報告第1号 平成22年度健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成22年度資金不足比率の報告について、報告第3号 専決処分の報告については説明のとおりですので、ご了承承願います。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月8日から9月12日まで議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月12日まで休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月13日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時19分)

平成23年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年9月13日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	齊藤隆君	副町長	鈴木孝一君
総務課長	伊藤定幸君	企画財政課長	林新一君
環境防災課長	大木良夫君	税務課長	高埜広和君
住民課長	若梅操君	産業振興課長	土屋文雄君

都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	椎名幸司君	食肉センター長	伊橋秀和君
東陽病院 事務長	宮菌博香君	会計管理者	鈴木健夫君
教育長	井上哲君	教育課長	高蝶政道君
社会文化課長	五木田桂一君	監査委員	高橋俊夫君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書記 椎名圭子

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時56分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 皆様おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、台風12号による豪雨で甚大な被害の報に接し、お亡くなりになられた方々、被災者の方々に心からお見舞いとご冥福をお祈り申し上げます。

さて、日本は東日本大震災のつめ跡が今なお生々しく残る中、9月1日の防災の日を迎えました。これまでの防災意識をゼロから見直す覚悟が必要であると考えます。そして一昨日の9月11日は東日本大震災から6カ月であり、私たち日本人の心のありようも日本社会の構造も変わろうとしております。また、2001年9月11日の米国同時多発テロから10年になります。このことも決して忘れられません。米国は今もテロとの戦いを続ける一方、国際社会を巻き込んだ核テロ阻止の体制構築に本気で取り組んでおります。とりわけ本町においても3.11、そして9.11の教訓をかみしめて、減災社会構築へ備えの総点検を今こそ行い、新防災対策の確立に全力を注いでいただくことを切望し、質問に入ります。当局の誠意ある前向きな答弁を求めるものであります。

初めに、災害に強いまちづくりについて5点にわたりお伺いいたします。

1点目として放射線の拡散問題について伺います。

千葉県では、市原市の県環境研究センターで1時間ごとに放射線量の定点測量を実施され、

7月中旬からは、県が確保した35台の放射線測定器を順次各自治体に貸し出し、自治体が独自に決めた場所で測定を行うことになりました。そこで、放射線を怖がり過ぎると不安が膨らみ、惑わされやすくなることから、過敏な反応をせず冷静な対応をとることが重要であるとは思いますが、子供の健康を心配する保護者が多いことから、現在までの町の取り組みと今後の取り組みをお尋ねするものであります。

2点目として津波対策について伺います。

11月5日を津波防災の日と定める津波対策推進法が国会で成立いたしました。この成立を受け、同日の意義を踏まえたイベント開催などで防災力や防災意識の向上に取り組んではいかがでしょうか。また、防災エキスパートの育成として防災士の資格取得推進に取り組んではいかがでしょうか。いつ来るかわからない津波対策の強化は重要課題であります。地域防災計画の見直し、津波ハザードマップの進捗状況も含め、どのように被害を想定して対策を考えておられるかお聞かせください。

3点目として、液状化問題について伺います。

東日本大震災では、首都圏の各地で液状化被害が発生し、多くの住宅が地盤沈下や家が傾くなどの被害を受けました。しかし、被災者生活再建支援法の対象にならないケースも多く問題になっております。当初、被災者生活再建支援法に基づいて行われる住宅の被害認定は、建物が壊れている度合いが基準なので、住宅の倒壊を伴わない液状化被害は、これまで一部損壊としか扱われてきませんでした。これに対し内閣府は、5月2日に20センチの高さに対して水平方向に1センチの傾きがある場合を全壊、60センチの高さに1センチの傾きで大規模半壊、100センチの高さに1センチの傾きで半壊との新基準を設け、現在、新基準をもとに自治体で調査が行われていると伺いました。液状化は把握が難しいとは思いますが、本町の実情と修復作業の進捗状況、またこれからの取り組みについてお聞かせください。

4点目として、災害時等のメールサービスについて伺います。

緊急時の防災無線以外の情報伝達方法の一つとして、横芝光町防災メール配信サービスを提案いたします。災害情報では、地震や台風災害だけでなく、日ごろから町内の火災発生に関する情報なども提供でき、防災メール配信サービスに登録することで、勤務などで町内に不在の場合でも、そうした情報が迅速に得られたり、地域によっては防災無線が聞き取りにくい場所もあり、メールが災害情報の伝達を補完してくれるなどのメリットがありますので、ぜひ導入すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

5点目として、ゲリラ豪雨災害への対応について伺います。

地球温暖化の影響などで雨の降り方に変化が生じています。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、土砂災害の発生件数も年々上昇の一途であります。また、短時間に局地的に降る大雨は、河川のはんらんや道路の冠水などを引き起こし、人命をも奪う被害を出します。特に、舗装化が進んでいるところでは、下水道の排水能力を超える雨水により内水被害が増加しています。今後、気候変動による災害続発にどう対応するか、被害が甚大化する集中豪雨や土砂災害の現状にどう対応し、住民の生命と財産をどのように守っていかれるのか、地方自治体に課せられた喫緊の課題であることから、特段に怖いゲリラ豪雨災害にどう対応されようとお考えか、当局のご見解をお聞かせください。

次に、安全で安心なまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目として、町民会館へのエレベーター設置について伺います。

町民の交流拠点である町民会館へのエレベーターの設置を提案いたします。先般の東日本大震災を契機に、避難所としての機能の強化とバリアフリーの観点、そしてますますの高齢化社会にあって、2階の畳の大広間を少しでも快適に利用できる集いの場とするためにもエレベーターを設置すべきであると考えますが、当局のご見解をお尋ねいたします。

2点目として、社会基盤の老朽化への備えについて伺います。

人口減少と少子高齢化により財政運営や年金運用が困難な状況に陥ってきているのはご案内のとおりです。そして道路や上下水道、建築物の更新財源の不足によって生ずる老朽化が都市機能の低下といった問題に発展するおそれがあります。これらの社会基盤の多くは、1950年代後半からの高度経済成長期に一気に整備が進められたため、今後耐用年数を超えるものが急増する見通しにあります。また、これに伴って更新費も急増するため、管理する国や地方自治体の財政を圧迫することも予想され、対応が求められております。

国土交通省によれば、建設から50年以上が経過した社会基盤の割合は、2029年度に道路橋の約51%、水門などの河川管理施設の約51%、港湾・岸壁の約48%と、全体の約半数に及びます。このため、今後50年間で必要な費用は同省試算で約190兆円に上るとされ、このうち30兆円が予算不足に陥ると見込まれており、具体的には2037年度以降は公共事業予算が賅えなくなり、耐用年数が過ぎた橋や道路がそのまま放置される危険性が生じることが危惧されます。

また、平成20年度の報告であります。全国の小・中学校では、築後30年以上経過しているものが45.4%、20年から29年経過しているものが33.3%であり、老朽化が進んでおります。一般的な学校での鉄筋コンクリートづくりにおける減価償却資産としての耐用年数は47年で

あり、今後30年間に全国の小・中学校の約8割が耐用年数を迎えることになります。

良好な教育施設を維持していくためには、かなりの財政的な負担がかかってくるものと思われれます。既に先進的な自治体では、所有する公的不動産を戦略的な観点からマネジメントし、長期的や全体最適などの視点に基づき、その所有、利用形態を合理化していこうという戦略、いわゆるパブリック・リアル・エステート（PRE）戦略で、近年、検討・導入をされております。また、国土交通省は、平成21年5月に地方公共団体がPRE戦略を立案・実践するに当たっての基本的な参考書となるPRE戦略を実践するための手引書を公表しておりますが、当町では研究されておりますでしょうか。

そこで、以下の所見についてお教えてください。

我が町の公共施設の50年以上が経過した割合。

そして我が町の公共施設の維持・更新などにかかる費用とその確保について。

そして、そのための固定資産台帳を整備し、公共施設白書を作成し、対応策を考えてはいるかがでしょうか。お教えてください。

最後に、活気あふれるまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として光ファイバーの進捗状況について伺います。

この1枚が整備を推進しますということで、横芝光町光ファイバー網整備要望用紙が目標の4,000件を超えたとき、まさに町の将来を担う世代のため、また町の活性化のために町民が心一つになった瞬間ではなかったでしょうか。みんな待っています。当初平成23年度中の実施予定だったであろうと思いますが、今後の見通しをお教えてください。

2点目として、地域連携保全活動の取り組みについて伺います。

地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を推進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とした生物多様性保全活動促進法、通称里地里山法が昨年12月に制定され、本年10月1日に施行となります。

環境省は、施行前に示す地域連携保全活動の促進に関する基本方針の案を作成し、さきにパブリックコメントを行ったところです。この基本方針には、生物多様性保全活動促進法第3条に基づいて、市町村が定める地域連携保全活動の促進に関する計画の認定基準や、地域における生物多様性の保全の促進に当たって配慮すべき事項などの基本的な考え方が示されており、同指針に基づき全国各地で地域連携保全活動が促進され、命にぎわう豊かな地域づくりが進められていくことが期待されています。

本町においても関係団体・機関と連携をとりながら、実効性のある施策の推進を図ってい

くことが重要になります。そこで、本町における生物多様性保全活動の一層の活性化を図る取り組みを進める役割が期待されておりますが、いかが取り組もうとお考えか、お聞かせください。

3点目として、我が町の子供たちを育てる取り組みについて伺います。

7月のサッカー女子ワールドカップで初優勝の金字塔を打ち立てたなでしたジャパンに国民栄誉賞が授与され、私も心からおめでとうの拍手を送っている一人であります。彼女たちの最後まであきらめないプレーに、多くの国民が勇気づけられたことと思います。

さて、今の横芝光町は、とにかく人づくりをしなければいけないと考えます。若者を育てなければなりません。若者支援への政策をまちづくりの根幹にしていくことを考える時と思います。未来を担う子供たちが夢を描けない社会であれば、日本の将来も暗く、その環境づくりは大人たちの責任であります。私の尊敬する方の言葉に、未来に羽ばたく使命を自覚するとき、才能の芽は急速に伸びるとありますが、少子化の時代だからこそ、一人一人存分に羽ばたいて力強く生き抜き、勝利の人生を切り開いていってほしいことから、我が町のあすを担う青少年育成の基本的考え方をお聞かせください。

また、我が町の青少年の海外体験、海外留学の支援策についてご所見をお聞かせください。そして、我が町の子供たちの自然体験学習の拡充についてご見解をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、災害に強いまちづくりについてのご質問にお答えし、その他のご質問については各担当課長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、災害に強いまちづくりについてお答えします。

初めに、放射線の拡散問題についてであります。東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の拡散問題について、空間放射線量につきましては、測定場所を町内すべての保育所、保育園、幼稚園、小・中学校の園庭及び校庭の19カ所の測定を簡易測定器のサーベイメーターを使用し、毎週1回実施しておりますが、町のホームページ

で公表しているように、現在のところ人体に影響を与える数値は検出されておられません。

なお、町内の公園については、ふれあい坂田池公園や、光しおさい公園などの6カ所を、山武地域振興事務所が所有するシンチレーション式サーベイメーターを使用し、今後定点観測を実施してまいります。

水道水については、横芝地域及び光地域に送水されます浄水場の水を毎日検査していますが、4月11日以降放射性物質は検出されておられません。また、横芝光町学校給食センターの食材につきましては、市場などで放射線物質の検査が実施された安全な食材を使用しています。

千葉県では、24時間連続で空気中の放射線量を監視するモニタリングポストが市原市の千葉県環境研究センターの1カ所だけでしたが、8月29日より旭市の海匝地域振興事務所にも設置されましたので、その測定値についても注視してまいります。

次に、津波対策についてであります。6月議会の浅野孝男議員からのご質問でもお答えいたしました。今後も津波を含む災害の情報伝達体制の充実を図り、あらゆる広報媒体や組織を活用し、情報の的確な伝達に努めてまいります。今回の町防災訓練においても、従来の訓練に加え、上堺小学校及び白浜小学校校舎を使用し、海岸域での津波避難訓練を実施したところであります。また、情報伝達訓練では、町防災行政無線での周知のほか、広報車両での周知活動や屋外子局、パンザマストをも併用し、周知を行いました。今後も三陸地方で伝えられている津波・てんでんこや、地震イコール津波・即避難の認識を沿岸地域に限らず、全域的に共通認識となるよう啓発に努め、あわせて防災関係機関などとさらなる連携を図ってまいりますとともに、減災道路などハード面での要望活動も積極的に行ってまいります。

次に、液状化問題についてであります。9月1日現在、町が取りまとめしました震災による建物被害状況の中では、液状化によるものの半壊が1棟となっています。原因としては、農地を埋め立て、その後、家屋を建築したことが原因と考えられます。町では被災された方に対し、本議会で補正予算を計上させていただきましたが、千葉県液状化等被害住宅再建支援住宅補助金を活用し、国の被災者生活再建支援制度の適用外となりました液状化を含む半壊家屋、床上浸水家屋被災者への生活支援を行ってまいります。

次に、災害時等のメールサービスについてであります。町では、株式会社NTTドコモの携帯サービス、エリアメールを10月をめどに稼働させるよう準備を進めています。これによって横芝光町エリア内でドコモの携帯電話をお持ちの方は、町から発信する災害・避難情報を受信できるサービスを受けることができます。今後、ほかの携帯事業会社につきましては

も導入を検討してまいりますが、県から発信するちば防災メールや匝瑳市横芝光町消防組合から発信する防災メールの受信登録についても引き続き周知していきたいと考えています。

次に、ゲリラ豪雨災害についての対応についてであります。局所的集中豪雨などが予想される場合には、県防災情報システムや気象情報など関係機関の情報をいち早く入手し、町民の方に周知徹底いたします。また、雨量や河川水位等に注意し、災害などの発生が予測される場合は、消防組合及び町消防団など防災関係機関との連絡を密に災害の防止に努めてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 五木田桂一君登壇〕

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、川島富士子議員の安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち町民会館へのエレベーター設置についてと、活気あふれるまちづくりについてのご質問のうち我が町の子供たちを育てる取り組みについてお答えをいたします。

初めに、町民会館へのエレベーター設置についてであります。町民会館は昭和59年2月開館以来、社会教育等の拠点施設として多くの町民に集会及び学習等の用に、あるいはさきの大震災の災害時における避難場所として利用されているところであります。町民会館と同様の施設でもあります文化会館には、合併前の平成17年2月にエレベーターが設置されましたが、当時、町民会館にも設置できないかとして調査・検討することにいたしました。その結果、設置場所や建物の構造上などで問題があり、エレベーターを設置することは困難と判断されたところであります。

次に、我が町の子供たちを育てる取り組みについてであります。次代を担う青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い視野を持ち、心豊かで健やかに成長することは住民すべての願いであります。町の総合計画にもございますように、社会体験や交流体験などにより、人とかかわり方の学習を促進し、心身ともにたくましい青少年の育成に努めるべく各種事業を展開しているところでございます。

現在の取り組みにつきましては、町子供会育成連絡協議会や青少年相談員連絡協議会の活動として小学生を対象としたジュニアリーダー研修会や少年少女つどい大会など、宿泊を通しての自然体験、キャンプ活動、レクリエーション等を実施しています。また、B & G財団による小笠原への5泊6日の体験クルーズ、沖縄への4泊5日の海洋体験セミナーへの参加

補助をしており、小・中学生が毎年参加し、貴重な体験活動をしております。

海外への派遣事業及び海外留学奨学金制度は現在町では実施しておりませんが、内閣府や財団法人国際青少年研修協会の小中高生または18歳以上を対象としたホームステイを伴う海外派遣制度等、また海外留学奨学金については、文部科学省の高校生海外留学派遣支援金制度や独立行政法人日本学生支援機構による支援制度等がございますので、積極的にご活用いただければと考えております。

いずれにいたしましても、町の将来を担う青少年の健全育成につきましては、今後もより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、私のほうから社会基盤の老朽化への備えについてと光ファイバーの進捗状況についてお答えさせていただきます。

まず、老朽化の現状でございますが、各公共施設で取得から50年以上を経過しているのは、古川地先町営住宅と大総小学校西側倉庫の2件と把握しております。また、40年を経過しているのは、白浜小学校特別棟や日吉小学校体育館など8件と把握しております。老朽化した社会基盤施設につきましては、費用対効果を検討しながら随時必要な補修などを行い、維持管理に努めている現状でございます。

今後の更新と、それに対する財源手当てですが、これは今後の重要な財政問題だと認識しております。老朽化した社会基盤施設の更新に要する費用を明確にお示しすることはできないものの、現在の厳しい社会経済情勢、あるいは町の財政状況を考えますと、高度経済成長時代を背景に投資された社会基盤施設をすべて更新することは、財政状況が抜本的に好転しない限り非常に厳しい状況であると考えております。

これからは、施設のうち更新するのはどれか、また、廃止するのはどれかという選択を厳しい目で行う必要がありますし、更新に当たっては有利な起債や補助制度の利用を念頭に置いて対処していかなければならないというふうに思っております。

次に、光ファイバーの進捗状況についてでございます。

光ファイバー整備事業につきましては、現在も早期開通を願う町民の声が届けられており、町としても昨年来早期完成を要望しております。NTT東日本は、さきの東日本大震災によりまして東北地方を中心に通信設備に甚大な被害をこうむり、その復旧に全力で取り組まれ

ているところではありますが、町では要望をお寄せいただきました多くの町民の期待にこたえるため、改めて光ファイバー網整備事業の年度内完成をお願いいたしました。そのときの感触では、事業実施に努力いただけるなど、非常に前向きな回答でございました。

しかしながら、この事業はN T Tが主体として行っていることから、N T Tから正式発表があるまで工事の完成時期や加入申し込み開始時期などの情報を町が事前にお知らせできない点は、ご理解いただきたいと思えます。

これからも引き続き早期完成のお願いや協議を行うとともに、N T Tからの正式発表後には開通を心待ちにしている町民や事業所へ、町広報紙やホームページなどを活用し、速やかにお知らせしてまいります。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 大木良夫君登壇〕

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私から2点目の地域連携保全活動の取り組みについてお答えを申し上げます。

地域における生物多様性の保全活動を地方自治体やN G O、N P O、事業者などさまざまな主体が連携して行うことを促進するため、昨年12月に制定されました生物多様性保全活動促進法がことしの秋に施行される予定です。また、本法に基づき市町村が定める地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項などを示した地域連携保全活動の促進に関する基本方針の案が作成され、公表されております。

この基本方針案は、地域連携保全活動を促進する意義について、開発や地球温暖化の進行などにより生物多様性の損失が深刻化し、地域特有の食や伝統行事などの文化が衰退することが懸念されていると指摘されています。地域の自然や文化などの条件を生かした保全活動を進めることが、生物の多様性の保全と豊かな暮らしづくりに役立つとともに、地域の再発見にもつながるとしています。

地域連携保全活動につきましては、地域の多様な主体や各関係機関に協力や助言をいただきながら取り組んでまいります。

〔環境防災課長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず初めに、放射線の拡散問題についてでありますけれども、チェルノブイリ事故では、

避難や食品規制のおくれで放射線ヨウ素を含んだ牛乳を飲み続けた結果、小児の甲状腺がんが増加したという結果が出ております。いろいろなマスコミの情報等で見えない恐怖への不安解消へ、正しい理解で賢い対処をしていただくために小まめに情報を提供してほしいと、これからも思っているところでございます。

そこで、現在、教育現場では、子供たちにどのようにお話をされてきたか。また、約30年ぶりに新学習指導要領で中学校理科に放射線に関する内容が組み込まれることになりましたけれども、細胞分裂が活発な子供たちは放射線への感受性が高く、影響を受けやすいというふうに伺っておりますので、子供たちに対する特段の配慮、取り組みがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（井上 哲君） 理科で来年度から新学習指導要領のもとに放射線についての勉強が確かになります。そんな中で、今まで、じゃやっていたかかという、今までも放射線について詳しくは取り上げてはいませんけれども、実際には簡単に理科の学習の中で行っていたことは行っていました。

それで、子供たちにとって確かに放射線というのは非常に人体にたくさん浴びると害があるということですが、今現在では、各校庭でも幼稚園の園庭でも週1回測定しておりますけれども、人体に影響の及ぶ範囲ではないということですので、当町でも現在は安心しております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 全国的にありとあらゆるところで放射線を受ける機会というのは微量ながらあると思うんですけれども、子供に対する教育というのは今までなかったと言っていくらの実情だったということを研究者の方はおっしゃっていましたので、日ごろからそのように触れてきたということはすばらしい取り組みを行ってきていただいたことに感謝はいたしたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に、津波対策でありますけれども、細部にわたって伺いたいと思っております。

いろいろな研究者がいらっしゃいますけれども、過去に最大余震が10カ月以上たった後に起こった巨大地震もあるということで警告されておりますので、今後引き続き町も、しっかり町民の生命、財産を守るために今も続けてくださっておりますが、なお一層のご努力をお願いしたいというふうに思います。

そこで、11日の夜、早速6月議会の議員質問の提案にお答えしていただき、自主防災組織

を目的にした講演を行っていただいたわけでありますけれども、私、参加させていただいて、ここで一つ残念なことがありました。というのは、8月23日に東金市の文化会館で津波・てんでんこのもとをつくられた片田教授が実際にお越しになって講演をしてくださったんですね。そこに私も参加させていただきましたけれども、それはすばらしい防災のシンポジウムでありました。そのときに、最初から最後まで手話通訳がいらっしやったんです。こういった講演にぜひこの災害にすごく不安を持って、聞こえない、何があったかわからない、だれに助けてもらえるかわからない、そういった聴覚障害の方たちにも大勢参加していただけるように、手話通訳を置いていただければよかったなど、これがあつたら完璧だったんじゃないかなというふうに、あれだけ大勢の人の参加がありましたし、関心が高いということもわかったわけでありますので、今後、こういった大きな講演等、また折々に手話通訳をつけていただきたいというふうに思いますけれども、大変に怖い思いをした聴覚障害の方も勉強ができたというふうに思いますが、今後いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 9月11日に行いました地域防災を考える講演会には、多くの方に参加をいただき、また議員の方々もたくさんご参加いただきましたこと、まことにありがとうございます。本当に関心の高さを裏づけるものではないかなというふうに思っているところがございます。

ただいまの手話通訳の件でございますが、実は出前トークといたしまして聴覚障害者の方々から、今回の災害を受けて、やはり震災の中で怖い思いをした。そういうことに対して町ではどういうことを考えているのかということでお申し出をいただいております、その場でまた話をさせていただきたいとは考えておったところがございます。

また、今後、大きな講演会の中でも、可能であればその点については考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ、積極的にお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

先ほど答弁にありました9月4日の防災訓練。今回、津波訓練ともいいますでしょうか、上堺小、また白浜小学校屋上に駆け上がったという、こういった訓練もしたわけですが、この9月4日の検証として、私も上堺小の屋上におくればせながら伺ったんですが、その後、地元の地域にも後からおくれて行かせていただきましたけれども、3.11のこれだけの被害がありながら参加者が非常に少なかったということをお大変に残念に思っているところで

ございますけれども、もっとかみ砕いた検証を伺えればと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 9月4日の防災訓練の参加者につきましては、一般参加が1,500名弱の参加をいただいております。現場派遣の職員に伺いましたところ、確かにおっしゃるとおり顔ぶれ的にはそういう変わらないというような報告もいただいております。

ただ、やる意義につきましては、今回津波避難訓練ということで各津波の避難所屋上に上がっていただきました。私、事前に行政総務員さんのお宅を訪問した中で、今回このような訓練をやるということでご協力のお願いに伺ったときに、実際、いつも防災訓練のときに現場には行くんだけど、現実論として屋上へ上がる非常階段がわからないというような、そういうような住民の方が数多いということ伺いましたので、そういった意味では、今回のそういう屋上へ上っていただく津波避難訓練については有意義であったかと思えます。

少しでも多くの方にやはり津波は怖い、津波があったときには一刻も早く高台に逃げるといふ、そういうふうなことを今後もまた周知をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それで、津波訓練ということで、うまく言えないんですけども、例えば私の家のほうから西の集会所に行くわけですけども、というのは津波に向かって下がっていくわけです。津波訓練であるならば、この町のほうで回覧で配られた町広域避難所、ここで今回使われていなかったのは横芝敬愛高校。ぜひ、ここもやっていただければ、津波の避難訓練ということであれば、逆に下がらずに上に上がっていきたい人もいるわけです。ですから、西の集会所に出ないで、どこも行かないで参加しなかったという人も少なからずいたのではないかなというふうに推測するところです。

ですから、現実、波が来るほうへ向かって避難するというのはおかしな話でありますので、ぜひ横芝敬愛高校も広域避難所になっているわけですから、もしくはもっと上のほうへ逃げる、そういった指導もあっていいのかなというふうに思いました。いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 確かにおっしゃるとおり、そういうようなお話もございました。海に向かって逃げるのはいかがなものかというようなことも報告をいただいております。

今回につきましては、やはり高台というようなことをメインに考えてやりましたので、町内、ご承知のとおり、ここでも6メートル、あるいは7メートルくらいの標高しかございま

せん。そういった中では、時間的に余裕があれば、もっと高台のほうへということになるのかと思いますけれども、一刻一秒を争うというようなことになりましたら、やはりそういう強固な建物の屋上へ避難というのが一番有意義であろうかと思っておりますので、今後につきましてはいずれもそういったご意見等を踏まえまして、またそういう避難経路の見直しについて検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 先ほども申し上げましたけれども、いつ来るかわからない巨大地震に備えるということで、非常に緊張感、また危機感を持っております。ですから、ありとあらゆる取り組みを総動員しながら、この津波対策、また減災ということを考えながら、被害を減らしたいことから細部にわたって伺っているところであります。

やはり物事の成否というのは、事前の準備で90%決まるというふうに伺っておりますけれども、町は本当に町民のことを思って準備をしてくださっていることはよくわかるんですけども、今回の訓練参加者の、地域によって偏りはあると思いますが、ぜひこのところをもう一度検証していただいて、一人でも多くの方が危機意識というのを持っていただけるような、そういった手だての応援をしていただきたいというふうに思います。

例えば、目標地点を、ここの地域は今回は高台に逃げる訓練なんだから、いつもと同じところでなくて、目標地点を決めて、あそこに集まって厳しければ出欠をとるぐらいの、そのような光ファイバーのあれだけの意気込みで何事もすべてに挑戦を、町また町民ともどもにやっていきたいと思っております。

ここのところが一步前進しないと、共助と言ってもなかなか難しいのかな。自主防災組織、もうできているところが2つあると伺いましたけれども、やはりそこのところからスタートしていかなくちゃ難しいんじゃないかなというふうに思いました。

いすみ市は15メートル以上の高台ということを今回設置したということでありましてけれども、そうでなくても今後しっかりこの今回の検証をやって次につなげていただきたいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 3月11日の地震の検証をもとに今回の防災訓練を企画させていただきました。

おっしゃるように、高台への避難、それから遠いところへ逃げるということだけではなく、今回の場合は約24時間の停電を経験した中で、連絡手段が難しかったということから、それ

ぞれの職員、可能な限りの台数の無線を持って、そして各避難所、また地域からこの災害対策本部と無線で交信できるかどうかというような試験も同時にさせていただいたところであり、ます。去年と同じことをしたわけではないわけですが、またことしの訓練を行ったことにより、町民の皆様からいろんなアイデアや意見をいただいておりますので、それをさらにまた来年に向けてというよりも、もう来年と言っていられないと思うので、すぐにでもということ考えていきたいと思っております。

特に、9月4日に防災訓練を行いまして、さらに9月11日に防災に関する講演会をさせていただいたわけなんです、町民の方からはいろいろ意見をいただいて非常に関心の高いのはわかっておりましたので、なおかつもっと多くの方に来ていただくということで、防災無線、広報、回覧板、そして9月4日の防災訓練のときには、これじゃないですけども、参加を呼びかけるチラシを2,000枚以上配布して、9月11日の講演会に当たったわけですが、実際講演会に参加いただいたのは200名弱でした。関心があるということと、次、行動に移すということの差が今あるのかなというのを今回感じたところでもありますので、そういう点を含めました検証をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） どうぞよろしくお願いいたします。

それで、今、町長がおっしゃられたあらゆる角度から情報を提供されたわけであり、ますけれども、防災行政無線でありますけれども、やはり仕事の関係、また時期的な関係、いろんな関係で聞きそびれる方もいないとは限らないと思うんですね。そういった中で、全国自治体の中でいろいろ取り組みのある一つに、防災行政無線の音声自動サービスというのがあるわけです。これは、防災行政無線について天候などにより聞き取りにくいというお声などがあつたりいたします。そこで、火災の問い合わせのように電話で問い合わせをすれば、防災行政無線で流れた内容が確認できるという音声自動サービスを取り入れてはいかがでしょうか。

例えば、人口12万9,000人の神奈川県座間市では、月の利用を100件と見込んで、19万2,000円の補正予算を組んで行うそうであり、ます。発信元は地域防災課で9時から17時までで行うそうです。また、フリーダイヤル機能を加えるので、市民の利用料は発生しないということです。また日野市というところでは、17万市民に対し2回線電話機6台で14万円の予算で実施されているそうです。

いろんな形があると思いますが、こういったサービスも提案いたしますが、いかがでしょ

うか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 音声自動サービス機能については、設置は可能ではないかと思われまますので、今後検討してまいります。

ただ、今時点につきましては、先ほど町長のご答弁でも申し上げましたように、民間の携帯事業者のエリアメールサービス等の活用を全面的にやっていければなど、そういうふうを考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 検証していただきまして、町民にとってよりよい情報収集、また行政もなお一層の周知ができる体制にご努力いただければというふうに思います。

それでは、液状化問題でありますけれども、これから津波ハザードマップの見直しを行っていくと思いますが、液状化のハザードマップというのもお考えなんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 現時点ではそういう液状化のマップの作成については検討しておりません。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、都市建設課長にお聞きしたいと思います。

建築確認の際の液状化対策の義務化と申しまししょうか、住宅が被災することで町民が健康被害があったり、修復費用が高額になったり、いろいろなことが発生すると思っておりますけれども、この液状化が起きても建物に影響されないようにする対策ということで、町でそういった義務化というのは取り組めないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） ご案内のとおり、町内はすべて都市計画区域ということで建築物を建てる場合には建築確認が必要になるということをご存じだと思います。その中で、建築基準法の施行令の中で、建築物の基礎は建築物に作用する荷重、それから外力、いわゆる風圧ですとか、水圧ですとか、あるいは土圧、そういう外圧を安全に地盤に伝え、かつ地盤の沈下または変形に対して構造上、耐力上、安全なものにしなければならないということで、基準法の中で定められております。

当然、その基礎を計画する場合には、その地盤の状況によってくいを打つとか、あるいはべた基礎にするとか、あるいは布基礎にするとかということ、その中からその状況に合っ

た基礎を選択し、確認を得るわけでございますけれども、液状化に関しては特にこういう構造にしなければならないとか、そういう具体的な規定はございません。あくまで設計士がその地質を調査した中で、建築基準法をクリアできる構造にしなければならないということになっておりますので、液状化に対する細かな規定は特に一般住宅の場合はないというのが現状でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。これはやはり国のほうの取り組みになるのでしょうか。また、勉強していきたいと思います。

液状化の発生の3つの要件ということで、砂地盤、また地下水が浅いところにある、地盤が緩い状態で堆積、この1つをなくせば大丈夫というふうに講演のほうでは伺いましたけれども、こうした場所で震度5以上の強震が起きると液状化が起きる可能性が高まるというふうに伺いましたが、特に心配される場所はございませんでしょうか。東陽病院とか横芝中学校、今回町からいただいた写真を見ても影響が少なからず出ているわけでありまして、今後のこともありますので、伺わせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 液状化の関係につきましては、たしか平成19年に千葉県が地震被害想定調査というのを実施しております。この中で、液状化の危険度予測図を作成しております。

この横芝光町も液状化の可能性はございます。ただ、当然震源地ですとか、規模によって異なってくるわけですが、おおむねは国道から海側については液状化の可能性はあるという調査結果が出ております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。

災害時のメールサービスでございますけれども、課長からの答弁でよくわかりましたが、NTTドコモだけでなく、それこそどんな機種であっても皆様にお届けできるように早期の導入を希望いたします。

聴覚障害の方々には防災行政無線は届きません。災害情報がメールで配信されれば多くの命を救うことにつながりますので、これは本当に早期にお取り組みをいただきたいというふうに切望いたします。

すみません時間がないので、ゲリラ豪雨でありますけれども、水位計というのは町のどこに設置されておられるか、また町内何カ所設置されていらっしゃるのか、お教えてください。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 当町におきましては、栗山川の芝崎地先に1カ所テレメーターということで設置してございます。これは県の施設でございまして、県につきましては県内で約107カ所のテレメーターの設置と伺っております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました、では町内は1カ所ということですね。

あと、貯留施設の設備などを進める必要があると思いますけれども、費用対効果がよい反面、また設置できる場所にも限りがあると思います。

そこで、中央大学の教授から、屋根やビルの屋上に軽石のようなものを置くことがよいというふうに伺いました。屋上緑化もよいわけではありますが、維持管理が大変な一方、軽石は30ミリ程度の雨を吸い込み、雨がやめば蒸発時に気化熱も奪い、ヒートアイランド対策にも多少貢献するというふうに伺いましたけれども、これに関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それについては、今後、調査・研究させていただきます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） どうぞよろしく願いいたします。

エレベーターの件は、前にも構造上できなかつたということを伺っていたような記憶で、記憶の中でまた再度質問にあえて取り上げさせていただいたということは、現在の技術で古い建物につけたところがあちらこちらで見かけたところがあったものですから、取り上げさせていただいたんですが、現時点での技術でもだめなんですか。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、川島議員のご質問にお答えいたします。

現在の技術では、可能かと思えますけれども、ただ、かなり構造上と、また設置場所等の問題があるということで、かなり多額の経費が見込まれるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。

それでは、光ファイバーの件でございまして、町民のやる気、士気を下げないように、約

束を守れるようにぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

NTT東日本として災害復旧・復興を優先されることは非常によくわかりますけれども、町民も今か今かと待っております。そこで、私のところに多古町や大多喜町などでは、補助金を利用してIRUという方式にて整備を完了した町もあるので、当町でも待っていないで取り組んではどうでしょうかという声が寄せられておりますが、町長にこの点お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） ただいまのお話でございますけれども、当町が光ファイバーに取り組むに当たりましては、近隣市町の状況も調査してございます。近隣市町では、ICT交付金、これは交付率が3分の1でございます。それに残りの3分の2に対しましては、当時の臨時交付金を充てるというふうなことで実施されてきたというふうに調査してございます。

この場合ですけれども、光ファイバー事業が大きな事業になりますと、それに投入できる臨時交付金の額というのも限界がございますので、当町の場合に考慮した場合には、一般財源の投入もこれは発生するのかなというのは1点考慮した点でございます。

それから、完成後につきましては、IRU方式ということで通信事業者にそのでき上がりました施設を貸し出しして使用料を徴収するというふうなことになるわけでございますけれども、その利用料と電柱の共架料金でございますとか、その維持管理費につきましては、ほぼ同程度になるのではないかというふうな他市町の見込みでございました。また、さらには完成後には、施設に災害によって断線したとか、また老朽化によってかけかえの必要が生じたという場合には当該市町の負担になるということでございました。

したがって、当町におきましては、60%以上という署名を集めるという高いハードルではございましたけれども、業者の施設として、後年度に町の負担が発生しない制度として現在の方法を選択して強く事業者のほうに早期実現をお願いしているということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ引き続き早期完成に向け、積極的な要望、協議をお願いしたいと思いますけれども、どうしても町長一言お願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） この3月11日の大震災がなければそれなりの資材、それから工事部隊

というのがこの千葉県内にも投入されたということでございます。これにつきましては、あの災害現場を見てきてしまうと、今東北のほうを最優先にNTT東日本さんが頑張っているということについては譲らなくてはいけないのかなど。

しかし、6,000人を超える方の署名をいただき、4,444という有効署名をいただいたわけがありますので、それをNTTのほうへは強く要望し、先日もNTT東日本千葉支店さんに改めてまた要望させていただいたところであります。

決して悪い話ではないんですけれども、もう少し時間をくれということによっておりました。積極的にこの地域、千葉県内ではこの横芝光町が一番最初の優先順位でやったださるということではありますので、いましばらくお待ちをいただくというふうに町民の皆さんにもお願い申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前11時00分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） 改めまして、おはようございます。ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。今回、9月の定例会におきまして、登壇の機会を与えていただきました議長初め先輩議員及び同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げます。

それでは、元気に質問させていただきますので、町長初め執行部には明朗かつ簡素なご答弁よろしくお願い申し上げます。

早速通告順に従いまして質問させていただきます。

まず私の目指すものの一つ、安心、安全なまちづくりの取り組みにより、ご質問いたします。早急な社会の変化に伴い、地域社会で子供を見守るという状況の変化が感じ取れる昨今、

当町の通学路の認識及び通学路の現状と今後の対応等についてお伺いしたいと存じます。

1として、小・中学校の通学路の認識について教育長にご質問したいと存じます。

1の2として、小・中学校の通学路の現状について質問をいたします。

2番、次にISO9001の取得意思についてのご質問をいたします。

行政改革とともに世間も今、行政の質を問う時代になってまいりました。そこで、当町ではISO9001（品質管理）の取得意思はございますか。お聞かせください。

次に3番、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）についてご質問させていただきます。

これは、平成22年10月1日、時の総理大臣菅直人総理による第176回国会における所信表明演説の中で、「国を開き未来を拓く主体的な外交の展開」、サブタイトルとしまして「東アジア地域の安全と繁栄に向けて」として、環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指しますとの発言より議論が始まったところでございます。

そこで、TPPについて賛成か、反対か、町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

4、次にごみの処理は町としてどのような方向性を考えているのか。山武郡市環境衛生組合問題等含めてお聞かせいただければと思います。

以上、大綱4点を壇上より質問させていただきました。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 齋藤順一議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）についての町長の認識についてのご質問にお答えし、小・中学校の通学路についてのご質問のうち、小・中学校の通学路の認識については教育長から、その他のご質問については各担当課長から答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）についての町長の認識について、推進派か、反対派どちらかお答えいたします。

TPP問題につきましては、昨年12月定例会並びにことしの3月定例会でもご質問いただき、私の見解を申し述べさせていただいておりますが、TPP参加は、農業を基幹産業とする当町にとって大変深刻な問題であることから、到底受け入れできるものではないと考え

ており、去る12月1日に開催された全国町村長大会において、今、政府がやるべきことはマニフェストに掲げた農林漁業と農山漁村の再生を責任を持って実現することである旨の特別決議を行っております。また、TPPへの参加は、農業分野だけでなく、金融や保険、郵政、医薬品、労働分野にもかかわる国民的問題であり、国民的議論を経た中で決定されるべきものと考えております。

現在は、東日本大震災の影響で政府がことし6月をめどに示すとしていた基本方針も示されていない状況にあり、6月ごろとしていたTPP参加の是非についても、国民的な議論もされず先送りにされている状況にあります。

今回の首相交代により、今後どのような方向にかじを切るのか、慎重に見きわめていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 井上 哲君登壇〕

○教育長（井上 哲君） それでは、齋藤議員の小・中学校の通学路についてのご質問のうち、小・中学校の通学路の認識についてお答えします。

通学路の認識についてであります。通学路は、児童・生徒の登下校時の安全を確保するための道路であり、交通安全面と防犯面を考慮し、地域の実情に即して学校、PTA、道路管理者等の地域の関係者、警察署等の話し合いによって決定されるもので、通学の安全管理において最も重要なものと認識しております。

〔教育長 井上 哲君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、齋藤議員の小・中学校の通学路等の現状についてお答えをいたします。

通学路は、交通安全だけではなく、防犯の観点からも地域の実情に即して可能な限り安全な道路を設定しておりますが、現状では道幅が狭く、車の通行時に危険な箇所や、人通りが少なく、地域の皆さんの注意が向きにくい箇所などがございます。

各学校では、職員による通学路の点検や児童・生徒、保護者、地域の皆さんからの情報により、危険箇所を把握するとともに、必要に応じて通学路の見直しを行っておりますが、通

学時の安全確保には児童・生徒の自己管理が極めて重要であるため、通学路の点検とあわせ、児童・生徒への安全指導を徹底してまいりたいと考えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 伊藤定幸君登壇〕

○総務課長（伊藤定幸君） 齋藤議員の I S O 9001（品質管理）取得意思についてのご質問にお答えをさせていただきます。

地方自治体の I S O 9001の認証取得については、民間企業における製品の品質管理などとは異なり、日常業務などをシステム化し、効率化を図るとともに、コスト削減や迅速かつ的確な対応を行うことで住民サービスを向上させようとするものであります。システムについては、毎年チェックを行い、必要があれば見直しを行うとともに、各部署に業務目標を設定することで、組織の活性化と職員の意識改革が可能になると考えられております。

こうしたことから、1999年3月に長野県佐久市が全国で初めて I S O 9001を認証取得し、その後、続々と認証取得する地方自治体がふえてきたところであります。近隣の自治体では、合併前の旧松尾町や東金市などが取得しておりました。

しかしながら、認証取得にはコンサル料も含めると数百万円の経費がかかり、また毎年の定期審査料や認証期間、3年ではありますが、満了時の更新審査料も多額の経費がかかること、膨大な報告書類の作成など事務量の負担がふえることから、近年認証期間が満了しても更新しない自治体も多くなってきており、近隣の自治体でも更新をされておられません。

このように、I S O 9001の認証取得については、サービスの均一化や職員の意識改革などのメリットもありますが、一方で多額の認証経費や事務量の増加などのデメリットも考えられることから、慎重に検討していかなければならないと考えております。

なお、今年度から職員の人材育成と能力開発を目的として人事考課制度の試行を行っております。この制度では、職員が発揮した能力や掲げた実績を評価しながら、職員の能力開発を図ることで住民サービスを向上させていこうとするもので、今後すべての自治体で導入されていくものと考えられております。

言うまでもなく、住民サービスは、自治体にとって最も重要な業務でありますので、今まで蓄積したノウハウを生かしながら、職員の意識改革を進め、サービスの向上を図ってまいりますので、議員の皆様にもご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 大木良夫君登壇〕

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私からはごみの処理は町としてどのような方向性を考えているのかとのご質問にお答えをいたします。

当町における一般廃棄物の処理方法につきましては、横芝地域を山武郡市環境衛生組合で、光地域を匝瑳市ほか二町環境衛生組合で収集処理を行っています。将来の一般廃棄物処理計画につきましては、両組合の一般廃棄物基本計画及び町総合計画に基づき、ごみ処理体制の整備を進め、持続可能な循環型社会の構築を基本方針として、一部事務組合の運営の充実とごみの分別収集の徹底、発生抑制、減量化、資源化を町民と事業者、行政が協働した取り組みを推進しています。

また、こうした取り組みによりごみの最終処分場の延命とごみ処理における一般会計予算の組合負担の軽減を図っています。

なお、ごみ処理の方向性につきましては、さきの全員協議会におきまして議員の皆様にご説明させていただきましたが、現在、山武郡市環境衛生組合では、可燃ごみの焼却炉が平成8年4月の稼働以来15年が経過しており、長年の運転によりまして各装置や機器の老朽化が進み、年々維持補修費に多額の経費を要していることから、今後も安定した運転を継続していくために、平成25年度から26年度にかけ焼却炉の大規模改修による延命化工事が計画され、これには20億円程度の事業費が必要と予測されています。これに伴い、構成市町への負担金にも反映されることから、費用対効果等を踏まえまして、可燃ごみを民間委託で処理する方法などを含め、4つの選択肢について説明をさせていただきました。

1つは、現行どおり山武郡市環境衛生組合の策定する計画に基づき大規模改修工事を実施し、組合として処理を継続する方法です。このケースでは、構成市町には事業費に係る応分の負担は生じますが、ごみの処理方法や事務手続に変更はございません。

2つ目は、山武郡市環境衛生組合の大規模改修工事にあわせ、光地域及び山武市成東地域の可燃ごみの焼却が可能となるより大きな施設整備を行う方法です。これに係る事務処理といたしましては、構成市町の基本構想の変更や、組合で策定している一般廃棄物処理計画等の変更が必要となるほか、経費につきましても焼却ピット等に大規模な改修が必要となりますので、これに係る事業費がかさむこととなります。

3つ目は、一部事務組合である山武郡市環境衛生組合を脱退し、町独自に一般廃棄物を処理する方法です。組合を脱退するため、事務処理としては町独自に一般廃棄物処理計画を策

定する必要があります。また、可燃ごみ以外の資源ごみや不燃ごみにつきましても、民間委託が可能なのか、独自処理になるのか、また一時集積所や最終処分場が新たに必要となると思われ、経費負担については最もかさむのではないかと推測されます。

そして4つ目が、構成市町すべての可燃ごみの焼却処理について、山武郡市環境衛生組合から直接民間施設へ委託し、焼却する方法です。可燃ごみの搬出に際しましては、一時集積所の整備費が新たに必要となりますが、可燃ごみ以外の資源ごみや不燃ごみ、粗大ごみ等は継続して組合で処理でき、持ち込みごみ等の扱いにつきましても従前どおりではないかと思っております。

また、民間焼却施設に委託した場合には、組合の焼却炉の大規模改修の必要はなく、民間焼却施設の焼却能力に余裕があれば、懸案となっております光地域のごみ処理問題につきましても町内統一に向け、早期に改善される可能性が出てくるのではないかと考えております。

しかしながら、これはあくまで組合の大規模改修計画に際して他の選択肢を考えた場合の実現性や問題点、経費負担等についてシミュレーションをしているものでありまして、これ以外にも選択肢が広がれば、それらを含め今後構成市町や組合と協議を進めていきたいと考えております。

〔環境防災課長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） それでは、再質問させていただきます。

町への通学路の整備の要望についてですけれども、井上教育長の重要だということの認識は確認させていただきました。ありがとうございます。

そこで、今回、これ申し上げましたのは、私、18年の合併した当初に区長をやりまして、特別総務というんですか、前の部分から新島、鳥喰上・新田・下、その4つの区長さんの連名で、この地域の鳥喰地域の北清水から琴平まで行く、その改善の申し送り事項がありまして、18年にも合併した中で、建設課さんのほうに希望されたという経緯がございまして、その後、都市建設課さんでは交通量の調査、いろいろされたと思いますけれども、依然改善が見られませんので、あえて質問させていただきましたんですけれども。

先般資料、これは横芝中学校と横芝小学校の通学路の資料の問題点と箇所をあれしましたところ、相当な形で問題箇所がこういう形であれしておりますので、交通、防犯、水難等のような形、あるいは中学校さんにありましてはこういう形で指摘の文書がありますので、町全体では、そういう形で通学路の資料をまとめて教育委員会あるいは教育課で一括してまと

めてという形はおやりになっておりますか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（井上 哲君） 全体で通学路の……

〔2番議員「こういうやつ」と発言〕

○教育長（井上 哲君） それは各学校で通学路を校長のもとに決定しますので、それを教育委員会に提出という形になっております。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 高蝶課長も通学路で問題箇所が多々あるというお話ですので、今後ひとつ横芝中学校、小学校ならず、資料を見ても問題箇所は数多く見受けられますので、今後は主要幹線の整備も大切なんですけれども、次世代を担う子供たちのためにも、どうか安心、安全な通学路の整備の促進と、有事の際に使用するための通学路一覧表等の作成等、当局にぜひお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、2番目の質問で、ISO9001取得意思についてご質問しまして、再質問させていただきます。

早い話が、余り乗り気でないという総務課長さんのお考えのように私はとれましたけれども、私も昨年まで会社を経営いたしておりました関係で、2004年7月に実際にISO9001（品質管理）を1年半かけて取得したんです。最初、非常に難しいなという形で思っていたんです。これは実感の実体験なんですけれども、ISO9001は簡単に申しますと、今総務課長のお話のとおりね、JISの国際版なんです。町がISOを取得するということは、品質マネジメントシステムを確立して、町長が経営理念及び町の信条を基本として町民サービスの方針を定めるということなんです。これは、そこには品質管理マニュアルとして、経営責任、資源の運用、製品実現というのは一応サービスになりますよね、町でいうとね。測定分析とかがございましてね、またISOの要求事項には、町民満足度を数値化して測定するものもあるんです。

ですから、ISOは先ほど課長がおっしゃったとおりに、3年ごとに資格審査がございします。これはもちろん外資系の審査会社による厳しい審査となりますけれども、ISOは私も取って利用して初めて実感したんですけれども、非常にすぐれたツールで、私の実感としてISOは取得によって社員の意識改革はもとより、報告、連絡、相談などをうまく伝えるようになったんです。これは実感です。等のよさが数多く感じられますので。

今、総務課長おっしゃった経費がかかるとか、あるいは事務量が増大になるというのは、

私も、何でこんなに複雑にやるのかなと思ったんですけれども、それは、今までやっていたこととISOのための書類をつくるという形で、ダブルスタンダードになりますので手間がかかるということですので。このツールを完全に利用すれば、そんなに事務量が增大になるとか、投資に見合ったサービスの質というものが、おやりになっていなくて、近隣がそうだからそうですよと判断するんじゃないくて、もう少し深く研究をされたらいかがでしょうかね。

そんな形でもって、ISOはそういう形であれですけれども、このような非常にすぐれたツールのISOの資格の活用には、よりISOの品質管理、すなわち町民サービスの質の向上には役立ちますので、近隣で再認証を受けなくなったからと言わないで、もう少し当町にもISOの研究をですね。というのは、これも後の同僚議員の浅野議員の質問にも関連することなんですけれども、入札の資格要件とかそういうものがあれば、この基準に従っていれば、どの切り口でも同じサービスをできると思うんですよ。ですから、JISの国際版のこういうすぐれたISOがございまして、どうか取得を検討なされて、いま一度ご検討いただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（伊藤定幸君） 齋藤議員のお話はよくわかりました。

ただ、私が申し上げたいのは、当町でも今、先ほど答弁で申し上げましたが、人事考課制度というものを今導入しております。これは、やはりISOの品質管理と同じように職員の資質を向上させるものでありまして、考課者が、例えば町長が考課者、副町長が考課者、課長が考課者ということで、それぞれの職員が目標を立てたもの、それに対してどのように今事務が進んでいるのか、それが適正なのかどうかという判断をさせていただいています。

今、そこで実施をしているわけですが、それが実際に運用されてくるということになれば、その実績が町民サービス、いわゆる住民サービスの最も重要なところに結びついてくるのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解のほうを賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞお願いします。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） よろしく検討をお願い申し上げます。

内容的な同じものであれば、住民サービスの向上があれば、その制度、どのシステムを用いようとも構いませんので、私が申し上げるのは、そういう住民サービスの質の向上のシステムの構築化を申し上げまして、何もISOにこだわることはございませぬので、その点の

ご認識のほうをよろしく申し上げます。

次に、I S Oは終わりましたので、今度T P Pについて申し上げます。

今、T P Pの認識は、なかなか私自身、町長とご意見が合わないんですけれども、この点に関しましては意見が合いました。これだけね。この点につきましては、なかなかあれだということで、反対派の意見をとられるということで、私もそのとおりでございます。

ただし、今まで町長がおっしゃっていると、ここのところ町長は発言の中で、その他業界においては市場原理を求めて競争性を前に出しておられますけれども、ご自分の意思の中で、要するに農業だけは別枠ですよという形のご意思が正当性があるのか、今まで建設業その他の部分については自由競争、市場原理を求めますよ。ただし、農家のT P Pだけは反対ですよ。そういう形の自分の中で矛盾を、そういった形は町長どういうふうに考えておりますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 矛盾はないと考えております。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 解釈の相違ですけれども、またやっにご意見が合ったんですが、また少し違ってきたように思いますけれども、それはそれで矛盾がないという形で。

T P Pについては、なぜこんな国際的、あるいはこういう質問を突拍子もなくするかと言って同僚議員にもたしなめられたんですけれども、無理にT P Pという形で、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について今質問するかというと、T P Pの推進は日本に重大な経済変化をもたらしましてね、横芝光の基幹産業は申すまでもなく第1次産業の農業であります。この問題を真剣に研究しませんと、T P Pに加入した場合は、町自体の産業構造の大幅に変化して経済状態の悪化を招くというふうに、これは必然というふうに私は見ております。

このT P Pは、当初2006年ニュージーランド、ブルネイ、シンガポール、チリにより協定が結ばれました。そこにアメリカは、日本を巻き込み、加入を迫っているのが今T P Pの現状なんです。

推進派は、農業従事者の平均年齢は65歳を超えて農業人口は200万を割る寸前なのに、関税障壁を維持することが食料自給に必要というのは正気のさたではないという議論をよく出すんです。そして米に700%、小麦に200%以上の関税を課しても農業の衰退はとまらないじゃないかというふうな、平然とそういう議論もしているのは、果たしてそうでしょうか。

私は、世界経済は、人、物も金も自由に国境を越えてグローバルに活動していることは、

私自身十分認識しておるところなんです。その理解した上でも、T P Pの推進は反対させてもらうしかないと思います。この問題はアメリカの経済戦略でありましてね、アメリカが自国の経済状態の、今ごらんになってください。ドルは安くなって、輸出及び金融、雇用創出等を改善させようとする思惑がね、これは全く思惑なんです。

T P P加入の国を10カ国と仮定して、G D P（国内総生産）比で見ますと、アメリカ67%、日本24%、その他は小国ですよ、ブルネイとかそういうのは。小国をばかにするわけではないですけども、19%。2国間で90%以上のウェートを占めているG D Pから見まして、じゃ、その小国の19%の経済に仮にT P Pを推進したとして、何を売るんですか、日本は。そういうことをよくお考えになっていただければ、このことからしても日本が加入しなければ、アメリカが困るのが私の認識ではT P Pだと思っています。

日本は、米の関税率は実は778%なんです。これは関税障壁ですって、よく推進派の皆さんは言うんですけど、これは違うんです。米は事実上輸入していないんですよ。輸入関税の平均は、国際的に見ましても主要なところは、日本は11.7%なんです。世界の平均は12%ですから、関税が高いわけでも何でもありません。そして、よく開国だ、開国だって言うけど、日本は鎖国していませんのでね。鎖国をしていないのに開国しろって、何を言っているんだというふうな私の感がします。

そして、T P Pの加入により、日本の農業は深刻な打撃を与えますよ。農業が純粋に利益を追求するだけの産業でないということは皆さんもよくおわかりになっておりますが、安心な食料、文化、環境の上に大きな問題が発生します。これはね、「乗りおくれるな」、「乗りおくれるな」とよくT P Pで言いますけれども、乗りおくれるのではなくて、「乗らなくてもいい」のがT P Pだというふうに私は断固反対しまして、町長の……

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員に申し上げます。質問事項を簡潔にお願いします。

○2番（齋藤順一君） はい、わかりました。

というわけで、そういう反対派の意見であります。以上です。

失礼しまして、では簡潔に申し上げます。

ごみ問題を、今最後の問題になりますけれども、環境防災課の大木課長にご答弁いただきましたけれども、とにかくまだそんなに詰める段階じゃございませんので、今、4つの選択肢を出していただいて、それからよく検討しなければ、重大な問題なんですけれども。

そこで、町長自身のご意見として、どういう方向性を考えているかというご意思をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） このごみの処理の問題につきましては、前からお話をさせていただいておりますように、この横芝光町は、横芝地域が山武郡市環境衛生組合、光地域が匝瑳市ほか二町環境衛生組合と、2つの環境衛生組合にまたがっています。これをとにかく一本化したい、これが私の一番の考えであります。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 一本化、じゃ要するに、どちらかというところのあれですと、民営化か、あるいは従来の組合処理か、どちらか。そのところをちょっとお伺いしたいですけれども、どのほうが好ましいというふうにご自身お考えですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） これは重要な問題でありますので、先般の全員協議会でも議員の皆様方にもっといいアイデアはないか、あれば教えていただきたい、そういう思いで説明をさせていただいただけであり、この4つが最終選択肢ではなくて、もっといい案があれば取り入れていきたいと思っております。

また、単に民営化するというだけで話を進めているのではなく、ごみの処理というのは町で責任を持たなければいけない部分もあります。また、今、環境衛生組合に必要としている資金、これがあります。光地域のごみは、東総地域の広域処理組合ができた段階で、必然的に光地域の処理は山武郡市環境衛生組合で行うというのが合併時の協議でされているわけなんですけれども、光地域のごみと横芝地域のごみの処理費を比べると、前にもご説明したように倍以上の開きがあります。光地域のごみの量を山武郡市環境衛生組合で処理をしたとすれば、処理費が、量が同じだとしても約2倍になってしまいます。そういうコストを削減したいというものも考えているところではありますが、まだまだこれから協議をしていかなくてはならない。また、議会の中でも何が一番いい方法なのか。横芝地域のごみの問題だけでなく、横芝光町全体のごみの問題としてこれからも考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大体わかりましたけれども、では、もう少し、今ちょっと町長触れていただいたんですけれども、当町の市町村合併にあわせた広域行政組合の合併を踏まえての経緯がもう少し詳細にわかれば、教えてもらえればと思うんですけれども。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 合併は匝瑳郡光町と山武郡横芝町が合併しました。いろいろな一部事

務組合を構成していたメンバーが違いますので、このごみの処理については、光地域のごみはそれまでも処理をしていました旧八日市場市、旧野栄町、それから旧光町地域、そして多古町の地域でやっていました。それから、ごみの問題で言うと山武郡市環境衛生組合は、旧横芝町、旧松尾町、旧蓮沼村、旧山武町、それと今の芝山町の5町村で運営をしていました。そういう形で、合併した横芝光町は、両方の環境衛生組合にこの地域がまたがっています。

これと同様のことが山武市にも発生しておりまして、山武市の中の旧成東町の部分は、東金市、九十九里町、大網白里町と東金市ほかの環境衛生組合にごみの処理をお願いしている。同様の問題を抱えています。2つの環境衛生組合に1つの行政区域が処理をお願いしている、こういう問題が発生しているというのが今の現状であります。

これを一日も早く改善したいというのが私の考えであります。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 経緯については大体わかりましたが、今町長が触れられた価格が将来的にわたりまして、今の価格もそうなんですけれども、今、民間委託にした場合のコストと現状の今組合の処理のコストという形では、そんなに将来的にトータルコスト的なものはどういう感覚でいられますか。もちろん数字ではなくてもいいですけども。その考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齋藤 隆君） それは今、これから研究しなくちゃいけない部分だと思います。

今までの示している部分というのは概算でありますし、これから本当に組合としても研究しなくちゃいけない。また、これは山武郡市環境衛生組合だけの問題でなく、匝瑳市ほか二町環境衛生組合とも話をしなくてはいけない問題でありますので、まずはこの横芝光町としてどうしたいんだというものを、やはり基本に置かなくては、2つの環境衛生組合に要望するにしても、話をするにしても、基本はやはり横芝光町がどうするかということが基本になると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 今、大木課長のお話の中で、この4つの中の選択肢のあれで、抜けるという選択肢もあったんですけども、では抜けると仮定して、もし組合を抜けた場合、45年間運営してきた歴史の中で、埋め立てや管理処分精算金についてはどういうお考えをしておりますか。その今選択肢の中で、もしも、もしになりますけれども、そういうお話もありましたので、お願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それにつきましては、今、組合のほうで検討してもらうところでございますので、この場ではお答えできるまでの資料は持っておりません。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） それはちょっと後であれしておいていただければ、概算でもいいですから教えていただければと思います。組合のもので。

あと二、三、大丈夫ですよ。民間委託される場合という選択肢もありましたので、中間的な処理が必要ですか。あるいは、当町でも中間的な処理が必要なために施設を新規でつくらなければならないんですか。本当にちょっと町長にお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） まだ、そこまでの段階ではありません。さらに、先ほども申し上げましたように、今は我々の考えでは4つしかないんですけれども、もっといい案があれば、逆に教えていただきたいと思っておりますし、これは横芝光町全体のごみ処理、旧横芝、旧光じゃなくて、横芝光町のごみ処理ということで皆さんのアイデア、知恵をおかりしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） まだそんなに煮詰まっていないということで、4つの選択肢の中で十分議論をしていい方向に持っていこうということで、ごみ、基本的に私最後、時間まだありますね、ごみはだれのものかってちょっと考えたことがあるんですけども、純粹公共財なのか、私的財なのか、どちらでもなく、私の考えですと中間的な準公共財というふうにごみをとらえまして、ごみ処理を大別すると、収集過程と焼却処分の2つに考えられるんですけども、収集過程は私的財に近いので住民負担によるのがいいのかなって。焼却埋め立て処理は、純粹公共財に近い性質なので、租税負担が望ましいということですね。

上記のような形で、単純に住民側か行政側かという形で割り振るというのは、一番簡単なんですけども、今はまず公的部分の関与が今まで複雑になってきているようで、受益者負担を原則にしてごみ問題というのはこれから議論して、深く考えていかないといけないんですけども、住民の費用負担がどこまで適正なのか。じゃ、自分のごみは自分で処理したほうがいいのかと、基本的な形で。

江戸時代は循環型社会で、ごみを捨ててもほとんど無駄なくリサイクルされていたというような状況を考えますと、いろんな形で今後のごみ処理を民間委託するのか、それとも従来

と同じ処理で、結論を出す時期が迫っているんでしょうけれども、将来に禍根を残さないように我々も十分勉強しまして、当局も十分方向性を見きわめていただければと思ひまして、以上、質問終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時54分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時57分)

◇ 浅野孝男君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

[3番議員 浅野孝男君登壇]

○3番（浅野孝男君） 浅野孝男です。早速質問させていただきます。

私は、本年6月の定例議会におきまして、私の3つの公約とも言うべき町政に対する基本的な思いを質問させていただきました。したがいまして、本議会にもそのことを取り上げさせていただきます、問題の改善と解決に向けていきたいと思っております。

まず第1番目は入札制度であります。

6月の定例議会以降、談合情報の報道やら、余り建設的にも思えないような中傷ビラなどが出回っております。私は、この本議会に先立つ全員協議会で、町長また担当課長より説明のありました町の入札制度を9月より是正いたしますということを信頼し、期待しているところであります。つきましては、改めて是正についての基本的な考え方、そして案件規模による入札業者の参加資格、そして地元中小事業者対策という3点について改めてご説明をいただきたいと思っております。

続きまして2番目は、東陽病院の運営についてです。

さきの22年度の決算発表でも示されましたが、対前年比でかなり厳しい状況になっております。私が考えますに、その大きな原因の一つは医師陣にあるように思います。医師の問題につきましては、とかく聖域扱いとなってしまうがちですが、もはやそんな状況ではないよ

うな気がいたします。

そしてもう一つの問題は、MRIを初め、院内設備の活用が極めて低いこと。また、医師、看護師住宅の活用も極めて低い活用率になっていると思います。これも病院運営上、大きなリスクになっていると思われます。したがって、医師陣の問題とともに相当に思い切った改善策が必要かと思われますが、いかがでしょうか。

そして3番目は、私たちのふるさとのシンボルでもあります栗山川河口域の総合的な整備、開発であります。

第1に、防災の見地から、特に津波対策であります。海岸地域の皆さんにとりましては、切実な重大関心事であります。そこで、防災も兼ねた波乗り道路延長計画の進捗状況及び他の対策はどのようになっているのでしょうか。

また、地域活性化の観点より、こどもの国跡地の活用計画。そして隣の栗山川漁港の今後についてもお考えをお示しいただければと思います。

最後に学校給食についてですが、今、給食費未納問題は、当町のみならず全国的にも大きな問題化していると思われます。当町の場合、学校によって未納状況に大きな差があるように聞いております。公正・公平の観点より、適切な対策、対応が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

以上4点について質問及び問題提起をさせていただきましたが、入札の問題を初め、町政にとって大事なことは、すべての町民に信用、信頼されることだろうと思います。そのことをよろしく願いをいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願います。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） それでは、浅野孝男議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、東陽病院の運営についてのご質問と、栗山川河口域の総合整備、開発についてのご質問のうち、波乗り道路延長計画の進捗状況とこどもの国跡地の活用計画についてお答えし、その他のご質問については各担当課長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、東陽病院の運営についてお答えいたします。

初めに、医師陣の拡充策についてであります。現在、東陽病院では、内科、外科、整形外科、婦人科の外来入院診療は常勤医師で対応しております。また泌尿器科、脳神経外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科につきましては、非常勤医師により週1回から3回の外来診療となっており、これらの診療科目はこの地域に少ないため、採算性だけでなく、地域医療の充実という観点から開設をしています。

なお、病院経営には医師が欠かせないことから、一番必要なことは常勤医師を確保し、住民の安心できる地域医療を提供することですので、千葉大学などへの働きかけにより医師の確保をお願いすることは当然ですが、そのほかにも医師の紹介を行う会社を通じて医師確保のための努力をしているところでございます。

次に、施設、設備のフル活用に向けてについてであります。浅野議員もご存じのとおり、東陽病院は1階に外来、薬局、検査科、放射線科、リハビリテーション科を配し、2階には一般病床55床、3階には療養病床45床あり、それぞれに必要な機材を備えています。特に、放射線科は高度医療機械を備えており、例えばCTやMRI装置などの設備は診療には欠かせないものであります。これらを活用することによって、病気の早期発見、早期治療につながるものと考えており、特に平成22年度から稼働いたしましたMRI装置は、当院の患者さんはもちろんのこと、町内開業医からの患者さん紹介や連携により、さらに稼働率を向上させるように調整中であります。

また、東陽病院は、町内で唯一の入院のできる診療機関でありますので、病床利用率の向上にも力を注いでまいりたいと考えています。

いずれにしましても、東陽病院におきましては、開業医や旭中央病院との連携により、病院施設及び設備をさらに活用し、診療体制の充実を図り、町民に愛される病院にしてまいります。

続いて、栗山川河口域の総合整備、開発についてのご質問のうち、波乗り道路延長計画の進捗状況とこどもの国跡地の活用計画についてお答えいたします。

初めに、波乗り道路延長計画の進捗状況についてであります。九十九里有料道路、通称波乗り道路は、千葉県道路公社が管理する一般自動車道で、九十九里海岸地域の観光開発と地域開発のため、現在交通量の緩和と将来交通量の増大に対処することを目的として整備されました。長生郡一宮町から山武郡九十九里町に通じる延長17.2キロメートルの有料道路であり、1970年3月に着工され、1972年6月に供用が開始されています。

今後の計画について千葉県道路計画課へ確認したところ、事業は完了しており現時点での

延伸計画などはないとの回答でしたが、この道路は、当初飯岡町、現在の旭市までの計画だったと記憶しており、これまでも九十九里町以北の観光事業の発展や、広域交通の利便性向上のためにも延伸を強く望んでいたところであります。

そのような中、3月11日に東日本大震災が発生し、津波により当町でも甚大な被害が発生したところですが、一宮町から九十九里町西部の間では、この道路が防波堤となり、比較的被害も軽微であったことから、防災面でも延伸の必要性を感じ、山武市とともに県土木事務所に対し、延伸要望を行ったところであります。あわせて隣の匝瑳市、旭市へも同様の協力を要請いたしました。

現在、九十九里町から当町までの間で県道飯岡・一宮線バイパス事業が進められており、延伸の事業化には大変厳しいものがあるかと思われませんが、地域住民の生命、財産を守るためにも議会の皆様の協力をいただきながら、沿岸自治体と連携を図り、延伸を要望してまいりたいと考えています。

次に、こどもの国跡地の活用計画についてであります。横芝海のこどもの国は平成15年8月に閉園となり、跡地の県有地約3万1,000平方メートルが遊休地となっております。この場所は、栗山川漁港、屋形海岸、マリンピア栗山川に近く、それらとあわせて通年型で観光客を呼べる観光施設として活用できればと思っています。また、県有地であるため、土地を買い受けるか、借り受けなければなりません。町内に限らず、周辺施設と連携のとれる活用方法が望ましいと考えております。

ご提案をいただいておりますパークゴルフ場ですが、パークゴルフの競技人口やニーズ及び近隣施設の運営状況、町への経済効果などを調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、入札制度の是正についてご回答させていただきます。

まず、是正についての基本的な考え方ですが、より公平性、透明性の高い入札を目指し、国あるいは千葉県からの指導や近隣市町の動向などを参考に随時庁内の検討機関である横芝光町建設工事等入札・契約制度検討委員会で協議をしながら、入札制度の改善を図っているところでございます。

9月1日からは予定価格の事後公表を行っている建設工事等について、原則として最低制限価格制度を取りやめ、制度内容を見直した低入札価格調査制度を試行的に実施することといたしました。また、ちば電子調達システムを利用した電子入札や、入札金額以外の項目を評価する総合評価方式についても早期に導入すべく準備を進めております。これからも、引き続き必要な改善を行いながら、公平性、透明性の高い入札制度の執行に努めてまいります。

次に、案件規模による入札業者参加資格についてお答えいたします。

建設工事につきましては、指名競争入札の場合ですと、設計金額に応じ経営事項審査の総合評価値によって指名基準が定まっております。

受注希望型競争入札の場合ですが、工種と設計金額に応じた資格者名簿掲載要件、地域要件、総合評価値要件、実績要件、技術者配置要件などについて、今回、標準的な基準を設定いたしました。これは従来、設計金額や入札参加業者数見込みなどにより、個々の案件ごとに設定していた参加資格要件を統一すべく作成したものでございます。なお、施工内容が特殊な場合など、この基準をベースとして特殊性に配慮した参加資格を加えることで、具体的な案件の特殊性に配慮することとしております。

建設工事以外の業務委託などの案件につきましては、建設工事とは異なり、案件の内容が多様多様でございますので、設計金額や過去の例を参考にしてケース・バイ・ケースで参加資格要件を設定しております。

最後に、地元業者対策でございますが、競争性が確保できることを前提として従来から入札業者参加資格の地域要件を、町内に本店または支店を有することとするなどの配慮をしております。また、随意契約におきましては、極力地元業者に発注するよう努めております。

以上でございます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 土屋文雄君登壇〕

○産業振興課長（土屋文雄君） それでは次に、栗山川漁港の今後についてお答えをいたします。

栗山川漁港は、昭和35年4月に地元漁業者を利用主とする第1種漁港の指定を受け、多くの漁業者に利用されてまいりましたが、漁船の大型化や栗山川航路に砂がたまることが相まって、現在は入港ができず、利用されない状況になっております。

この栗山川漁港は、千葉県の管理であり、維持しゅんせつ・改良に係る経費につきましては千葉県と地元市町であります横芝光町、匝瑳市、山武市、旭市で割合に応じて負担しております。

平成18年度までは漁港を利用するために航路しゅんせつなどを毎年行ってまいりましたが、しゅんせつを行ってもすぐに土砂が堆積してしまうため、抜本的な対策として平成19年度に栗山川河口にドリムブロックを据えつけるドリム工法を実験いたしました。しかしながら、河口は波が荒く、施工を断念せざるを得ず、以後、よい打開策も見つかっておらず、現在に至っている状況でございます。

このようなことから、現在、漁業者の方は片貝漁港や飯岡漁港を利用されており、他の市からは費用負担ができないとの意見もあり、施設の維持管理に苦慮しているところでございます。管理主体の千葉県では、今後の栗山川漁港のあり方について、地元市町や漁業関係者などと協議を行い、今年度中に方向性を示す予定と伺っております。

町といたしましては、その結果を踏まえ、栗山川漁港区域の総合整備、開発について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔産業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、浅野議員の学校給食についてのご質問の、給食費未納状況とその対策についてお答えいたします。

初めに、給食費未納状況についてでございますが、本年7月末現在で平成22年度以前の滞納繰越分の総額は1,041万644円となっております。また、現年度分の滞納額については163万9,980円で、収納率は94%でございます。滞納の原因といたしましては、経済的な理由や保護者の責任感、規範意識の問題などが挙げられます。

次に、対策についてでございますが、新たな滞納者を出さないため、給食の口座振替の推進や、経済的な理由で滞納している世帯に対しては、学校と連携を図りながら給食費などを援助する就学援助制度の周知を図っております。

収納対策につきましては、日常業務といたしまして給食センター職員が電話及び家庭訪問等による納付催告などを行っておりますが、そのほか、教育課と給食センターの合同で休日滞納整理を年2回実施しております。また、支払い能力がありながら収納に応じない悪質な

滞納者に対しましては、法的手段として裁判所に支払い督促の申し立てを行い、給与の差し押さえなども行っておりますが、今後は、債権回収対策室と連携を図りながらさらなる収納対策に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それぞれありがとうございます。

それでは、改めて1番目から再質問をさせていただきます。

最初に、入札の件でございますが、先ほど課長の話からおおむね理解はしたつもりではあるんですが、何分専門的なことで町の多くの人たちももう少し理解をしたいというふうに思っている人も多かろうと思います、私も含めてですが。ですから、このことに関しましては、町のホームページ等、いろんな手段を用いて広くわかりやすく周知していただければと思っております。それによって、今まであった不信の面を少しでもまた解消することができれば、町にとっては幸いなことなのかなと、強くお願いしておきたいと思っております。

もう1点ですが、その不信の件ですけれども、先ほども申しましたが、談合情報の報道とか、あるいは中傷ビラ等については、これはビラによれば町長、副町長とかという固有名詞も出ていましたが、これは町長、副町長のみならず我々も含めて、町政全体に対する極めて悪質な冒涇といいますか、名誉棄損にもなるべき筋合いのものかと思っております。ですから、不信を払拭すべく、これは町としても毅然たる態度でやっぱり対処する必要があるんじゃないかかと思っております。嵐が過ぎ去ればいいということじゃないと思っております。また、そのことによってさらに町政が少しでも信頼を取り戻せばというふうに考える次第ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。そのことについて町長からどういう形で、この不信払拭に対して今回の一連のことに一つの区切りをつけるかということをお尋ねしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 浅野議員にはいろいろとご指導いただきありがとうございます。

この件につきましては、今までの入札に関するものの対策として事後公表制度を取り入れ、そして公正・公平な入札制度を行うということで試行的に行った事後公表でありました。

しかし、酒々井町の例でもあったように、一部の業者が最初のうちは独占してしまうというような例もあったというように、この町でも一部偏った部分があったというのがありました。しかし、これは入札を公正・公平に行った結果であると信じております。ただ、入札制

度の中で、先ほどもご答弁させてもらってありますが、最低制限価格について、これは取り払ってしまうということで、もっとわかりやすくシンプルにするということの対応を今回させていただくことといたしました。当然、この制度の改革につきましては、ホームページなどで既に周知もさせていただいておりますが、さらにもっとわかりやすく周知に努めていきたいと思っております。

また、全職員、公正・公平な入札に当たっておったわけですが、さらにそれを強く皆共通認識として当たるということで、今までもよくやっておりましたが、さらに信頼回復に向けて頑張ろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） くどいようですが、このことはやっぱり町政の信頼されるか、されないかという大きな目安になると思っておりますので、改めてくれぐれもよろしくお願いしておきます。

それから次に東陽病院の問題ですが、私もこの東陽病院について質問させてもらうことになっていたんですが、お昼休みにも民生文教のほうから、この前やられた東陽病院運営検討委員会という報告をいただいたんですが、まさに私が疑問としているところがかかれていたんですが、ちょっとこれを紹介させていただきますと、一番気になるのが、先ほど言いましたけれども、非常に厳しい運営状況の中で患者数が減少していると。どなたかが患者数の減員の要因は何でしょうかというふうに質問があったところ、2つありますと、1つは患者さんがいなかったんだと、こういう一つのことが書いてあります。これって何なのって、私は実は思ったんですが、本当に考えていないんじゃないのかな。どなたが答弁になったかわかりませんが、減少しているのに患者がなかったから減少したんだよという、そういう短絡的な物の考え方では極めてよくないなというか、困るというふうに思います。

私が思いますに、何で厳しい運営状況になっているか。何で患者数が減っちゃったのか。というのは、これは先ほどもちらっと触れましたけれども、私は先生に問題があると思っています。一番の問題は先生方にあると思っています。看護師、介護士は一生懸命やってくれていると思います。私の実感ですけれども。

この場をかりてあえて2つほど言わせてもらいます。何でそんなふうにするのかということ。

1つは、これは私が実体験したことです。つい最近のことです。私のおじさんが、この前、もうどうしようもなく、むくみがひどくて歩けない。かなり危険な状態だということで、

私が一緒に東陽病院に連れていきました。入院させてくれと。そうしたら、先生は、元気だから入院しなくてもいいです。薬だけ出しておきますと。それで帰ってきました。先生がそう言うもんで。そうしたら、5日後に亡くなってしまいました。

もう1点あります。これもつい最近、おばさんの話です。のどが痛くて声が出ねえだと。私は、じゃ東陽病院に行きなよって。それでやっぱり先生に診てもらいました。そうしたら、のどが痛くて声が出ないのに、のども診てくれないで、風邪でしょうから薬だけ出しておきますと、それで帰ってきました。おばさんは、納得いかなくて、次の日にまさごクリニックに行ったんです。わかりますか。ここにも書いてあるとおり、患者数が減った原因の2番目には、よそに病院に行った、老人ホームに行きましたよって書いてある。

当然そうなります。東陽病院行ったら診てくんねえだからと。何で診てくんねえだろうか。よくわかりません。このところを事務長さんからも、その実態を正確にというか、正直に説明していただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、私の立場から申し上げますと、とにかく病床数についてはいっぱいにして医業収入は上げてほしいというようなのは思っております。しかしながら、医療行為につきましては、ライセンスを持っている医師の判断にゆだねなければならない。そうしますと、事務長の権限を超える部分が出てきますので、医療行為につきましては、あくまでも医者判断にゆだねなければならないという実態があるということをご理解していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） わかりました。ということは、事務長の権限が及ぶところではないと。ここにも書いてあります。

だけど、東陽病院運営検討委員会というのが町長を先頭に設置されているわけですよ、町長ね。ですから、じゃ、事務長だけの問題でないとすれば、この検討委員会で実態がわかっているわけです。極めて厳しいんだと。東陽病院は倒産の状態なんだと。みんなよくその辺は理解しているわけです。にかかわらず、じゃ、事務長が権限ないんだったらどうすんのよと。さっきも言いましたけど、本気で検討委員会の長がやっぱり必死にやってやらなかったら、会社はつぶれますよと。町がつぶれますよと。そういうことだと思うんですよ。で

すから、その辺の覚悟のほどを改めてもう一遍お聞かせ願いたい。

それともう一つ、会社でもそうなんですけど、私は運送屋やっています。運送屋のトラックが動かなかったら、すぐつぶれます。ですから、万一トラックに遊びが出たら必死で仕事探してこいと。探すまで帰ってくんじゃねえというふうに会社では言います。でないと死んじゃいます。ですから、町営だろうが何だろうが、民営、公営じゃなくて、やっぱりそういう事態には、本当に命がけで対処しなければだめになっちゃうわけです。

ご存じでしょうけれども、高い何億円もかかったMRI、ほとんど使っていない。元東陽病院があった旧東陽病院の用地ですね。立派なマンションみたいなのが建っています。多分部屋が20ぐらいあるんですか。今、半分も使っていません。周りは草ぼうぼうです。何だ、これお化け屋敷かと思うほどです。そのことも皆さんだれも感知しないで見過ごしているわけです。それで、赤字だ赤字だって言っているわけです、何億円も。

12億円の売り上げの中で、4億も5億も赤字出す会社はすぐつぶれます。だれが見たって、それは見過ごせるはずがないんです。ですから、私はさっき言ったように、本当に真剣にそのことに対して手を打っていかないと病院だけじゃなくて町がつぶれますよと。4億も5億も手当てしてたら大変なことになりますよと。先生方にも、院長を初め、先生方、全部集まってくださいと。このままでは東陽病院が存続できなくなっちゃうんだというところまで進めて、それこそ決死の覚悟で打開策をやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 3点ありました。

まず、医師に関する件ですけれども、やはり今、最初に浅野議員言ったように、医師の世界、聖域ではないということでおっしゃられました。全くそのとおりだと思っており、今いる東陽病院の医者に、とにかく100%、120%働いてもらうようにすると同時に、新たな医師を獲得していく方法をとらなくてはいけないというのが、今東陽病院では非常に重たいところになります。

千葉大学から派遣されている医師というのは、おおむね2年程度で交代してしまう。その中で、東金、九十九里が今新たに病院をつくらうとしている中で、ローテーションの中で1人帰ったら1人来るといふ今までのスタイルはもうとれなくなってくるかもしれないというのが、毎月ではないですけれども、頻りに千葉大や千葉大病院にお邪魔している中で出てきている話であります。医師が減ればさらに悪くなると思っておりますので、医師確保には本

当に、医師にまず頑張ってもらおうのと、もう一つ医師を減らさない、確保するということの両面を今頑張っているところであります。

そして、千葉大にお世話になるのは100%ではありません。今の東陽病院の医者も、全員が千葉大から来ているわけじゃないですが、一番確実、安定性のあるのが千葉大であるというのは、これはもう揺るがない事実でありますので、千葉大を一番に考えさせてもらっています。次に、いろいろな民間の医師派遣会社であるとか、医師の紹介会社というところを利用すると同時に、現在では自治医大であるとか、自衛隊関係ですね。自衛隊も、防衛医大を卒業された方が、何年か自衛隊の関係で勤務をされればその後フリーになるという医者もおりますので、そういうところまで今新たに選択肢を広げているところであります。

それから、自前でできない部分をどうするかということも考えていかなくてはいけないので、旭の中央病院との連携というのを考えなくちゃいけない。そのためには中央病院からも医師を派遣してもらえそうな体制をつくりたいということで、今、脳神経外科、1人来ていただいておりますので、その方をさらに週1回ではなくて2回にするとか、違う科も来てもらえるようにするとかということ幅も持っていきたい、そういうようなことを今頑張っているところでございます。

それからMRIにつきましては、当初の予想と違うということもありますので、病院内で使うだけではなくて、病院外の利用も進めようということで開業医さんと今、調整をさせてもらっているところであります。興味を持ってくださっている開業医もやっと出てきましたので、そういう方にも利用してもらおうようにということを進めさせていただいております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

なぜこういう夢中になって申しますかというのと、やっぱり6月の議会にも言いましたけれども、東陽病院はおらが町の病院だとみんなが思えるようにならなければ、どうにもならないでしょうと。それでは存在価値がないでしょうと、そう思われたい。さっきみてえなことでは、だれも、だんだん、だんだん、ますます。幾らみんなが努力しても減る一方になっちゃうと。

ですから、町長だけが頑張っているのかどうなのかわかりませんが、やっぱりすべての人といえますか、町長だけじゃなくて、町全体がそういうことに向かって無関心ではなく、き

ちんとしてやっぱり本当におらが町の病院だと言えるように努力するしかない。それがだめだったら、本当につぶすのもやぶさかじゃないぐらいの覚悟で、先生方も取り組んでもらいたいなというふうに思います。

そして、さっきこれも出しましたけれども、検討委員会もせっかくあるんですから、もうちょっとこういう無責任というか、何かばかじゃねえのと思われるぐらいの、この、患者がいなかったってというような、そういう答えの出し方じゃなくて、もうちょっとしっかり一生懸命やっているというか、そういったところを感じられるような検討委員会にさせていただきたいなというふうに思います。くれぐれも、またこれもくどいようですけれども、極めて大事なことだと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

3つ目なのですが、3つ目には、栗山川河口の問題で、おとといも防災講演会ということで津波のことを一生懸命やっていただきましたが、本当に聞けば聞くほど恐ろしいといひますか、いつきの猶予もできないのかなと思うぐらい緊急を要しているような気さえいたします。

ですから、さっき町長の説明ありましたけれども、波乗り道路の延長計画につきましては、やっぱり病院と同じように、町長だけじゃなくて、すべての力を活用しながら、生かしながら、強引にといひますか、何としてもという心意気で早く進めてもらいたいなと。よく、今やろうと思ったのにというときに津波が来たりとか、そういうことが間々あるといひますので、遅くならないように、手おくれにならないように、何とか頑張ってそれは実現していただきたいなと。そのことが、また地域の活性化にもつながってくると思います。

ですから、さっき言ったこどもの国跡地の活用についても、町長が一生懸命動いていていただいているのは理解しています。ですが、何でも同じなんですけど、みんなで、それぞれが分担して事の成就に向かってやっていくと。ですから、こどもの国跡地の、さっきパークゴルフ場という、パークゴルフ場というのが私も非常に興味あっていろいろ調べていたんですけども、ベストかどうかわかりませんが、少なくともベターだろうと。今までいろんな計画があつて、全部計画倒れになっちゃつて、原っぱになつて7年も8年もたっちゃつた。だから、ベストじゃなくても、ベターであればみんなして手分けをして実現させようよと。

そのためには、私の一つの提案なんですけど、例えばパークゴルフ場建設委員会なるものを、それこそ産業振興課あるいは社会文化課、あるいは体協、あるいは観光協会、また議会も入つて、みんなして推進していくというような、そういう委員会なるものを立ち上げたらどうかと思つているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） すべてのことを私ひとりが頑張っても動かない部分がございますので、皆さんに協力をいただかなくてはいけないと思っておりますので、そういうものも含めて検討させていただきたいと思えます。

また、先ほどお話がありました波乗り有料道路につきましては、一言加えさせていただきますが、これは一つの町では到底できないことである。まず、議会、そして町民の理解も得なくてはけませんけれども、一つの町でできないことは、隣近所、山武市、匝瑳市、そしてこれは旭市まで関係している道路でありますので、横のつながりを持っていきたい。ですから、手を組んで頑張っていきたいというふうに思っておりますので、そのためにはぜひ議会の後押しをお願いしたいと思っております。

それからいろんな新しいグループをとということではありますが、これにつきましては、現在、産業振興課にこの調査を含めて、パークゴルフ場関係含めました研究を指示をしておるところでございますので、少しお時間をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。ぜひ積極的に町の活性化にもつながると思えますので、何とか実現できるように頑張ってください。また、私自身は協力を惜しまないつもりでございますので、よろしく活用をお願いします。

それと、漁港なんですけど、何分にも先ほど、これからいろいろ検討をしていかななくちゃいけない、町としては今のところは特段できることではないということだったんですが、これは思いとしてひとつ建設課のほうにも思っておいていただければと思うんですが、私の仲間にも漁業者がいて、もうしょうがねえだよと、あの漁港は使えねえよと。だけど、あのままじゃなと。何かやっぱり地元民のためになるような、大きく言えば横芝光の町のためにもなるような活用の方策を少しでもみんなで知恵を出して考えていかないと、ただ県のことだから、国のことだからほっぽっておけばいいやということじゃなしに、町からも、やっぱりこれはああしてください、こうしてくださいって発信していかないと、進むのも進まなくなるのかなと。

ですから、気が早いかもしれませんが、少し先取り形態でも、将来こうやっていこうよと。例えば私が思うのには、波乗り道路が栗山川まで来て、あそこにパークゴルフ場があって、漁港は釣り堀が例えばあったりして、その周りには物産展があったりして、海の駅、川の駅みたいなものになって、一大リゾートセンターみたいなのができれば、私としてはいい

なというふうなイメージがあります。そういうことも大事なことだろうと思います。ですから、そのイメージに向かって町を進めていくというか、観光事業も進めていくというふうに考えていただければありがたいなというふうに、ついでで申しわけありませんが、言わせていただきます。

最後に給食の問題ですが、私がお聞きしたところによれば、日吉、南条につきましては、極めて収納率がいいというか、未納がないと。何なのかなということがあって、地域の差ということをちょっと指摘したかったんですが、見習うものがあるんじゃないかなろうかなと。人口のこともあるんでしょうけれども。それにしても日吉、南条のほうは、極めて模範的といえますか。そういったものも加味しながら、これからそのことに、難しい問題でしょうけれども。

それと、つい最近、きのう、おとといですか、新聞に出ていましたけれども、子ども手当を今度給食費の未納から充当できるようなふうにするようなことを書いてありましたけれども、そのこともただやたらとそうやることじゃなくて、できれば慎重に対処いただきたいなというふうに思っております。

以上、いろいろ申し上げさせていただきましたけれども、最後に今、国政では、怨念を乗り越えて全員野球で国難を乗り越えるんだというふうによく言われています。横芝光町も、その怨念という意味では、私は強く感じるところです。それが町政にとってかなりマイナス的に働いている部分も否めないような気がしております。ですから、国政でも、今、怨念を乗り越えて全員野球で一致団結してこの国難を乗り越えようと言っているのでも、横芝光町もいろんな意味で瀬戸際だと思っております。ですから、みんな力を合わせて全員野球で、ぜひこの横芝光町をよりよい町にしていっていただきたいなということで、最後にそのほどの町長の決意をお聞かせいただいて、私の質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 3月11日の大震災以来、役場職員一丸となってこの町を復旧・復興させて、よりよい町にするんだということで、今、当たっております。

私としては、この横芝光町をよくするんだという思いでいる方がここに全員いると思っておりますので、ぜひ力を合わせてご協力いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 以上で浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時55分とします。

(午後 1時44分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時55分)

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

[5番議員 森川 忠君登壇]

○5番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目の行政関係では、行政改革についてお伺いいたします。

町長が訴えておりました町民参加の事業仕分けの前段としての事業評価を実施するとのことでしたが、その具体的方法について伺います。

また、その評価結果をどのように反映していくのか、実績も含めお聞きしたいと思います。続いて、町民参加のまちづくりについてお伺いいたします。

近年、多くの自治体で取り入れている自治基本条例、またはまちづくり基本条例は、北海道ニセコ町に平成13年基本条例を施行したことに続いて、現在では全国各地で制定されています。このことは町民の声をよく聞いてという町長の基本コンセプトに通ずるものがあり、町長のそのことについてのご認識、またご所見を伺います。

そして、町民の意見等を受けとめることに関しましては、さまざまな形があらうかと思えます。どのような方法で意見を聞くのか伺います。

その一環として認識しておりましたが、前町長が始めたまちづくり懇談会ではありますが、3年間行われました。しかし、ことしからは開催しておりません。その中止された理由をお教えてください。

次に、大綱2点目の財政関係では、公会計制度についてお伺いいたします。

昨年12月議会で質問をした際に、平成23年9月、つまり今月ですが、町の会計も複式簿記での公会計の導入が可能と財政課長よりの答弁をちょうだいしました。現況をお伺いしたい

と思います。

続いて、指定管理者制度と業務委託についてお伺いいたします。

特に、指定管理者制度は、社会教育施設関係に導入されておりますが、さまざまな声を町民の皆様から聞くことがあります。現状での問題点について、執行部のご認識、そして対応について伺います。

また、今後も指定管理者制度並びに業務委託について導入拡大の予定があればお伺いいたします。

地方税、国民健康保険税について、徴収率あるいは滞納率の現状について伺います。

景気の低迷が続く現在、徴収率が下がっているわけですが、当町では向上のためどのような方策をとっているのか。また、その成果はどうなっているのかお伺いいたします。

そして、そのために広域での滞納整理機構の設立の提案をいたしますが、それについて感想をいただきたいと思います。

最後に、先ほど浅野議員からも出ておりましたが、町立東陽病院の経営改善対策についてですが、病院の運営検討委員会がなされております。民生文教委員長より、8月8日の会議の資料をいただき大変ありがたかったわけですが、一部の議員しか情報がなく、どのような議論がなされているのか、そしてどのような長期、中期にわたっての計画がなされているのか、詳細かつ具体的に教えていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とし、執行部のわかりやすい答弁をお願い申し上げます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） それでは、森川忠議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、行政関係の町民参加のまちづくりについてのご質問のうち、町民の意見等を受けとめる問題についてと、町民懇談会中止の理由はについて、財政関係の地方税及び国保税の滞納状況についてのご質問のうち、広域での整理機構設立を提案について、それから東陽病院の経営改善対策についてのご質問にお答えし、その他のご質問については各担当課長から答弁させますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、いただきました通告に従いまして答弁をさせていただきます。

初めに、行政関係の町民参加のまちづくりについてのご質問のうち、町民の意見等を受け

とめる問題についてと、町民懇談会中止の理由についてであります。関連がありますので区分をしないでお答えをいたします。

ご質問の趣旨は、町民の声をどのような方法で聞いているのかということだと思います。私のモットーは申すまでもなく、すべては町民のためにであります。そのためには、町民の皆様方の思い、考えを知ることが大前提ですので、各種会議や会合にはできるだけ出席をして町政に対する声に耳を傾けるよう努めております。

また、町長への手紙を利用してご意見をお寄せいただく方もいらっしゃいます。最近、町長への手紙も封書より電子メールを利用される方が多くなりましたが、お寄せいただいたご意見にはできるだけ早く返信するよう心がけております。返信の際は、特に対応が不可能なもの、可能であっても時間を要するものなどの場合は、その具体的な理由を記載してご理解を得るようにしています。

さらに、まちづくりを語ろう会も広聴手段の一つです。6月議会政務報告でも申し上げて説明しましたように、ことしはまちづくりを語ろう会、出前トークとして、町民の皆様方の要請に合わせ随時実施することとしています。したがって、町民懇談会を中止にしたわけではありません。

昨年のまちづくりを語ろう会は町内29会場で日時、場所、テーマを指定して開催しましたが、ことしは出前トークは団体あるいはグループで10人以上の方が集まれば開催できるようにしました。開催時間は午前9時から午後9時までのうち90分以内、開催場所は町内。あらかじめ出前トーク申し込みを提出していただくといった制約はありますが、同じ趣味や同じ仕事同士の集まりの方が、より親しく、より熱く、まちづくりについて意見交換ができるのではないかと考えた次第です。

既に、夏休み前の7月18日には放射能に対する不安の声が多く聞かれたため、講師を招き放射能に関する特別講演会を実施しました。当日は、乳児から中学生までのお子さんを持つ保護者と教育関係者を中心に約160人の参加があり、参加者からは放射能に対する不安が軽減しましたという感想が多く寄せられました。また、行政総務員連絡会などからも出前トークの申し込みがあり、近日中に開催する予定としています。しかながら、出前トークの周知不足は否めませんので、さまざまな方法でPRをしたいと考えています。

町民の皆様との懇談会は、協働のまちづくりを推進する上でも有効かつ貴重な機会であると認識しております。今後も最善の方式を模索しながら継続していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

続いて、財政関係の地方税及び国保税の滞納状況についてのご質問のうち、広域での整理機構設立を提案についてお答えいたします。

広域での整理機構設立についてであります。町長就任以来、深刻な財政状況が続く中、町の行財政基盤の基礎となる税収入の落ち込み、徴収率の伸び悩み、加えていわゆる町の債権の一つであります保育料や給食費など、これらを合わせた未回収債権が徐々に増加していることにかんがみ、ことし4月に千葉県から室長として税務経験豊富な職員1名を招聘いたしまして、税務課内に債権回収対策室を設置いたしました。現在3名体制で、税以外の債権と一元化を図り回収すべく、その確立に向け動き出したところでありますので、当分の間、この体制を強化しながら、差し押さえや強制執行などを積極的に実施し、税をはじめ、それぞれの債権に係る徴収率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、財政関係の東陽病院の経営改善対策についてお答えいたします。

運営検討委員会の実態はとのことですが、森川議員もご承知のとおり、運営検討委員会は私が管理者に就任してから基本的に四半期ごとに開催しており、構成メンバーは私を委員長とし、病院関係者は病院長を初め各科の科長などで、役場からは副町長、健康管理課長となっています。また、議会からは、議長、民生文教常任委員会正副委員長の出席をいただくようにしたところであります。

協議内容は、予算及び決算の経営状況などはもとより、外来・入院患者数の報告や業務改善についてなど、協議や意見交換を行っています。直近では、皆様、民生文教常任委員会委員長からお配りいただいたということですが、8月8日に開催し、平成22年度の決算状況や患者数の状況報告を行いました。委員からは、患者数の減少要因、救急診療状況、医師確保、独立行政法人化などの質問や改善について意見が出されたところであり、これらの意見を参考にして改善が必要なものについては対処してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、私のほうから、事業評価の具体的方法、評価結果をどのように反映させるのか、そして公会計制度についてご回答申し上げます。

まず最初に、事業評価についてでございますが、事業評価につきましては、昨年12月議会

でもお話をいたしましたように、試行的に取り組んでおります。昨年度は、まずは試行により実施した上で、その結果や反省点を踏まえ、研究、検討、改善をしながら事務事業評価を制度化したい考えから試行スタートとしたところでございます。

昨年度実施の事務事業評価は、繰出金や償還金など評価による効果が期待できない事務事業や決算額100万円未満の事業を評価対象から外して実施いたしました。

事業評価シートは、大きく分けると事業量部門と評価部門の2つのもので構成されており、事業量部門においては事業を行った予算額と事業の結果や成果を指標として数値で示し、評価の部門ではこれらの結果や成果に対する達成度、効率性、必要性、公平性の4項目を評価として文言により示しております。

昨年度の試行結果では、将来的には廃止するや、改善するなどの評価結果が出された事業もあり、試行実施ではあるものの評価制度の目的が理解されているものと考えております。

反面、評価対象客体を主に金額により選択したことから、本来評価すべきものが対象外であったり、評価したものの、余り効果が期待できない事業も見受けられました。今年度は、これらの反省点を踏まえ、事務事業評価制度の本格導入に向け、さらに検討を加えながら試行的実施の第2弾として8月中に各課において事務事業評価を実施したところであります。

なお、今回の事務事業評価は、書式を予算科目と関連づける様式に変更した上で、評価客体を決算金額のみにとらわれず事業の性質でとらえることとし、また、新規事業についても、あらかじめシートを作成し事業内容を精査しつつ事前評価することといたしました。

現在は、企画調整班を中心に財政班を加え、各班との評価ヒアリングを実施中でございます。この結果を今後の予算編成に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、公会計制度についてでございます。

公会計制度につきましては、昨年9月議会で森川議員から質問をいただき、平成21年度決算分を23年3月までに、22年度決算分を23年9月までに、いわゆる財務4表を整理できるよう進める予定ですと答弁をさせていただきました。

21年度決算分は、ことしの3月に業務委託先であります株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングから、横芝光町単体での財務4表について成果品の納品があり、これを基礎としながら、現在、22年度決算分の作業を進めております。予定より若干作業がおくれていますが、10月中には町単体での財務4表の作業が完了する見込みとなっております。今後の作業といたしましては、関係する一部事務組合決算との連結が必要になりますが、一部事務組合での伝票仕分け作業や決算公表時期などの都合もございまして、連結後の財務4

表の整備は順調に進捗して12月と見込んでおります。

議会に対しましては、完成次第ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 伊藤定幸君登壇〕

○総務課長（伊藤定幸君） 森川議員の行政関係の2点目、町民参加のまちづくりについての自治基本条例制定についての所見はとのご質問にお答えをいたします。

地方分権改革、その後の地域主権改革と、地方自治体に求められる自己決定や自己責任がますます重要になってきております。こうした状況の中、自治基本条例やまちづくり基本条例などを制定している自治体もありますが、全国的にはまだ少なく、いまだ多くの自治体が制定していないのが現状であり、当町でも制定はしておりません。

以前にも、複数の議員からご質問をいただいておりますが、制定に至らない理由といたしましては、自治基本条例は住民の権利、行政等の役割や責務などを明文化することを目的としていますが、地方自治における基本的な事項であり、既に認識されていると考えられており、早急に条例を制定する必要性が低いこと。

まちづくりの基本原則として考えられる情報の共有化については、既に情報公開条例などを制定するほか、町民の皆様へはより積極的に情報公開を行っていること。

次に、住民参加と協働という点でも、さまざまな施策を計画の策定段階から町民の皆様に参加していただくとともに、パブリックコメントなどにより広くご意見をいただくよう努めているところであります。

また、町が主催する各種事業でも、多くの町民の皆様やボランティアの方々の協力をいただくなど、協働のまちづくりが着実に進んでいること。

一方で、住民参加の一つである住民投票制度などは、議会制民主主義と反する面もあることから慎重な対応が必要であること。

以上のようなことから、制定しても形骸化するおそれがあり、時期尚早ではないかと回答をさせていただいております。

今回の震災等により、地方自治体に求められる危機管理や説明責任などの重要性を改めて認識しておりますが、条例制定のいかににかかわらず、町民の皆様にとって何がいいのかを考えながら、行政サービスの向上に努めてまいりますので、皆様にもご理解を賜りますよう

お願いを申し上げます。

〔総務課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 五木田桂一君登壇〕

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、森川議員の指定管理者制度と業務委託についての現状の問題点と今後導入拡大の予定はとのご質問にお答えいたします。

光B&G海洋センターと光しおさい公園、テニスコート、サッカー場の指定管理につきましては、民間のすぐれた企業経営感覚を公共施設運営に取り入れ、町内外の住民によりよいスポーツ施設サービスを提供し、あわせて経費の削減を目的に平成20年4月から実施しております。これまでの制度の導入目的でもあります利用サービスの向上や経費削減で一定の成果も見られたところであり、施設運営も円滑に行われているところであります。

また、社会教育・社会体育施設や図書館の受付管理等の業務委託につきましては、臨時職員の皆さんの不安定な雇用の解消や経費の削減等を図るために、昨年4月より実施しているところであります。委託時に、臨時職員として業務に携わっていただいた方々は、委託会社にそのまま転籍し、同じ勤務場所に配置されたことにより、これまでに受付管理や利用サービス等が低下することなく、効率的な業務運営がされているところであります。

このようなことから、指定管理及び業務委託につきましては、今後の導入拡大の予定は考えていないところであります。

〔社会文化課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、私のほうから税務関係についてお答えを申し上げます。

町税は、町の行財政運営の基本となる財源であり、税の公平・公正な課税、そして徴収率の向上は極めて重要な課題であると思っております。しかしながら、平成20年からの世界的な金融危機に伴う急激な景気悪化や、今年度発生しました大震災の影響によりまして、企業の倒産や求人数の低下など就業環境の低下がさらに進み、町税の現年分徴収率は年々わずかながら低下している状況にあります。

まず、過去3年間の徴収率の推移であります。町民税については、平成20年度が95.9%、平成21年度は96%、平成22年度が95.4%、固定資産税が平成20年度は95.4%、21年度も同じく95.4%でした。平成22年度が95.0%。軽自動車税ですが、平成20年度が94.9%、平成21年

度、平成22年度が94.7%となっております。

また、これを合わせました町税全体の徴収率は、平成20年度は95.9%、平成21年度は96.0%と、わずかに0.1ポイントであります但し上昇いたしました。平成22年度は、大震災の影響もあつてか、95.5%と0.5ポイント低下しているという状況であります。

次に、国民健康保険税の徴収率の推移でございますが、平成20年度は87.5%、平成21年度は85.9%で、1.6ポイントの低下、平成22年度が85.0%ということで、前年比0.9ポイント低下している状況でございます、極めて厳しい状況にあります。

次に、徴収率向上対策といたしましては、職員による夜間や休日の自宅訪問、文書や電話による催告、滞納者を呼び出しての納付相談や納付指導、千葉県と県内全市町村で組織しております千葉県滞納整理推進機構における財産調査、納税交渉、差し押さえ等を県税事務所の職員とともに実施し、徴収率の向上に努めてまいりました。

また、平成22年度からはインターネット公売を実施いたしました。これは、差し押さえを行った財産を、インターネットを介して公売にかけ、落札という形で換価した金額を滞納になっている税に充当するというものであります。ちなみに平成22年度は、初めてということもありまして、1回実施し、2万2,574円、今年度はきのうまでに3回実施いたしまして4万8,349円を滞納税に充当したところであります。これまでは日用品等の少額な物品の公売を行っておりましたが、今後は自動車や土地など、これらの物件につきましてもインターネット公売の対象としていく予定であります。

このほか、徴収率の向上対策の一環といたしまして、今年度から納税環境の整備ということで、コンビニ収納とクレジット収納を開始いたしました但し、8月末現在の利用状況はコンビニ収納で8,007件、収納額で6,487万5,000円、クレジット収納では474件、収納額で345万1,800円という状況でございます。

それから成果ということでございますが、ここに数字でお示しいたしましたとおり、大きな成果にはつながっておりませんが、先ほど申し上げましたようにこの景気の動向あるいは大震災の影響を受けながら、町といたしましてこの徴収率でおさまっているというところに職員の努力を見ていただきたいというふうに思うところであります。

以上で私からの答弁といたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは自席から再質問させていただきます。

それでは、順番に行政改革についてですが、改めて聞きますが、町長、事業仕分けというものは以前選挙戦のときのチラシにもにぎにぎしく町民参加での事業仕分け導入、私もよく見ているんですが、情報公開を進め等々、非常に町民からは期待する声があります。

ご存じのとおり、民主党政権が一昨年8月に政権交代で誕生してから、当時は蓮舫議員とか、テレビで取り上げられておりました。そのように政権では期待をしたものでありますが、今ではトーンダウンしたと言わざるを得ません。確かになかなかその結果が出なかったということで、事業仕分けというのは難しいんだなということをつくづく感ずるところでございますが、事業仕分けはやらないということによろしいのでしょうか、町長。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 今森川議員もおっしゃったように事業仕分けというのは大変難しいものがあるというのを認識しております。しかし、やらないのではなくて、それに向かったの段階として事業評価を今行っているところであります。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、ぜひ事業仕分けをしっかりと実行するように段取っていただきたいと考えております。

ただ、先ほど財政課長のほうからの説明ですと、なかなか評価しているものの、結果として、例えば私が考えますと、町長、以前から標準財政規模に対してこの町は100億は大きいと、ホームページの町長室からもクリックしますと出ておりますが、その標準財政規模、この町は65億、66億と言われていますが、そのことに対するご認識と、現在昨年からすればいろんな事業の経過で10億ちょっとは全体の一般会計規模が減っております。しかし、なぜそれが標準財政規模になかなか近づかないのかの理由はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 標準財政規模というのは、それがすべて町の財政全部を賄うというものではなく、さまざまな基準としてあるものであります。それと比べて100億は非常に多いということは申し上げておりますけれども、その60億にするということを言っているわけではないことは、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 非常に重要な行政改革、財政を、入札制度を初めさまざまやっただいておりますが、やはり補助金が私が22年度の決算書も毎日寝しなに見ておりますが、どうも補助金の部分で前年踏襲的なものがあるかと思えます。やはり、いろんな諸団体に対

して補助金、助成金を出しているものを、ことしからないよ、減らすよというのは、非常に心苦しいかと思いますが、心を鬼にしてその辺を手をつけていただけませんか、なかなか補助金というものは減らないと認識しております。

また、本日配られたこの決算カード、非常に特徴的なのが一部組合の重複ということで、この町は本当にアキレス腱を抱えております。ごみの問題も先ほどほかの議員からも出ておりましたけれども、やはり一部組合に係る負担割合が、旧郡域を越えての合併ということで非常に突出しております。その辺を今後は何とか改善していきませんか、本当に郡を越えたすばらしい合併ということにはならないと感じておるわけではありますが、今後この財政の中でどこを圧縮していく、またどこをふやしていくというような展望はどのようにお考えでしょうか、町長。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 今森川議員が本当に例に出していただきました一部事務組合についてありますが、特に先ほども申し上げましたように、横芝地区のごみ、光地区のごみというのではなく、横芝光町のごみの問題として一本化して考えたい、まずそこがあります。それがひいては事務組合に対する負担であったり、そういうものを減らすということにもなると考えておりますので、これは非常に重要なところだと思っておりますので、議員の皆様にもぜひいろんな面でアイデアをいただきながらと考えており、そのためにいろんな情報も出させていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） わかりました。よろしくお願いいたします。

町民参加のまちづくりについてお尋ねをするわけですが、先ほど私も6月議会での注意が足らなかったせいか、出前トークなるものを正直言って恥ずかしながらわかりませんでした。私だけならばいいんですが、ほかの議員も含めて町民の方が知らないというのは大変な問題で、ひざを交えてと言っている町長が、あ、何かことしはやらないよというような話を聞いて、そういえば以前は夏から始めていたねというような雑談をしておったんですが、このような160人もお集めいただいたことがあったとは知らず、私の認識不足を反省しているところでもあります。

また町長への手紙、町長へのメール、以前、私も質問させていただきましたが、比較的数字が少ない。以前にも提案させていただきましたが、例えば広報に往復はがきを——当然後払いですが——つけたりとか、その際に差し出し人の名前を公表せずに、本音でまちづくりを

考える意見を取り上げていただきたいと、そのように思います。

自治基本条例については、担当の総務課長にお尋ねしましたが、これは執行部側のそういう思いを町民がどうとるかという問題もありますが、まちづくりというのは主役が住民なんですね。やはり住民参加の仕組み、権利、責任などを定めているのが自治基本条例だと思います。多分ニセコ町のまちづくり基本条例初め、よく研究されてそのようなご答弁だと思いますが、そういうわけでまちづくりの基本原則、行政の基本ルールを決めた自治体の最高法規ということで、ぜひとも私の思いは、自治体の憲法ということで制定できればと思う一人でございます。

財政関係では、公会計は、林課長には9月にはほぼ、またことし12月には一組も含めて完成するというところで楽しみにしておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

あわせて財政課の職員の方のみならず、全職員の方にも公会計についてのご認識、知識、セミナーをやっていただきたいと思いますが、財政課長、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 私もその必要性は感じております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。ぜひ研修費は、当横芝光町は非常に少ない。余力点を置いていないのかなというのを決算書からもかいま見えるわけですが、研修費はよりかけて、スキルアップのためにもどんどんやっていただければ、町民はだれ一人文句を言う人はおりません。やはり質を上げるということには投資が必要だと思いますね。その辺は町長どうでしょうか。スキルアップの研修について。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 研修につきましては、すべて経費がかかる研修ばかりではなく、分業でできる研修もあります。また、こちらへ講師を呼ぶ研修ばかりではなく、職員が出向いていく研修というのもあります。そのために各課で職員のやりくりをしてもらい、研修に送り出す、そういうこともしております。

経費のかかる研修についても、今非常にいいご意見をいただきましたので、経費削減というばかりではなく、有効活用させていただけるところはさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひ、役場職員は、けさの読売新聞ですか、選挙の開票の効率が非常

にいいと。全国自治体の中で90番目という、大変すばらしい評価をいただいておりますので、その意味も含めてすべての面で上位に評価されるような職員教育をしていただきたいと思います。

続いて、指定管理者制度と業務委託について、五木田課長から社会教育関係の施設に行っ
て全く問題ないというお答えをいただきました。業務委託については、前にも町長にお願い
したこともございまして、見直しも検討するセクションもあるんじゃないかということもあ
りますので、きちっと精査をして、比較的言葉は悪いんですが、丸投げ的なことではなくて、
各セクションをきちっと役場のほうも管理をするという、管理といいましょうか、当然主役
は役場になりますので、その辺の意識はなくすことなく管理側にただ任せたいということじ
ゃなくて、その職員の声も、先ほど五木田課長からは雇用の安定という面もありましたけれ
ども、実は安定だけでなく不満の声もあるわけですね。朝8時から何時まで、はい、終わり
ですよというような。当然民間会社ですから、その仕組みに入らなければいけないのは重々
わかっておりますが、やはり人としていろんな愛情を感じたり、その辺のこともありますの
で、担当課長におかれましては、現場の声をよく聞いて対応していただきたい、このよう
に思います。よろしく願いいたします。

指定管理者制度ですが、五木田課長、今後導入の予定はないというような答えですが、行
政改革と絡めて、やはり非常に経済的効果というのはあろうかと思うんです。近隣では習志
野市が市立図書館5カ所あります。その市立図書館、1つ大久保という図書館を除いて4つ
を今来年、平成24年度4月から指定管理者を導入するというので、習志野市民に数多くの
アンケートをとっているんですね。メリット、デメリット当然あろうかと思いますが、図書
館に関しての指定管理者制度に関して、課長、ご意見いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） 指定管理者制度につきましては、図書館のほうにはどうか
というふうなお話でございすけれども、今、習志野市のほうの例を出されましたけれども、
習志野市のほうは5館ございまして、そのうちの4館は指定管理者制度にすると。本館につ
いては、指定管理者制度は実施しないということでございます。その中で、いろいろと司書
の方の雇用等もいろいろと図れるというような面でサービス向上も図れるということで、特
にうちのほうの図書館につきましては、かなりいろんな面での連携、いろんな関係でやって
おりますので、特に今現在では指定管理者制度の採用というのは考えていないところであり
ます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） メリットとしては、今現在、年間で約70日ぐらいですか、お休みされていますね、図書館の休館。民間にすると、それが無いというようなメリットで、例えば、月曜日などが振りかえ休日のときはよく休まれておりますが、そのようなことで町民の皆さんから、休みだからぜひ行きたいなという声を私聞くので、そのようなことでなっております。今後アンケートをとるなり、やはり町民の声をよく聞いてアンケートをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） そのアンケートにつきましても、今後検討してみたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それではよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、町税、国保税の実態に関しまして、税務課長から懇切丁寧な現況についての説明をいただき、大変参考になりました。現在、債権回収対策室を設けて大変効果があるということですが、お一方は県からの出向ですか。

ただ、問題は滞納徴収をする方が、税務課の課長は同級生だから肩を持つわけじゃありませんけれども、顔の知っている人が行った場合、まあ、当初は非常に効果的だと思うんですね。ですけど、長期にわたる滞納が起こった場合は、逆に差し押さえ等の強制執行しなければならなくなった場合というのを、同じ生活圏に住んでいる者が行くというのは遠慮もあるし、ちょっとほかの感情も入るようなことがあろうかと思ひます。

そういった意味からでも、広域での滞納回収の機構を設けて、長期で行きづらいところは顔の知らない方が行っていただくとか、そのような方向がいいのではないかと思ひますが、課長、いかがでしょうか、その提案として。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 滞納整理につきましては、今森川議員からありましたように、近所の方を差し押さえするというようなこともあろうかと思ひます。しかしながら、私どもも職務でございますので、それについては今までも給与の差し押さえ、保険の差し押さえ等々実施してまいりました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 大変なご苦労があろうかと思いますが、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。確かに生活が苦しくともまじめに税を納めている方との公平性の確保という観点からも、払える方にはきちっとお支払いいただかなければなりません。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、東陽病院の運営検討委員会の問題で、先ほど同僚議員からも手厳しい意見が出ておりました。私も驚いたのが、この検討委員会というものがどのような議論をしているのか。先ほど聞きましたけれども、長中期にわたっての計画等はどのように遂行されているのか。町長がその委員会の委員長ですか、長としてその長中期の計画等の策定とか検討というのはなされているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） とりあえず現在東陽病院経営改善計画というのが、21年5月に策定され、23年度までになっておりますので、現在計画の見直しをしているところでございますが、いずれにしても東陽病院を含め、現在の地域医療は危機的であり、地方財政も逼迫しているという厳しい状況であります。

したがって、そのような時期だからこそ、住民の理解を得られる役割を果たしている病院の姿を示していくことが大切だというふうに思っておりますので、今後そういうものを踏まえながら中長期の計画については作成していく必要があるというふうに認識しております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 事務長から、以前もありましたけれども、きょうは町長からもありました。町民に愛される病院に努力してまいりたい。ただ、いつまでもそのようなことは、先ほどからも厳しい意見がありますけれども、やってはならないと考えております。当然、愛される病院になるのが一番なわけで、それはもう我々も十分わかっております。自治体病院というのはどこも苦しんでいますね。とりわけ地方の病院は医師不足を含めて、大変な赤字が続いているわけです。

お隣山武市に目を向けますとさんむ医療センター。ご存じのとおり、数週間前の新聞でもありましたけれども、黒字化したというような記事が載っております。具体的にはまだ私も調べていないんですが。その独立行政法人、大変なご苦労があろうかと思いますが、この委員長から渡された、県でも今後理事長、各院長の采配によりとありますが、町のトップとして町長、この独立行政法人化についてはどのようなご認識、また所見をお持ちでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） さんむ医療センターが導入しました独立行政法人化でありますけれども、これにはメリットもデメリットもあり、また形態もさまざまな形態があるということは承知しています。まずそれが1つ。

それから、経営の全体の問題というのが、だれが責任者になるかということの部分というさまざまメリット、デメリットがあるということを承知はしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 公立の病院として総合病院を目指す、総合病院といいたいでしょうか、町民に便利に、便利といいたいでしょうか、利用していただくという観点から、診療科の数の維持、当然必要かと思えます。ただ、ご存じのとおり15キロ東に行きますと、日本でも有数の規模の旭中央病院というものがあります。幸い、匝瑳市、横芝光町の消防の救急車はそこへは連れてっていただいていますね。そういうことから大変ありがたいと考えております。

また、九十九里医療センターも、今の状況ですと、東金、九十九里で何とか処置するということが期待をしているところですが、そういった中で、成東病院は8月現在で医師数が29名、看護師が139名、非常に充実したということを知りました。それが独法になったからということではなくて、やはり意識の問題が強いと感じています。

例えば逆に、東陽病院をそのように夢中で充実したというよりも、ある意味サテライト化して軽くして、その立ち位置を少し考えて、中央病院にお世話になったり、さんむ医療センターにというような考えはお持ちではないですか。サテライト化について。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 私は前からその思いで旭中央病院との連携を深める、それでサテライトと先ほどおっしゃいましたけれども、支援病院という体制ですね、それがために中央病院へこれだけ通わせていただいているところであります。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） わかりました。サテライト構想というのは、以前聞きましたけれども、町長が千葉大とか、一生懸命先生のオファーに走っているのを聞きますと、もう少しサテライト後方支援病院と割り切って身軽にしてやったほうが、年間で一般会計からの5億数千万、きょうも決算カードを見ましたけれども、実質黒字ということに表面上はなりますね、形式収支では。これは非常に町民から見ると、歳出の約半分近くを出しているということは異常

だと思いますね。先ほど浅野議員からもありましたけれども、やはりその幅を埋めるべく、当然、歳出を減らすという努力もしていかなければ、医業収入がふえるということも重要ですが、逆に歳出を減らすということも考えなければいけないと思いますね。

代表監査からも先般いろんな意見がありましたけれども、税金も含めてこの町は、今後大変な状況になります。標準財政規模66億のみならず、歳入がふえるような、例えば地域活性化の問題、町長もその辺、産業等の活性化に力点を置いてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） おっしゃるとおりでありますし、私も昨年から、例えば産業の中で産業振興課が所管しているものの中でも、農業、商業、工業とありますが、農商工連携であったり、それから商工会が地域で疲弊しているということの中から、商工会と一緒にプレミアムつき商品券を発行する事業と一緒にやって行く、そういうようなことをまず行っているところであります。

当然、経費削減ばかりでは前へ出ませんので、歳入の増大に結びつくような施策もあわせて行っているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それではちょっと戻って恐縮ですが、税の徴収率向上対策についてご提案をさせていただきたいと思います。

現在、町民税は特別徴収分を除くと、6、8、10、1ですね。固定資産税は、4、7、12、2。それぞれ地方税法で示された納期です。横芝光町は農業の方も多く、例えば固定資産税の4、7はほとんど現金収入といいたいでしょうか、比較的入りにくいというような現状だと認識しております。逆に、毎月何がしかの収入のある方も、当然いらっしゃるわけで、納める納期というのを例えば年4回に一律に固定をしないで、例えば2回、4回、8回、10回というような納期の細分化をすとか、納税者に納めやすい選択肢を与えるというような考えがありますが、納付率も上がると思いますが、課長、その辺に関してどう思いますか。

今現在も、これは先ほどご答弁いただいたクレジット収納、またコンビニ収納は非常に私も驚いております。この町はたしかこれは早かったんですね。すばらしいんですけども、さらに一步踏み込んで、そのような細分化した納付月を決定するということに対してはどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長、時間が迫っておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

○税務課長（高埜広和君） 納期の問題につきましては、私も以前からこの景気を踏まえて何とか改善を図りたいというふうに、私の中では思ってまいりました。

全国でいろいろ調べたところ、以前、横芝町でやっていた集合課税ということで、全部の税を合わせて8期あるいは10期ということで、均等に納税を行っている町や市も全国は数多くあります。そういうものを踏まえて、今後より納めやすい税体系をつくっていきたいということで努力してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時5分とします。

（午後 2時55分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、3月11日発生した東日本大震災から半年が過ぎ、死者1万5,782人、行方不明者4,086人、9月11日現在となっております。このたびの震災で亡くなられた方々に深く哀悼の意を表します。また被災された方々、避難所生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、本題に入らせていただきます。

東日本大震災に学ぶ横芝光町地域防災計画について。

このたびの東日本大震災の教訓を生かすためには、防災行政についても他の行政課題と同様に社会経済の仕組みや国家を含む行政機関とも強く関連し、一つの自治体だけではいかんともしがたい問題が少なくありませんが、そうした制約の中においても、まず、自治体が住民の安全確保という原則に立ち、地域の実情を踏まえて地域住民とともに取り組みを強化することが重要であります。

我が国の社会経済構造と諸制度のもとでは、一たん災害に見舞われると一瞬にして多くの国民は家庭や財産を失い、それまで培ってきた生活が崩壊し、容易に立ち直れないまま極度の貧困状態に陥ることが避けられないという現実があります。この現状を自治体と住民が被災地から学び、そして横芝光町の小さな自治体であればこそ、住民と行政が連携して地に足がついた独自の防災対策を構築するためにどのような対策が住民の生命と財産の保護にとって必要か、そのために可能な対策は何かを考えて、厳しい環境の中であっても着実に取り組むことが行政に課せられている使命であります。

そこで、次のことについて質問をいたします。

第1点目の地域防災計画の見直しについて。

初めに、防災マップの今後の取り組み方や方策について伺います。

次に、防災に対する高齢者や障害者などの災害対応能力の低い災害時要支援者を守るための方策について伺います。

次に、安全性を基本に考えた土地利用計画の現状と今後の方策について伺います。

次に、住民団体が参画する防災会議については、行政や消防関係機関主導でつくられたものだけではなく、さらに幅広い住民の意思を反映させる組織づくりが必要と考えますが、見解を伺います。

第2点目の災害時において町と議会の連携した役割の明確化について、どのような所見をお持ちなのか伺います。

3点目の津波に対するための海拔表示板及び津波の被害想定による避難場所の表示看板の設置についてですが、既に町内の各戸に防災マップが配布されておりますが、これを認識する方は少ないと思われまます。そこで、各地域の地形的理解を深めるための海拔表示板と津波の被害想定による避難場所の表示看板の設置が極めて重要と考えておりますが、所見を伺います。

次に、少子化に伴う小学校の再編問題について伺います。

近年は少子化傾向に歯どめがかからず、進行の一途を歩んでおります。近隣市町を見渡しますと、成田市や銚子市、匝瑳市、多古町など、住民の皆様の意思を十分尊重された小学校の統廃合が進んでいるように見受けられます。当町におきましても、この問題は避けて通れない問題であり、教育関係に携わる者だけの責任ではないと感じております。

昨年行われました住民参加で協働のまちづくり、まちづくりを語ろう会の席におきまして、町民の方から小学校の統廃合の問題が提起されました。そのとき井上教育長は、住民の皆さ

んのアンケート調査を検討していきたいと、はっきりした回答をいただいております。私もこの問題について、平成19年12月定例会においても同じような質問をさせていただきましたが、そのときの回答は、今後の問題としてとらえていくというものでありました。しかし、昨年行われました地区別懇談会で井上教育長のお答えは、大変前向きなものであり、小学校の統廃合問題について町民の方々は非常に期待をしております。

そこで、質問をさせていただきます。

少子化に伴う小学校の再編問題について。

1点目、平成18年度から過去5年間のゼロから5歳児までの学校区別年齢別人口の実態について伺います。

第2点目、小規模小学校3校の現状と将来を見据えた子供たちの教育環境のあり方についての見識を伺います。

第3点目、小学校の再編問題のアンケート調査について、現在、どのようになっているのか。また、今後の計画についてお伺いいたします。

第4点目、各小学校の教育施設の老朽化に伴う改修工事等の財政計画についてお伺いいたします。

次に、行政と特定非営利活動法人（NPO）の関係について伺います。

第1点目、行政と特定非営利活動法人（NPO）の連携については、近年は自治体とNPO、ボランティア団体はともに公共を築くパートナーであるという認識を多くの自治体を持ち、協働の方針や協働マニュアル等が作成され、行政との連携が図られていると思います。そこでこのことについて、横芝光町の現状とその方策についてお伺いいたします。

第2点目、町民法人税の減免申請手続の簡略化について、今県税事務所において法人県民税の均等割減免申請を毎年4月中に行います。県の法人税の均等割は2万円ですが、申請のときには納めずに、申請許可が出ない場合のみ後で納付することになっております。横芝光町の法人町民税は、同じように減免申請の手続を行いますが、申請のときに均等割の5万円を納めるようになっております。これでは一たん仮払いした法人町民税を後で還付することとなり、申請手続の簡略的な事務処理には結びつかないと思われまます。

そこで、県税事務所と同様に申請の許可が出ない場合のみ後で納付することへの手続変更を提案させていただきます。このことについてご見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 山崎貞一議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、東日本大震災に学ぶ横芝光町地域防災計画についてのご質問にお答えし、少子化に伴う小学校の再編問題についてのご質問のうち、小規模小学校3校の現状と将来を見据えた子供たちの教育環境のあり方についてと、小学校の再編問題のアンケート調査については教育長から、その他のご質問については担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、東日本大震災に学ぶ横芝光町地域防災計画についてお答えいたします。

初めに、地域防災計画の見直しについてであります。防災マップの見直しについては、6月議会の若梅喜作議員からのご質問でもお答えしましたが、国や県及び関係機関ではさまざまな分野で東日本大震災の検証及び調査研究が進められています。県防災危機管理課を中心に検証会議等が行われていますので、近隣市町と調整を図りながら見直しを行ってまいります。

次に、防災に対する、高齢者や障害者などの災害対応能力の低い災害時要支援者を守るための方策については、災害時には当町においても膨大な災害関連業務が発生することが予想されますが、そのような中でも災害時要援護者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、災害時要援護者に係る情報の伝達や安否確認、避難支援及び避難所における支援などが確実に実施できるようにしていきたいと考えます。

次に、安全性を基本に考えた土地利用計画については、地域防災計画に定める建築物の液状化対策として、建築物の基礎、くいなどについて建築基準法などに定められた構造基準への適応を図ることとしています。また、建築基準法第39条で、地方公共団体は条例で危険地域を指定し、安全が確保されるまでの間、住宅の建築を禁止したり制限することができることとしていますが、危険区域を指定するための調査や個人の財産に一定の制限を設けることとなりますので、条例化するにしてもかなり難しい問題があると考えます。

次に、住民団体が参画する防災会議については、横芝光町防災会議委員としては、私が会長となり、委員には副町長及び教育長、指定地方行政機関、県、警察署、消防本部、消防団、指定公共機関、指定地方公共機関の職員等21人から構成されております。所掌事務としては、地域防災計画を作成し、実施を推進するものであり、町の地域に係る災害が発生した場合に

において、災害に関する情報を収集することとなっています。町としましては、いただきましたご意見を踏まえ、防災会議に諮りたいと考えています。

続いて、災害時の町と議会の連携した役割の明確化についてであります。東日本大震災では議員各位におかれましても、地元での災害活動に従事していただきましたことに感謝申し上げます。いざ災害が発生した場合には、町と議会が災害対策の両輪として地域との連携を図り、防災関係機関の協力を得て行動することにより、被害を最小限に抑えることができるのではないかと考えております。

続いて、津波に対するための海拔表示看板及び津波の被害想定による避難場所の表示板の設置についてであります。海拔表示板については、既に表示方法等を実施に向け検討しております。また、津波の被害想定による避難場所の表示板の設置であります。木戸浜海岸入り口に広域避難所である白浜小学校を示すものが1カ所、漁港入り口と蓮沼海浜公園へ通ずる南川岸橋の2カ所に、一時避難所であるテンドーヴィラ九十九里を示す表示板を設置しております。また、町内の各小・中学校には、避難場所を示す看板を設置してあり、充足しているものと考えます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 井上 哲君登壇〕

○教育長（井上 哲君） それでは、山崎議員の少子化に伴う小学校の再編問題についてのご質問のうち、小規模小学校3校の現状と将来を見据えた子供たちの教育環境のあり方について、及び小学校の再編問題のアンケート調査についてお答えいたします。

初めに、小規模小学校3校の現状と将来を見据えた子供たちの教育環境のあり方についてでございますが、小規模小学校3校の現状については、まず大総小学校ですが、現在児童数は70人、一番少ない学年は2年生で6人、一番多い学年は6年生の18人でございます。今後5年間の児童数の推移を見ますと、ほぼ横ばい状態で推移する見込みです。

次に日吉小学校ですが、現在児童数は58人、一番少ない学年は1年生と4年生がそれぞれ6人、一番多い学年は2年生の15人です。現在3年生と4年生を合わせた人数が15人のため、2つの学年で16人以下の場合に複式学級となりますが、学習の効率化や指導の徹底を考慮し、町で学習支援のための非常勤講師を雇用し、複式学級を解消しております。今後5年間の児童数の推移を見ますと、平成26年度及び27年度には60人を超えますが、平成28年度には60人

を割るという状況でございます。複式学級については、平成25年度に2年生と3年生を合わせた人数が14人、5年生と6年生を合わせた人数が15人となり、複式学級が2つとなります。また、平成26年度から28年度までは、現状と同じく複式学級は1つとなる見込みです。

最後に南条小学校ですが、現在、児童数は70人、一番少ない学年は3年生で6人、一番多い学年は2年生の13人です。今後5年間の児童数の推移を見ますと、減少傾向が続き、平成28年度には全校で58人となり、2年生と3年生が複式学級となる見込みです。

以上のように、各学校とも児童数の減少傾向が見込まれ、きめ細かな指導という面では充実するものと考えられます。

児童の人間性は、学級という集団の中ではぐくまれていくものであり、また社会の一員として生きていくための基礎となるコミュニケーションなど、人とのかかわり方を身につけることができます。したがって、ある程度の児童数の確保は重要な教育環境であると認識するところであり、将来的には小学校の再編を推進していかなければならないと考えております。

続いて、小学校の再編問題のアンケート調査についてでございますが、保護者や地域の皆さんのご意見を伺い、今後の再編問題に反映させたいと考えておりますので、アンケートの方法、実施時期等について検討してまいりたいと思っております。

〔教育長 井上 哲君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、山崎議員の少子化に伴う小学校の再編問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、平成18年度から過去5年間のゼロから5歳児までの学校区別年齢別人口の実態について、小規模小学校3校についてお答えいたします。

各年度5月1日現在の人数でございますが、まず大総小学校から申し上げますと、ゼロ歳児は18年度10人、19年度13人、20年度11人、21年度7人、22年度7人でございます。

次に、1歳児、18年度12人、19年度12人、20年度15人、21年度10人、22年度7人。

次に、2歳児、18年度8人、19年度12人、20年度10人、21年度16人、22年度10人。

次に、3歳児、18年度14人、19年度10人、20年度11人、21年度10人、22年度17人。

次に、4歳児、18年度14人、19年度13人、20年度9人、21年度11人、22年度9人。

次に、5歳児、18年度13人、19年度12人、20年度13人、21年度9人、22年度12人でございます。

次に日吉小学校ですが、ゼロ歳児は18年度7人、19年度12人、20年度13人、21年度6人、22年度11人。

次に、1歳児、18年度9人、19年度7人、20年度12人、21年度14人、22年度6人。

次に、2歳児、18年度15人、19年度9人、20年度7人、21年度11人、22年度14人。

次に、3歳児、18年度9人、19年度15人、20年度9人、21年度8人、22年度11人。

次に、4歳児、18年度9人、19年度9人、20年度16人、21年度9人、22年度8人。

次に、5歳児、18年度11人、19年度8人、20年度8人、21年度16人、22年度9人でございます。

続きまして南条小学校でございます。

ゼロ歳児は、18年度7人、19年度10人、20年度12人、21年度4人、22年度10人。

次に、1歳児、18年度11人、19年度6人、20年度9人、21年度11人、22年度4人。

2歳児、18年度13人、19年度11人、20年度10人、21年度10人、22年度11人。

次に、3歳児、18年度9人、19年度14人、20年度12人、21年度8人、22年度11人。

次に、4歳児、18年度11人、19年度8人、20年度15人、21年度11人、22年度8人。

最後に5歳児ですが、18年度10人、19年度11人、20年度10人、21年度15人、22年度11人でございます。

また、学校区ごとの各年度のゼロ歳から5歳児までの合計人数では、小規模小学校3校とも前年度を上回る年もございますが、22年度の数はいずれも18年度を下回っており、児童数は減少傾向にあります。

次に、各小学校の教育施設の老朽化に伴う改修工事等の財政計画についてでございます、当町の学校施設は、中学校を除き昭和50年代に整備された校舎等が多く、建築後30年を経過し、設備などの老朽化が進行しております。したがって、計画的に給排水設備や空調機器の更新に取り組まなければならない、そのための調査や設計に順次着手する予定であります。また、耐震化についても、未耐震化建物が4棟あり、早期に耐震化を図るべく改築事業を進めております。

本年度は、東陽小学校屋内運動場改築事業に着手し、平成24年3月末の完成を目標に順調に進捗しております。平成24年度は、白浜小学校屋内運動場及び特別教室棟改築事業着手を計画しており、平成26年度までにすべての未耐震建物の耐震化を完了したいと考えております。

非常に厳しい財政状況でありますので、有利な助成制度を活用し、企画財政部門と調整を図り、計画どおり完了できるように取り組んでまいります。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 伊藤定幸君登壇〕

○総務課長（伊藤定幸君） それでは、山崎議員の行政と特定非営利活動法人の関係についての1点目、行政と特定非営利活動法人の連携についてのご質問にお答えをいたします。

当町では、合併以来、町民の皆様との協働のまちづくりを将来の姿とし、さまざまな施策を展開してまいりました。協働のまちづくりには、住民や自治会、NPOなどの市民活動団体、企業、そして行政にそれぞれの役割があり、ここに暮らすすべての人に協力していただかなければできないことだと考えております。そういう意味では、町もNPOなどの諸団体も同じ方向でまちづくりに取り組んでいることは間違いないと認識をしております。

現在、自治会やボランティア団体などは、町や社会福祉協議会が運営費などの助成を行い、町のさまざまな事業にご協力をいただいていることから、行政と連携しながら活動しております。

一方、特定非営利活動法人、いわゆるNPOについては、福祉の増進を図る活動や環境の保全を図る活動など、限られた分野の活動を行い、行政では対応しにくい重要な機能を担っていただいておりますが、法人の認証、事業報告書の提出や助成金の受給などは、県が窓口となっていることや、現在、町内に5団体しかなく活動が見えにくいなど、町との連携は十分とは言えない状況であると考えられております。

議員ご指摘のように、今までこうした団体が一堂に会し、それぞれの活動に関して意見の交換などが行われたことはないようです。個々の活動が基本となりますが、お互いの活動の中には参考となる事例や補完できることもあると思います。

意見交換の機会を設けることで、町民同士の交流が広がり、参画する皆さんも意欲の向上が図られ、協働のまちづくりが推進されると思いますので、今後関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

〔総務課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、法人町民税の減免申請手続の簡略化についてですが、NPO法人に対する法人町民税の減免につきましては、各都道府県や市町村によって取り扱いが異なっているところではありますが、当町におきましては千葉県が当該年度の法人

町民税を減免したNPO法人について、町の法人町民税を減免することとしています。その減免手続は、申請書に県から交付されました当該年度の法人県民税減免通知書の写しを添付して提出していただくというもので、至って簡単な手続となっております。

しかしながら、県において減免申請書を受理してから決定するまでに4カ月程度の期間を要し、町の決定はその後ということになりますので、町が減免決定する前に法人町民税の納付期限が来てしまいます。参考までに、法人町民税の納付期限は、各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内であります。

そこで、一たん納付期限までに税を納めていただき、減免決定後に還付するという方法をとらせていただいております。

ですがいまして、対象となるNPO法人には、余分な手間をおかけし、町の事務といたしましても非効率的な方法となっておりますので、県に対し、決定までの期間短縮について改善をお願いしてまいりましたが、調査に時間を要するため短縮は難しいということでございました。

そこで当町といたしましては、平成24年度からになりますが、減免2年度目以降のNPO法人につきましては、法人の事業内容に変更がない場合に限り、減免申請書に収支計算書、事業報告書などの写しを添付していただくことによって、納付期限前に減免を決定し、納税と還付が生じないよう見直しをすることといたしました。

なお、設立後1年度目の減免につきましては、今までどおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、自席からの質問をさせていただきます。

まず、地域防災計画の見直しの横芝光町防災マップの見直しについてでございますが、先ほどご回答いただきましたけれども、現在の防災マップの作成は、各市町村の災害危険地域の調査と浸水予想図づくりなどを県が実施し、その結果を町村が活用して必要な地域情報を加味して独自に地震や災害、危険などについて専門調査を実施し、作成し、印刷して配布するということになっております。

現在の防災マップは住民から見て必ずしも満足できるものではないと思います。このことから、今後の見直しについてどのような見識をお持ちなのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、ただいまのご質問でございます津波ハザードマップ等を含めました防災マップにつきましては、町長の答弁のとおり、今後国・県の情報をもとに近隣市町と調整を図り進めてまいります。

予測図に基づく避難場所や避難経路等につきましては、よりわかりやすくなるよう努めて検討してまいります。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 防災マップについて専門家から指摘がございますのは、その一例を挙げながら検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、洪水ハザードマップの説明として、栗山川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨によりとなっておりますが、恐らく住民としてこれらの意味するところが理解しづらいし、住民として水害に備える目安がないのではないかと思います。ニュース等で報道される用語、時間何ミリの豪雨が予想されます。これまでに何ミリの降雨がありました、などから、時間雨量あるいは総雨量の場合に想定される危険区域として記述すべきではないかというように、現実的な住民がわかりやすい表現が必要ではないかと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 洪水ハザードマップの記載につきましては、ご指摘のとおり栗山川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨によりというふうな記載に確かになっております。こういうような抽象的な表現となっておりますので、これにつきましては平成19年に県が策定いたしました栗山川水系栗山川浸水想定区域地図の表現を引用したもので、これについてはおおむね50年に1回程度起こり得る大雨を想定しているとのことでございます。

また町の防災計画では、時間雨量毎時50ミリ、あるいは10年確率規模を一定の目安として記載がございます。今後、見直しを図るに当たりまして、可能であれば今後はわかりやすい表現になるようにしたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 一部重複になりますけれども、ハザードマップの作成に当たりましては、各市町村として独自に現地調査などを実施し、修正し、さらに精密、正確な地図にするとともに、住民や地域がマップの内容を信頼して災害への備えに活用できるものとするのと、また年に1度は住民と自治体とでマップの内容を検討、修正することが重要ではないかと思っておりますが、その点についての見識を伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） ただいま年に1度程度の点検、修正というようなお話がございました。防災マップにつきましては、必要に応じ適宜修正するべきであると考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今、申し述べましたように、防災マップ作成の見直し作業についてですが、これから防災会議の委員のみならず、専門家や自主防災組織などを含めた十分な検証が必要となってくると思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、防災に対する高齢者や障害者などの災害対応能力の低い、災害時要支援者を守るための方策についてでございますが、災害時における社会的弱者への対応は、原則として施設の場合は施設管理者、地域の場合はコミュニティが対応すべきであり、これらへの人的被害の設備的な支援は自治体が行うということになっておると思います。

社会的弱者の保護を最優先にした対策でなければ、防災対策とは言えないし、住民の安全も確保できないと思います。自治体の防災計画には、この理念を踏まえた明確なことが必要ではないか、そのように思います。その上で、どうすべきであるかということについて今後考えていく必要があると思いますが、この辺について見識を伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 先ほど町長のご答弁で申し上げましたとおり、災害時要援護者に対する支援が適切に行われるよう、防災訓練等を通じて把握等に努めているところでございます。

災害によりましては、事前に予知できる災害等もございます。こういった災害については、積極的に町が対応していかなければなりません。しかし、一刻一秒を争う場合には、今お話がございましたけれども、施設の管理者、あるいは地域、家族で対応していかなければならない事例もあろうかと思っておりますので、そういうことに対して今後も周知してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） この対応につきましては、よりよくするためには地域コミュニティの強化を住民と自治体が維持することが最も有効と考えています。住民同士のつながり、地域さまざまな行事、日常的集まりと楽しみの機会など、触れ合う場と交流の場をできるだけつくっていく、こうした中で災害時の問題、社会的弱者の問題を共有して地区としてのまと

まりを強めることが重要と思います。この上で、行政と話し合う場を日常的につくるように、これからも行政サイドでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、安全性を基本と考へた土地利用についてであります。

土地利用の形態を強く規定する制度は都市計画ですから、都市計画の用途地域を防災面から改めて検討し、見直すことが重要と考へます。土地利用については、自治体がどのようなまちづくり、地域づくりを進めるかにあわせて、都市計画法、農地法などに基つき決めるものと思われまふ。指定基準は国が法規定しているようですが、これはあくまでも基準であつて、自治体の意向が優先されるようです。防災マップ作成には、都市計画法や建築基準法や、また農地法などの法律的な整合性を図つた地域防災計画に基づく土地利用の策定が必要ではないかと思ひますが、この点についての見識を伺ひます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） これも先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、条例で危険区域を指定することは個人の財産に一定の制限を加へることになりますので、地域防災計画においても、土地利用についての明確な規定は難しい問題であるのではないかと認識しております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 確かにそういう法的なもので難しい点はあるかと思ひますが、一つの考へとして、この問題については非常に難しい問題がありまして、土地利用の災害危険を把握するために災害想定調査やハザードマップの作成により、住民の生命を危険にする要因、住民の財産を奪う危険のある要因が何かを把握し、その危険を取り除くことが土地利用による対策ではないかと思ひます。そういうことから、今後は条例化も含めた検討が必要ではないかと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、住民団体が参画する防災会議についてです。

災害対策基本法第7条は、防災対策に関する国、都道府県、市町村の責務を規定すると同時に、住民等の責務を定めてあります。また、8条では、市町村の防災上の配慮として、国民の自発的な防災活動の促進を求めています。こうした法規定を踏まえて、ほとんどの自治体の地域防災計画では、住民の防災活動について何らかの活動の定めがされてあります。最近では、自助、共助が強調されるようになり、行政防災の業務分野まで住民組織が担う傾向にさへなつてきてあります。

しかしながら、大半の住民はこうした事実を知らず、ふだん地域防災計画に触れることは

ほとんどないと思います。結果として、災害が発生したとき、そのしわ寄せが被害者、災害弱者に集中することが実態のようですが、この点についてのお考えを伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 災害が大きければ大きいほど、また予測できない地震等の災害に関しましては、まず基本的にはご自分で身の安全を確保してもらう必要があります。そして次に行っていただきたいのが、いわゆる共助です。手を差し伸べていただきたい。そして、皆さんの身の安全が確保されれば、あとは町を含めました公の役目です。これが大規模災害時の基本であると考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 地域防災組織などの防災会議に対する考え方なんですけれども、自主的に結成された防災組織が、その防災会議に加わることによりまして、地域防災計画はより身近でわかりやすい、そういう見直しがされるのではないかというふうに考えますので、これからもぜひ前向きに検討していただきたいと、そのように思います。

次に、災害時の町と議会の連携した役割の明確化について伺います。

現在は、法で定める各自治体の防災計画も災害対策本部の機能として議会の役割は定めていないようです。これは、災害対策基本法で規定する地域防災計画を策定する防災会議の委員構成が、自治体執行部と防災関係機関としていることからであります。議会については、基本的に執行部に対するチェック機能として、計画内容、対策の実施状況を監視する機関として考えられていると思いますが、議会の役割をどのように考えておられるのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 町長の答弁にもございましたように、執行部と議会がそれぞれの立場で連携を図ることが重要であると考えております。議員の皆様は地域の実情をいち早く把握できる立場におりますし、災害時の復興・復旧計画に際しましては、執行部の監視機関となり得るものだと思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 災害時の議会の役割については、災害後の復旧・復興に大きな役割を果たすことが重要であると思います。そこで、被災した自治体では、住民、事業者は被災者として厳しい生活を余儀なくされ、行政は首長を初め幹部職員が応急対策で手いっぱい状態になります。被災地が災害後、いち早く復旧への検討を開始することが必要になってくると考えます。

また、復興に関しては、基本的に災害対策本部の役割ではないかと、そうした機関を執行部と議会が共通して設置することは法的に抵触するものではないことから、執行部だけで復興を考えるゆとりがないこと、議員は被災者の実情や意向を把握でき、国・県への支援要請が可能であること等を考慮すれば、執行部と議会が連携を図り、共通して自治体が独自に復興を実現できると考えられます。

このようなことを踏まえて、十分これからの災害復旧・復興にご尽力いただきますようお願いをいたします。

次に、避難指示、避難勧告について町長に伺います。

この2つの状況を基本的にどのように判断するのか、伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 避難勧告、そして避難指示というものでありますが、これは住民の安全を考える上で非常に大事なものであると考えております。また、これについては早目、早目に状況に応じて避難勧告、そしてより危険が迫るとなれば避難指示ということで、本当に住民の生命、安全を第一に考え、早目、早目に出したいというふうを考えているところであります。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 先日のNHKの番組でもやっておりましたけれども、避難指示、避難勧告という、この言葉自体がわかっている方が少ないんじゃないかというような状況を目の当たりにしました。そういうことから、住民への対応をこの言葉のようにどうするのか、はっきりと示しておく必要があると思いますが、この辺の考え方を伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 今後、防災マップを作成する場面などでも、そういうところを参考にしたいと考えておりますし、またテレビなどでも盛んに言われておったのは、行政が出す避難勧告、避難指示よりも、地域の方が自主的に逃げて安全を、事なきを得たということもありますので、やはり本当に地域が大事だなというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

念のためお知らせ申し上げます。持ち時間が5分までとなっておりますので。

○12番（山崎貞一君） 残り時間がございませんので、これから執行部と議会が連携を図りながら、しっかりとした自治体運営に最善を尽くしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、津波ハザードマップにつきましては、既に設置されているというお話もございました。しかしながら、そのハザードマップがどのように有効的に活用されるのかというのは、その辺のところの見識というか、検証はどのようになっているのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 津波ハザードマップの検証につきましては、今回の3月11日の大震災におきまして、この元禄地震をもとにつくられた津波ハザードマップの範囲内に大体浸水エリアが入っていたことがまず1点あります。

それから、先日、千葉科学大学、藤本准教授においでいただいて、やはり講演の中でもこれを参考にさせていただいたんですけれども、現在の想定と、それから3月11日の浸水エリアというものもあわせて検証していこうというふうに思っております。

また、防災訓練の際にもあったわけなんですけど、自衛隊や消防署などともいろんな意見をいただいておりますので、そういうのも検証にあわせていきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 私がちょっと質問の内容が違いまして申しわけないです。要するに海拔表示板、それと避難場所の表示板等について、今設置されているという、そういう回答がございましたので、それについて伺ったんです。それは後ほど、いろんな面で検証させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

少子化に伴う小学校の再編問題につきましては、先ほど教育長からかなり希望の持てるご回答をいただきました。ありがとうございます。

いわゆるこの統廃合問題については、古くからいろんなところでいろんな場面で行われているんですが、これは地域エゴが、こういうのがありまして、これをどういうふうにクリアできるか、この辺のところをこれからの課題としてじっくりと検討していただいて、可能性あるような、この町も先ほど議員の方から一般質問の中でありましたように、財政的に逼迫した状況が続いておりますので、それらを含めたことをこれからの子供たちの教育環境づくりに邁進していただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと教育施設の老朽化に対する回答ですが、実は今申し上げましたように、財政的な面に共通するものがございます、こういうことを既に決まったわけではございませんが、私から発信することはできませんが、十分、この町のあらゆる状況というものを判断しながら、

将来的に何が今この町に必要なのか、またこの町の子供たちに対してどういう教育環境がいいのかということを検討していただきながら、企画財政課、教育課のほうで将来的な問題について十分協議していただきながら、すばらしい教育環境整備をしていただきたい、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

それから、行政とNPOの連携についてですが、総務課長のほうからのご回答いただきました。実は、この問題については、今NPOはこの町では5つの団体しかありません。いや、実際には活動しているのは4つなんです。そういう状況を踏まえまして、私が言いたいのは、何もNPOだけじゃないんです。要するにボランティア団体とか行政にかかわるいろんなそういう福祉関係とか先ほどお話がありましたように、そういう団体を含めまして、もっと緊密な連携を図って、まさに町長も言われます協働のまちづくりというものは何なのかというものを基本的に考えていただきながら、じゃ、こういう団体でみんなが集まって、もう一度こういうのを議論して考えようという、そういうリーダー的な発揮ができるのは、以前ありましたように光ファイバーの問題もそうです。ある団体よりも行政がやったほうがはるかに広まるんです。そういう問題を含めながら検討していただければ、よりよい協働のまちづくりの方向性というものは発信できるんじゃないかな、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月14日、15日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、9月14日、15日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月16日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時06分)

平成23年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年9月16日(金曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 発議第 1号 | 議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について |
| 日程第 2 | 発議第 2号 | 横芝光町海岸の保全事業早期実施を求める意見書について |
| 日程第 3 | 発議第 3号 | 減災道路整備に関する意見書について |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 平成23年度横芝光町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 平成23年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 平成23年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 平成22年度横芝光町一般会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 平成22年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 平成22年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 平成22年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定に |

ついて

日程第18 議案第15号 平成22年度横芝光町病院事業会計決算の認定について

日程第19 議員派遣の件

日程第20 請願・陳情の件

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第20まで同じ

追加日程第1 発議第4号 地方消費者行政に対する国の実行的支援を求める意見書について

日程第21同じ

出席議員（18名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君（午後）

欠席議員（1名）

18番 越川輝男君（午前）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤隆君	副町長	鈴木孝一君
総務課長	伊藤定幸君	企画財政課長	林新一君
環境防災課長	大木良夫君	税務課長	高埜広和君

住 民 課 長	若 梅 操 君	産 業 振 興 課 長	土 屋 文 雄 君
都 市 建 設 課 長	小 堀 正 博 君	福 祉 課 長	實 川 裕 宣 君
健 康 管 理 課 長	椎 名 幸 司 君	食 肉 セ ン タ ー 長	伊 橋 秀 和 君
東 陽 病 院 長	宮 蘭 博 香 君	会 計 管 理 者	鈴 木 健 夫 君
事 務 長		教 育 課 長	高 蝶 政 道 君
教 育 長	井 上 哲 君	監 査 委 員	高 橋 俊 夫 君
社 会 文 化 課 長	五 木 田 桂 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	川 島 重 男	書 記	椎 名 圭 子
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時56分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、報告します。

本日民生文教常任委員会委員長から陳情第1号ないし陳情第3号について、産業建設常任委員会委員長から請願第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、越川輝男議員から本日の午前中の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、発議第1号 議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第2、発議第2号 横芝光町海岸の保全事業早期実施を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより発議第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第3、発議第3号 減災道路整備に関する意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより発議第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第2号 平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 全員協議会その他の席で聞き漏らしがあったかもしれませんが、このところをご了解いただきながら、ご答弁いただければと思います。

9ページ、歳入の液状化等被害住宅再建支援事業補助金、この町内の被害件数を教えてください。

12ページ、交通会議委員の構成メンバー、協議内容と、またオンデマンドの進捗状況を教

えていただきたいと思います。

15ページ、民生委員会活動事業、これ命のバトン情報キットだと思いますけれども、民生委員による配布だと思いますが、この対象年齢、詳細、何か教えていただける詳細、対象年齢等ありましたら教えてください。

18ページ、山武郡市広域行政組合負担金であります。休日診療、救急歯科ということでありましたけれども、これ、町民に対する周知というのはいつごろから。もうされているのでしょうか。

また、23ページでありますけれども、駅前広場管理事業、駅前広場整備事業であります。予算とちょっと直接関係ないかもしれませんが、今、駅前、JRの敷地なので直接この駅前管理に関係ないかどうかということもあろうかと思っておりますけれども、非常に駐輪状況が悪いです。初めは、私もたまに見ているんですけど、四、五台だったんですが、ちょっと前は二、三十台とまっていました。この辺の管理、指定管理者制度、東町区がやっていると思いますが、あそこはJRの敷地なのでJRの管理だと思いますけれども、見て見ないふりはできないので、ちなみに山武市はこういった規制というのでしょうか、立て看をこの敷地には、自転車をとめると罰則されるような立て看が3枚とか4枚とか立っているんですね。そういったのも参考にしながら、この辺の見解をちょっと、余りにも最近ひどくなっているのでお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私のほうからは歳入の9ページ、液状化等被害住宅再建支援事業補助金の件数という質問に対してお答えいたします。

現時点で私どものほうで把握している件数につきましては、半壊家屋が5棟、床上浸水家屋が4棟でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） それでは、私のほうから12ページの交通会議についてお答え申し上げます。

まだ、この委員は正式には決定しておりませんが、町職員はもちろんですけれども、運行の事業者でありますとか、警察署でございますとか、議員の皆さんにも入っていただきたいというふうに思っております。

また、学識経験者でありますとかという中から選任したいというふうに考えております。
なお、この会議ですけれども、今年度中に2回から3回開催いたしまして、平成24年度にど

のような交通システムがいいのかというところの方向性まで出したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは私のほうからは、15ページ、民生委員活動事業ということで、内容でございます。先ほど議員がおっしゃったとおり、これは命のバトンの配布を予定しているものでございます。対象年齢はということでございますが、65歳以上のひとり暮らしの方を対象としております。

民生委員さんからの報告によりますと、総数で今のところ742名という方を対象としています。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（椎名幸司君） 山武郡市の救急医療体制につきましては、既に広報、あるいはパンフレット等で周知をしております。以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 駅前の自転車の件でございますけれども、トイレの周辺に何台かとめられているという状況は私も確認しておりました。駅前につきましては、指定管理ということで、今、東町区さんをお願いしているわけですが、現状を確認した中で、適切な対応をしてみたいというふうに考えます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 都市建設課長にぜひともお願いでありますけれども、この駐輪なんですけど、本当に最近目に余るほど、点字ブロックの本当に間際まで広がって二、三十台。初めは駅の周りだけだったんですね。それが、自動販売機とタクシーの間に五、六台とまるようになって、今は、点字ブロックの際まで広がって二、三十台とまるようになりましたので、パトロール、たまたま見たときに、ひどく多い日だったのかもしれませんが、ご連絡すればよかったですけれども、今度パトロールしていただいて実態を見ていただいて対応していただきたいと思います。

あと、東日本の被災の関係でありますけど、直接予算とは関係ないかもしれませんが、平成23年4月29日に福島県知事ということで福島県災害対策本部長から、これ、各都道府県の知事に通達が渡されておまして、その内容は日本赤十字社から生活家電セットの寄贈のご案内ということで、県から下のほうに、市町村名担当部課、担当者名を入れて、避難されて来ている福島県の方に県内にいらっしゃらない、他方に避難されている方にもこの家電セッ

トが申し込めるといふ、そういったような内容だといふふうに思うんですけど、当町にそういったご連絡が県から来ているかどうかちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 私のほうでは正確にはちょっと把握していないのが現状でございます。ちょっと内容ちょっとわかりかねます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） あとで、課長にお渡ししますので、ぜひ福島の方から当町にも避難されている方がいらっしゃるしまして、こういった問い合わせも私も耳にしておりますので、ぜひお調べになっていただければというふうに思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 何点かお尋ねをいたします。

17ページの保育所費の558万1,000円、これ、給与費だそうでございますけれども、減額の理由をご説明いただきたいと思ひます。

それから、20ページのこれ、畜産振興費、特別会計とちょっと連動しているんですけど、質問してよろしいでしょうか。ここで、15万6,000円の補正でありますけれども、議案7号の特別会計の補正で見ますと、繰越金を減額して一般会計から15万6,000円の繰り入れがなされておると。食肉センター会計は非常に今、実績も上がっておりますし、繰り越しも平成22年度決算でも繰り越しも大分あると、そのような状況の中で、これ、何で、繰越金の減額をして繰り入れをするんだと、ちょっと私、ちょっと理解できませんので、ちょっと特別会計と関連して申しわけありませんけれども、その辺の説明をお願いしたいと思ひます。

それと、23ページの非常備消防費の総合事務組合、消防関係負担金が大分増額になっております。震災の関係もあろうかと思ひますけれども、この説明を一つお願いしたいと思ひます。よろしくお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（伊藤定幸君） まず、それでは私のほうから、保育所の人件費の関係をお答えさせていただきます。

これにつきましては、人事異動に伴う調整であります。

それと、続きまして20ページの食肉センターへの特別会計の繰出金でございますが、これにつきましては、子供手当分が国から一般会計に入りますので、それを子供手当分として食肉センターに繰り出すものです。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私のほうからは、23ページに消防費の非常備消防事務費の市町村総合事務組合の消防関係負担金の1,210万7,000円の補正についてご説明いたします。議員おっしゃるとおり、これは東日本大震災に伴いまして、8月3日現在ではございますけれども、多数の死者、行方不明者が出ております。これは、8月3日現在251名と伺っておりますけれども、消防団員の行方不明者、死亡者です。この人数が250名と伺っております。それに対します公務災害補償を行うための措置でございまして、当初計上額が1,900円が1人当たり2万4,700円、これに消防団員数531名を掛けた金額の補正でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 聞き漏れがあったかもしれませんが、12ページの地域振興費、コミュニティ活動育成事業、それと、13ページのサビアの中の商業施設内のですか、ここで、減額をされておりますが、決算のこともそうですが、たしか、あそこは住民課が担当されているんですか。あそこでは、税金の収納もやっていますね。最高1日大体どれぐらいあるのか、また、それは住民課の職員が担当していいのかをお聞きしたいと思います。

それと、19ページ、自然エネルギー推進事業、105万円、これの内容と内訳をお願いしたいと思います。

26ページ、中段の文化財保護事業、たしか鬼来迎と四社神社だと思いますが、これは47万8,000円、ほかにも指定文化財の対象があるのか教えてください。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） お答え申し上げます。このコミュニティ活動育成事業でございますが、これは上町、はやし連に対します備品購入部分でございます。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） それでは、森川議員からのご質問、サビア内の町民サービスセンターの関係のご質問にお答えいたします。ご質問の趣旨は1日当たりの公金収納が多いときでどのぐらいあるかというご質問と、そういう税務関係の証明書あるいは収納について住民課の職員が担当することがどういうことかという2点というふうに理解いたしました。

町民サービスセンターの公金収納でございますけれども、あそこ、ご承知のとおり、一年間にサビアの定休日って5日しかございません。それに合わせて私ども勤務しているわけですが、昨年度平成22年度1年間で町民サービスセンターといたしまして、開設した日が353日、365日のうち353日、これは今申し上げた定休日以外に機械の入れかえ、戸籍システムの入替えですとか、そういった関係でサビアの定休日とは連動せず休んだ日もございますので、実際353日稼動いたしました。

公金収納の金額のまず合計からご説明申し上げますと、去年1年間平成22年度で3億8,000万強ございました。もう少し細かい数字がありますが、約3億8,000万、今申し上げました稼動1日当たり平均いたしますと、1日当たり108万3,000円、100万強の1日平均でございますが、ご質問の、1日多いときでどのぐらいかということで、ちょっと今、細かい正確な数字、申しわけございません、把握してございませんが、税の納期限、特に年度始まりまして5月に固定資産税、その前に4月軽自動車税等ございますが、6月町・県民税、5月には県税である自動車税もございます。7月に国民健康保険税、やはり、そういった町税、あるいは国保税の1期目の納期の末日といたしますか、がどうしても集中することが多ございます。

昨年平成22年度で多い日ですと、1,000万まではいきませんが、1,000万近く、ちょうど800万台の数字があったというふうに記憶しております。申しわけございません、細かい数字はまた後でご報告申し上げたいと思っておりますが、そういった多いときには1日当たりそのぐらいの800万から900万近い収納額がある日がございました。

それと住民課職員がというご質問でございますが、ご承知のように、ことしから住民課、住民班、国保年金班、合わせまして2名のローテーションを組みまして対応しておるわけですが、対応する職員につきましては、住民課の辞令と同時に町民サービスセンター兼務という兼務辞令に基づいて仕事をしております。

町民サービスセンターの事務分掌の中に、直接的にはそれは税務課が担当する証明書の発行ですとか、業務ですが、町民サービスセンターの職員の事務分掌としてそういうものやれというような決まりの中で辞令を受けてやっておりますので、住民課だからどうこうということではなく、町民サービスセンター勤務の職員としてやるべき仕事をやっているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私のほうからは、19ページ、環境衛生費になります、自然エネルギーの推進事業のご質問についてお答えいたします。これにつきましては、歳入でもございますけれども、県の助成がございます。県の助成金については1キロワット毎時が2万円、この2万円に町独自に1万円を追加いたしまして、1キロワット3万円を助成するものでございます。

ただ、これについては上限がございます、一般住宅に対しまして3.5キロワット毎時を上限といたします補助金を新たに設置するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、森川議員のほうのご質問のほうの26ページの文化財保護事業でございますけれども、これにつきましては、鬼来迎等を上演する際に使用します衣装の購入の補助でございます。25万4,000円の事業費に対してのその2分の1、12万7,000円を補助するものでございます。

もう一つは屋形四社神社の社殿の修理費の補助金でございます。これが70万2,000円の2分の1、35万1,000円でございます。

あと、ほかに、補助金だと思いますけれど、年度当初で無形文化財の運営補助として国指定の鬼来迎で1件、また、町の指定無形文化財3件の運営補助をしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは再度お聞かせ願います。コミュニティ活動は上町区のはやし連に250万円、これはどこから財団等から来たお金かと思いますが、合わせて今、社会文化課長からご説明のありました文化財に対する補助があります。山車は横芝地区の上町、本町、東町で行っております。

祇園祭、かなりの方がにぎわう、多分町内でも一番大きな祭りかと思いますが、その際には、町から5,000円でしたか、多分、町長交際費からという形になっているかと思いますが、経済が困窮している今、祭りの開催も、町長ももちろん私も地域で祭りの責任者をやったことがあります、大変な苦勞がありまして、そのような観光も含めた事業にもう少し予算をと、以前、私お願いしたことがあります、宗教的なこと、神社仏閣にというようなご意見がありました。今後はそういうものも含めて町長のお考えを聞きたいと思っております。

それと、先ほど、住民課長からご説明ありましたけれども、八百数十万という大金が本来

であれば会計管理者のもと、やるべきかと思いますが、今後も辞令で確かに辞令があれば当然、その職員は粛々と仕事するわけですけれども、1,000万円近くのお金を住民課の女性、男性もいたと思います、私もよくお邪魔するんですが、の方に、もうひとついらっしゃるんですけども、今後もそのような形で、確かに便利でいいんですけども、心配がないのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋文雄君） 森川議員の横芝の祇園祭の関係でございますけれども、町観光協会、協賛しておりまして、昨年、ことしということでポスターの助成金を交付しております。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） それでは森川議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの私のお答えの中で800万強という日もあった、これは本当に1年間の中では、毎日こんなにあるわけではなく、その前に申し上げた1日平均で申し上げますと100万強ということで、いずれにしても大金であることには変わりございません。やはり、セキュリティということは町民サービスセンターを開設する時点から一番にまず気をつけなければならないということで考えておりまして、森川議員も現地に行かれたということで、ご承知のとおり、ガラスの仕切りといいますか、安全性、そういう面でカウンターを乗り越えて入って来ることがないような仕切りと、あと、金庫も大きな耐火金庫を、中は入られたことはないかと思いますが、中に金庫を備えておりまして、その日収納のあったものは、その間金庫に一時保管をしておいて、翌日一番で指定金融機関でございます京葉銀行に回収に来ていただくようなやりくりをしております、今のところ、幸いにも金銭の保管に関するトラブルは開設以来ございません。

今後も十分気をつけながら、その辺の特にお金の管理、公金でございますので、いろいろ気をつけてまいりたいと思います。それと、今後どうするかということでございますが、私どもとしては、今の体制で住民課兼務辞令が出た中でやれという命令がございますれば、当然それに従ってやっていくというそういう立場でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それでは、森川忠議員のまずコミュニティ活動に関することから神社

仏閣に関してということまでということだったと思いますけれども、まずこのコミュニティ活動上町はやし連に対しては、これは提案のときにご説明してありますように、自治総合センター、以前の宝くじですね、こちらからいただく補助金、これは各地区のそれぞれのコミュニティが申請をしたものに対して総合センターのほうで採用すると、それに対して助成をするということが決まったものについて、町が自治総合センターからいただいて助成するものであります。

また、鬼来迎や四社神社のような町指定文化財、また県指定文化財に対するものというのは、これは当然、維持また運営に対して補助をするということで、行っているわけですが、それ以外のものについては、なかなか先ほど森川議員もおっしゃったように、神社仏閣等ということは宗教上の問題もあるという森川議員のまさにそれが答えであろうと思いますけれども、そういう形で町からは直接援助はできないと。そういうことについて、やはり、後援をしている観光協会、これが横芝地区の祇園祭に対しては支出というよりも、援助をするということで、昨年からやらせていただいているところであります。

それから、町民サービスセンターにつきましては、昨年までは正職員、役場職員1名、そして臨時職員1名という体制でやっておりました。森川議員のご心配のような点もありましたので、今年からは役場職員、正職員2名の体制で町民サービスセンターの業務に当たっているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） セキュリティの問題に関しては、問題ないということですが、気をつけていただきたいなと思います。

宗教上の問題ですが、例えば、八日市場の八重垣神社の祭りはご存じですよ。あれは、市が宗教上のという問題を除くためにシステムを変えてやっているんですよ、たしか、市がかなり。それぐらいやる、町長の地元ということで、若頭もやられた経験上、そういう思いはありますか。最後にそれで終わります。

○町長（齊藤 隆君） 八重垣神社の場合には実行委員会形式にしてあります。実行委員会があればイベントとして開催する、それに対して市がかなりの高額な助成をしているというふうにお伺いしております。

横芝光町の祇園祭についても私も若頭をやらせていただいた経験から、そのような体制が取れないかということで、お話をしたことがあります。現在の段階では3町合同をやっているところに対して、観光協会を通して、観光協会が援助を請け負っているというところで

あります。

これについては、地域にさまざまなお祭りがあり、地域のコミュニティ活動の助成ということでは、お祭りに限らず、いろんな面でもっと協力できるものは協力していきたいと思っております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第3号 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第4号 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第5号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第6号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第7号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第8号 平成22年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 一番最初に税務課長にお教えいただきたいんですけども、聞いているほうがよくわかっていないところもありますけれども、当町の固定資産税の平成22年度の、現時点でもいいんですけど、平成22年度の中でちょっと気がついたんですけど、未評価家屋というのはうちの町にはどのぐらい軒数があって、その金額がどのぐらいになるものか把握されているかどうか、これがまず1点。

それと、あと、決算資料の中でお伺いしていきたいと思います。決算資料の中で7ページ、こここのところを見てちょっと教えていただきたいと思ったことが、集会施設の保全事業、維持管理事業が載っているわけですけども、町の集会施設、火災警報器、これはもう全部完全についているのでしょうか。また、新聞紙上で火災警報器の設置率町内ワースト1ということで新聞紙上に発表になっちゃいましたけども、この辺のことがあって、先日の講演会等、また、避難訓練等のときにこの火災警報器のパンフレットがPR版が配られたわけでありまして、ただ、渡されても、何か、迫力に欠けるというような感じなんですけど、その辺の見解を、ワースト1であったというところで、取り組みがどうだったのかなというふうに以前、議会質問でも私の記憶ですと、若梅議員とか、出ていたわけですので、その辺の当町の取り組みに一生懸命されて、こうだったのか、ちょっとその辺の見解を伺いたいと思います。

11ページの特定疾患見舞金支給事業、これ、例年より人数が減っているのではないかというふうに思いますけれども、今時点での特定疾患の病名の内訳が後で結構ですので、わかりましたら教えてください。今、わかれば今、伺います。

19ページのがん検診事業の中で、がん精密検診が201人いたわけでありますけれども、このがんの種類の内訳を教えてくださいというふうに思います。

26ページ、仮称長塚北清水橋架橋、この用地買収1件ということで載っておりますけれども、現在の進捗状況を、決算のときに伺うのは申しわけないとは思いますが、お教えてください。

先ほど、森川議員のほうから、地域コミュニティの件でご質問ありましたけど、30ページの白浜祭り補助金がございますが、これは、あえて宗教行事に関係なく町で合併する前から行われてきた補助金だから載っているのかどうか、その辺、白浜だけが載っている、ちょっとこのところが気になったものですから、以前にもそのような確認があったかもしれませんが、教えてくださいたいと思います。

あと、58ページ、平成22年度利用実績というところで、とりあえずそこまで結構です。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） それでは、固定資産税の中の家屋の棟数でございますけれども、申しわけありません、それぞれの細かい数値が今、私の手元にはございませんが、町の家屋の棟数といたしましては、1万433軒であります。

ちなみに今、年間、どのぐらいの家屋が新築されているかということをお知らせすると、専用住宅として60棟、これ平成22年度分です。併用住宅、住宅と店舗とが一緒になっているものでありますけれども、平成22年度は1軒、事務所等については2軒、付属屋ということで、外のトイレとか車庫、こういうものが9棟、木造家屋として、これを合わせて年間72棟、それから非木造ということで、事務所・店舗棟で1棟、住宅・アパート、こういうものが4棟、工場・倉庫等で6棟、その他3棟、非木造合わせて14棟が平成22年度に新しく建築された家屋ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 集会施設への火災報知器の設置状況ということでございましたが、担当のほうは把握しているのかもしれませんが、申しわけありません、私が把握してございませんので、ちょっと状況についてはお答えできないんですが、もし、設置していないというような集会施設がございましたら、至急に善処したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 資料11ページになります。特定疾患見舞金の病気は具体的には何かというご質問だと思います。ご承知のとおり、これにつきましては、県が指定する病種となっております。私が把握している中では、パーキンソン病ですとか、リウマチ、それを言うとかかなりの数があったと思うんで、数自体はちょっと把握しておりません。大体のものはそのようなところと理解しております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（椎名幸司君） 19ページのがん精密検査の種類及び内訳ということでございますが、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がんでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 長塚北清水橋関連の事業進捗状況でございます。この事業につきましては、平成18年から当初平成23年までということで、事業をスタートしました。そういった中で、現在2年間の事業延長ということで、平成25年度を完成目標として、現在進めております。総事業費は約15億円を見込んでおります。進捗状況ですが、まず、事業費ベースですと、47.6%の進捗率でございます。また、用地関係につきましては、地権者は38名おります。その中で、現在契約をいただいた方が9名、未契約の方が29名ということで、用地に関しては面積ベースで12%の取得状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私のほうからは若干戻りますけれども、火災報知器の一般住宅の普及率についてワースト1であるというふうなそういうことに対してお答え申し上げます。

住宅用の火災報知器の設置普及については、広報紙、あるいは各集会の場で周知をさせていただいております。ただ、これについては、義務規定でありますので、なかなか設置が進んでいないというのが現状でございます。これの普及については住宅用火災報知器普及員ということで、今後横芝光町内につきましては、12月の中旬から2月をめどにそういう設置普及ということでの個別訪問ということで、普及について周知をしまいるという予定になっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、30ページの白浜まつり補助金についてでございますけれども、白浜まつりにつきましては、合併後も従来から支出しているわけでございますけれども、現在の予定では年々5万円ずつ減額をいたしまして、一応、平成25年度で終了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 健康管理課長に再度ご質問させていただきますけど、先ほど伺ったがんの種類で人数までわかれば、この精密検診、何人、胃がんに何人が、また精密検診に進んだということですよ。検査から。それが何人くらい当町でいたかということ、特に胃がんを知りたいんですが、もし、今、手元に資料がなかったら、後で教えていただければというふうに思います。

火災警報器、普及員がこれから取り組むということでございましたけれども、町長、こういった、新聞、結果報道を見てどのように感じたか、一言伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（椎名幸司君） それでは精密検査の内訳でございます。胃がん検診につきましては、精密検査が105人、大腸がん検診につきましては106人、子宮がん検診につきましてはゼロです。乳がん検診につきましては75人。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） この設置率につきましては、町としましても広報、無線、回覧板、チラシ、集会、さまざまな会合、考えられるありとあらゆるものを使って周知、広報活動を行っているわけでありまして、結果はこのような結果であったということで、伝えることの難しさというのを非常に痛感しているところであります。

これからまた、いろいろな方法を考えながら、くどいと言われるぐらいに行うこともしながら、新しい方法があれば、ご提案いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 再三すみません、健康管理課長、肺がんが最後、1つ抜けたと思いますが、追加で教えてください。

あと、63ページの文化事業に関する図書館の取り組み状況が出ているわけですが、

合併前から旧光町が行ってきたこのすばらしい図書館事業の現在の実情といえ、そのまますばらしい取り組み状況で関東図書館、何か鴨川で行われた大きなイベントで光町図書館が事例発表したのを私も伺っておりまして、本当に当時から合併する前から、今、横芝光町図書館ですけど、旧光町図書館の時代からこの図書館がすごいすばらしい取り組みをしているということで、非常に有名でありました。

図書館事業、そのとき、図書館事業の事例も発表されていたわけでありまして、今、現在どのように続いていいことをされているかどうか、教育課のほうから伺いたいと思います。

それと、58ページの平成22年度利用実績で町民会館、文化会館等、また横芝公民館、大総会館、上堺会館等載っているわけですけど、先日一般質問もさせていただきましたけれども、例えば、大総会館では、利用者ゼロなわけですね。逆に町民会館、エレベーター、これ費用対効果いろいろ、もろもろできない構造の中で、今、現在の新しい科学的な取り組みでつくるにしてもすごくお金がかかるということも伺いましたけれども、それでも、和室が390回、3,170人使われているわけです。

また、この東日本大震災があつて、また、ゲリラ豪雨等自然災害の中で、いつ起きるかわからないまた、余震等、いろいろな災害問題が危惧している中で、総体的に見て、やはり、PRE戦略というのは、取り組んでいくべきだというふうに思うんですけど、その辺、最後、伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（椎名幸司君） 大変、失礼いたしました。肺がんにつきましては、33名でございます。以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、63ページのほうの図書館事業でございますけど、このように文化事業ということで、また、利用状況のほうに関係が載っておりますけど、川島議員ご承知のように、いろいろとさまざまな事業を行っているわけですけど、本年度からは国のほうの交付金を活用しました読書指導員ということで、小中学校の週1回ですけども、派遣をしております。小学校のほうには5月から行っておりますけど、中学校も一応、10月から実施する予定で、すなわち、図書館のほうで新たに追加というか行っておる事業でございます。

あと、58ページの利用実績の中で大総会館の使用実績ゼロでございますけど、これにつきましては町原地区という地区になろうかと思っておりますけど、その地区に同じ機能を持ちました

集会所がございまして地区のほうの利用はすべてこちらのほうで行っているということで、昨年度は、ここ最近ずっとですけれども、一応ゼロですということでございます。

あと、確かに町民会館、また文化会館、かなり利用実績があるわけですがけれどもどうしても町民会館のほうは、やはり社会文化課があるということで、どうしてもいろいろな事業を町民会館で行っているということで、かなり、人数的に多くなっております。ただ、2階のほうで、そういう事業を行っているのは、余り多くないようなふうに思いますので、また、そういう将棋とかという方も、2階等の使用は、今の時点では少ないような状況だと思えます。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分です。

（午前11時00分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（鈴木克征君） 先ほどの川島富士子議員の質問に対する答弁漏れがありましたので税務課長、企画財政課長に再度答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 大変、失礼いたしました。先ほどの評価の関係でありますけれども、未評価の件数ということでもあります。当町におきましては、家屋の調査ということで、くまなく職員が町内を循環しております。それから確認申請、あるいは登記、それともう一つは航空写真を使って確認をしているということで、未評価の家屋は今のところございません。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 大変、失礼いたしました。先ほどのPRE戦略についてでございますが、これは、未利用財産の販売促進でありますとか、有効活用を積極的に進めようということもございますけれども、この逼迫した財政状況の中で、そのようなことを考え、そして実行することは重要な課題だと思っております。今後もそれを念頭において対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 何点かお尋ねをいたします。

まず、歳入の面につきまして、国庫支出金、当初予算と比較しまして、大分未収が多いということで、これはいずれは国庫のほうから町のほうに全額ではないかもわかりませんが、入る見通しなのかどうなのか、それが1点、それから、町債につきまして、当初予算と比較しまして大分町債の額が少ないと。これは大きなやっぱり歳入の事業を実施していく中で、大きな財源であろうと思います。こういう中で、町の事業執行に対して影響があったのか、ないのか、大分繰越明許のほうでも、防災事業のほうで繰り越されておりまして、昨今特に、事業の進行が大分おくらしているように見受けられます。町債の発行額が少ないということが事業執行に影響が出ているのかいないのか、その辺をお尋ねいたします。

それから、川島副議長のほうからも今、お話がありましたけど、図書館の利用実績、過去と比較をしてみますと、大分、平成22年度は利用実績が少ないように見受けられます。入場者数はそんなに大きく変わっておりませんが、登録者数というものが、大分半数ぐらいに減ってきておると、それに影響があるのかどうかちょっとわかりませんが、貸し出し冊数のほうも大分少なくなっておると、そのような状況が見受けられます。町の施設として、図書館は先ほど川島議員のほうから話がありましたように、目玉と言え目玉になるほどの施設でございます。どのようなことであったのか、運営面の影響がこのような形で、数字に出ているのかどうなのか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。よろしく願います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） それでは、まず最初に国庫支出金のお話でございますが、国庫支出金にかなりの未収金額があるということでございます。これにつきましては、決算書で申し上げますと、35ページの後段のほうに教育費国庫負担金の小学校費負担金5,749万1,000円というのがございます。これにつきましては、東陽小学校屋内運動場の建設費に充てるものでございまして、繰り越されたために未収となっております。

次の1ページめぐりまして、37ページの上段でございますが、総務費総務管理費の補助金で未収金が7,635万7,000円ございます。これは、きめ細かな交付金ですとか、住民生活に光をそそぐ交付金ということで事業が翌年度に繰り越されたために、これらの歳入も繰り越されております。

それから、その下、中段のやや下になりますけども、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金、2億8,467万円の未収になっておりますが、これもそれぞれ道路事業の繰り越しによって未収となっているものでございます。また、最後の行が目になっておりまして、次の39ページ上段から4行目の小学校費補助金というものがございます。2,853万円、これも東陽小学校屋内運動場に対するものでございまして、それぞれ翌年度に事業を繰り越されたことにより歳入が未収となっている状況でございます。

それから、町債が減っているけれども影響がないのかというご質問でございました。町債につきましても、それぞれの事業に対しまして、どのような町債を当てるか、その事業に対して充当率がこういう町債であれば何%かという決め事がございます。したがって、この町債額が減っているということは、事業費そのものが減額となったということによる減額でございまして、特にそれを借りるのをやめて、一般財源で充てたとかそういうことではございませんので、これによって直接の影響はないというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、若梅議員からのお尋ねの図書館のほうの利用状況についてでございますけど、大分減っているのではないかとということでございますけど、実は平成21年度まで勤務していた職員に一般図書、児童図書の水増し入力があったということでございます。そのような関係で平成21年度と平成22年度を比較しますと、平成22年度は大分減っているということでございます。なお、これに対しまして、実害は町のほうではございませんでした。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 国庫の補助金、あるいは町債の減額、いずれも事業実施ができなかったために、大体がそんなことになりましたけれども、本来であれば事業が計画した事業が順調に執行されて国庫からの補助金、あるいは町債も計画どおり起こすと、これが本来の姿であろうと思いますけれども、どうも最近、大型事業が大分先送りになっていると、繰越明許費が大分ふえていると、そんなような状況になっておりますけれども、どこに原因があるのか。いずれは、もう取りかかっている事業ですので、本来であれば、もう少し順調に進捗しておるべきところなんですけれども、何らかのやっぱり対応に問題があるのではないかと、そういうことを考えた場合に、何か今後の事業推進にもいろいろ影響があらうかと思っておりますので、その辺どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

それともう1点、今、何か、ちょっと課長の説明、もう一度、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） ただいま、近年、繰り越しが非常に多いのではなかろうかというお話でございました。私の主観で申しますと、確かに多いんですが、これは国の交付金制度、臨時交付金ですね、それに充てる事業というのがこの何年間か多くなっております。ただ、この国の交付金事業が毎年、交付決定が2月ですとか、遅いわけでございます、それから事業を起こすということになりますから、繰越明許費として翌年度に繰り越しているという項目はかなりの数出ております。

また、そのほかに事故繰り越しとして、諸般の事業推進上の影響によりまして繰り越すものもございますが、財政課長としての見解と申しますと、近年の繰り越しの多さは、そのような交付金事業に該当させたものでかなりの率を占めているというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 町の大型事業の中で事業に遅れが出ているのは何か問題があるんじゃないかということでございます。私ども、都市建設課のほうでも合併後、栗山川の架橋等を初め、現在大きな事業を進めております。それぞれの事業が用地が絡んでまいります。職員も用地交渉に懸命に努力しながら事業を進めているわけでございますけども、何分、貴重な財産をお譲りいただく、そういった中でなかなか用地交渉がはかどらないという状況がございます。

道路事業は用地が買えてしまえば、もう9割方終わったというようによく言われますけれども、そういったことで、それぞれの地権者さんの思いがありますので、当然、行政としてできるものは対応いたしますが、かなり難しい問題を抱えた事案も数多く見受けられます。そういった中で、なかなか用地交渉がはかどらないということが、事業が進まない大きな要因だというふうにとらえております。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、再度お答えをいたします。先ほどもご説明したように、図書館のほうの利用に関しましては、平成21年度でやめました職員の水増し入力によりまして、大分過大に入力されておりました。その関係で、平成21年度と平成22年度を比較しますと、大分平成22年度は減っている。これが実際の数でございます。

あと、その水増し入力によりまして、町のほうに対する損害は一切ございませんでした。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、こちらの実績報告書の10ページの辺地共聴施設改修事業補助金、国・県から来ていますが、これはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

それと、11ページの社会福祉協議会運営費補助事業4,763万5,000円、補助事業ですから、中身といいましょうか、詳細をお示ししてはいないと思いますが、実際、町から出向という形で、事務局長ですか、事務長ですかが行っていらっしゃると思いますが、本来であれば、この4,763万の内訳を知りたいわけで、例えば、人件費がどうなのかとか、どのような構成になっているのか、ざっくりで構いませんが、教えていただければ、お願いしたいと思います。

続いて、15ページの町内児童等医療費等助成事業。小学生医療費助成1,221人に対して、出ておりますが、中学生は何月、これはまだカウントされていないんでしょうか、中学生分は。わかれば教えてください。

それと、20ページ的环境美化推進事業ですが、町内一日清掃栗山川ボランティア等で279万円、それと、廃油の処理27万5,000円出ておりますが、お茶等配られておるかと思ます。これの内容をざっくりで構いません。

それと、25ページの交通安全対策事業、この交通安全施設工事3件を教えてください。

27ページ、上段のほうで、消防施設の撤去工事、これはどこを撤去されたのか、それと、災害利用備品整備事業56万2,000円。以前、一般質問でもあったかと思ますが、定期的に賞味期限とか、消費期限を確認されておりますが、現状、わかれば教えてください。

それと、27ページの下段の要保護、準要保護児童・生徒就学援助事業。現在この数字が示されておりますが、傾向といいましょうか、流れを教えてください。あわせて、その下の奨学金201万円。これは高校生のみということですが、大学生まで枠を広げてということ、周知はされているのか。実績がないということですので、お願いいたします。

それと、この厚いほうのを見ていますと、以前から問題にされていることもありますが、今回第二松丘園の増設ですか、あれは、増設と言いましょうか、この工事の用地は購入ということに決定しました。されたかどうかは別ですけども。この第二松丘園の大きいほうの117ページですが、第二松丘園の賃借料522万円はそれによってなくなると思ます。あわせて、ほかの敷地の賃借料というのは光地区に非常に高い感じがするわけですが、前町長時代も交渉を重ねてできるだけ購入するということでしたが、そのような姿勢を示されているかどうか、また、特に文化の森公園の1,623万8,900円という多額な賃借料は平米当たり幾ら

なのか教えていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） それでは、私のほうから、辺地共聴施設改修整備事業についてでございますが、これは、テレビの難視地域ということで従前からN A Aですとか、東電によりまして、共聴施設ということで共同受信をしまりました。今回、アナログからデジタルに変わるということで、その施設もデジタル対応に改修する必要があるということで、それらの改修費に対しまして補助金をいただきながら、当該組合のほうへ助成して、アナログからデジタル対応したというふうな事業でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、決算資料の11ページです。社会福祉協議会への補助金の内容はということでございます。これにつきましては、議員もご存じのとおり、社会福祉協議会の人件費を主に補助しておるものでございます。内訳を申しますと人件費6名で3,739万3,000円。事務費としまして206万2,000円。事業費としまして542万3,000円。それと、居宅の介護事業所を現在もやっておりますので、その関係で275万7,000円です。

続きまして、資料15ページでございます。説明欄の小学生医療費助成の件でございますが、中学生が含まれるかということでございますが、中学生につきましては平成23年4月からでございますので、平成22年度の決算には含まれておりません。

それと、決算書の117ページです。中段になりますが、第二松丘園の用地、賃借料の関係でございますが、平成23年度におきまして議員、先ほどおっしゃったとおり、買い取りというのを行ったわけでございますが、この時点ではまだ入ってございません。平成22年度の決算ではまだ、すべて、町が所有するもの以外はすべてが借りているということで、今後もそういう方向、ご本人からお申し出があればそれに応じていくという考えでございますが、この決算の段階では売買した方は含まれておりませんので、平米単価380円ということで、計算して支払われた金額でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、私のほうからは、3点の質問であったかと思えます。その3点についてご答弁申し上げます。

まず、この資料の20ページの環境美化の推進事業、決算額が306万5,000円、この内訳で

ございますけれども、これにつきましては説明欄に記載がございます。町内一日清掃栗山周辺環境ボランティア等の経費ということで279万円、これにつきましては、当然先ほど質問の中でお話が出ましたように参加者のお茶代等もちろん含んでおります。それ以外に回収したごみと、これについては一日清掃だけで32トン程度のごみが出ます。そういったものの処分料を支出した経費でございます。

そして、廃食用の油の処理委託料でございますけれども、これにつきましては、光地域、あるいは横芝地域ということで、回収日は異なりますけれども、月1回ほど町内を回りまして、廃食用油の回収を行っております。その委託に絡む経費でございます。

そして、27ページの上から2行目になります、消防施設の整備事業ということで、消防施設の撤去工事等の137万4,000円、場所につきましては、横芝地域の遠山地先の防火水槽の撤去の工事でございます。

そしてもう1点、同じく27ページ、災害用備品の整備事業ということで、56万2,000円の決算。これにつきましては、避難所用の備品購入ということで、平成22年度につきましてはずんどう鍋、あるいはガス炊飯器、そういったものの購入を行っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） それでは私のほうから資料25ページ、交通安全対策事業150万2,000円、3件の内容についてお答えいたします。

まず、1件目の工事でございますけれども、区画線の設置工事ということで、これは、道路の停止線やあるいは交差点アリと、そういった標示が消えかかったところがございますので、町内3カ所でございますけれども、その区画線の設置工事として、26万2,500円を支出しております。

もう一件は町道Dの003号線ということで、これは北清水の旧栗山飛行場の外郭水路沿いの道路でございます。この道路のガードレールの設置工事を実施いたしました。合併後からの継続事業であったのですが、今年度で一応終了ということになります。平成22年度はこのガードレール設置工事188メートルを実施しました。72万4,500円でございます。3カ所目は町道Cの138号線ということで、これは栗山の鈴木木材さんの南側になります。これも旧飛行場の外郭水路沿いのガードレールということで24メートルの設置をいたしました。51万4,500円の支出でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） それでは、森川議員のご質問の、資料の27ページの下から2行目になります。要保護、準要保護児童・生徒の就学援助事業でございますけれども、その傾向ということでございますが、平成21年度におきましては、受給率で申し上げますと5.4%、人数で言いますと114名でございます。平成22年度の実績では、受給率が5.7%、人数は114名ということで平成21年度と同じ人数でございます。それで、平成23年度8月末現在で申し上げますと、6.2%で人数は126人ということで、年々増加、割合でいきますと増加傾向にございます。

それから、もう1点、その27ページの一番下の奨学資金事業の関係でございます。ここでは、対象者高校生15名ということになっておりますが、これにつきましては、高校生に対する給付事業ということで、貸し付けとはまた別でございます。それで、大学生、それから高校生を対象といたしました奨学資金の貸し付け事業につきましては、平成23年度からスタートをしております。

ちなみに、その貸し付け事業につきましては、現在のところ大学生5名、それから高校生1名が貸し付けを受けております。また、周知でございますけれども、町のホームページそれから広報等で周知を図っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、森川議員のご質問にお答えをいたします。光文化の森公園のほうの借地料につきましては、平米当たり500円だと思います。というのは、決算書の271ページのほうに、図書館事務費の文化の森公園用地賃借料ということで1,623万8,900円計上しているわけでございますけど、これは図書館と光文化の森公園一緒くたに計上してございます。ちなみに、平米650円とあります、これは恐らく建物の分だと思いますけれども、これが4,186平米、500円のほうが2万7,036平米ということでございます。なお、そのほかに全部借地ではございませんでして、約4,900平米ほど町のほうで購入してございます。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 再度お伺いしますが、第二松丘園に関しては町からの補助金を建設に際してもそうですし、手厚いという感じが非常にしております。そんな中、栗山地先に東和福祉会が運営する特別養護老人ホームの建設が決定いたしました。先般入札も終わり、業者

が決定したということをお聞きしましたが、その同じ立場、スタンスの東和福祉会に関しては今後、どのような対応をされるのか、お尋ねしたいと思います。

それと、社会福祉協議会に対しては、課長の説明で大変わかりました。8割方が人件費だと、職員の人件費だというのがわかりました。この中で6名は正規職員かと思いますが、かなりの高額で、これは当然共済費等々入っておりますね、後で伺いたいと思います。その内訳として正職員なのか、臨時なのかもお聞きしたいと思います。

商工関係、防災関係もご説明いただきましたが、その管理はよくやっていただきたいと思っています。以前にも賞味期限切れの問題がありましたので、やっていただいているとは思いますが、よろしく願いいたします。

平成23年度からのまた、奨学金事業に対しても、やはり生活困窮されている方の実情をよく把握されて、真摯な態度でお願いしたいと思います。

では、再度今の点です。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） まず、1点目の特別養護老人ホーム、東和福祉会への補助はどうかということでございますが、ご存じのとおり、第二松丘園も今、増設工事を進めるところでございますが、町からの補助金というのが今回は出しておりません。ですので、もちろん、会計を通った県の補助金は出る項目はございますが、町としては支出しておりませんので、今、現在の町のスタンスといたしましては、いずれの特別養護老人ホームの建設についても補助は町はしないというスタンスでございます。

それから、社会福祉協議会の人件費の関係でございますが、先ほど共済費は入っているかということでございますが、我々、共済費でございますが、社会福祉協議会は社会保険料の分かと思いますが、そういうものが含みでございます。それから、正職員また臨時の方もいておりますが、その辺も含みということで認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） 備品管理あるいは賞味期限というようなお話がございました。確かにそういう事例も見受けられましたので、今後の管理には十分注意して徹底していきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、防災関係についての質問をさせていただきます。

事業報告書のほうの27ページに上がっているんですけども、数字的なことはここにいろいろ書かれておるんですが、ただ、詳細については余りよくわかりません。それで、この中の予防対策事業、そして応急対策事業、それと復旧対策事業の個々の決算割合がわかればそれでお願いしたいということと、わからなければ後でおっしゃってください。全体の枠の防災関係予算、事業予算、予算というか決算がわかれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○環境防災課長（大木良夫君） 今の災害関係のトータルのなご質問がございました。決算の割合については調べて後で答弁をさせていただきますけれども、すみません、ちょっとご質問の内容が読み取れ……今回の東日本大震災関係に限って申しますと、決算書の222ページに記載がございます。今回の震災に関する平成22年度の決算額については、ここに記載のとおり、1,685万379円の支出額でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 実はこれは改めて質問させていただきましたのは、今回、応急対策の分の費用はそれなりに各自治体が盛り込んであるんですが、実は、予防対策事業については、パーセンテージが非常に低いんです。それで、私が13日の一般質問の中でいろいろなことを要望提案させていただきましたけども、その中で避難、表示板の件なんですけども、実は昨日、現地のほうに出向いて調べてきました。ここで、町長、この避難表示板、3カ所あるという場所をご存じですか。それともう一つ、この表示板がどのようなものかご存じでしょうか。

実はこの問題は大きな問題でありまして、この表示板がどうも、私、写真3枚ありますけれども、何か避難場所の表示板ではないような、例えば、観光案内表示板みたいな、そんな感じがどうもしまして、いや、これは本当にまさにこの町の町民の皆様のために役に立つのかなというのが非常に疑問に思いました。再度、これもし、現地がわからなければそこに行って、十分検討していただければというふうに思います。

そういうことで、いずれにしましても表示板という言葉がちょっと表現的にはまずかったのかもしれませんが、この避難場所の案内看板なんですね。ですから、私が申し上げたいのは、11日に防災関係に関する研修・講演がございました。町民の生命・財産、これを守るのには、例えば津波の高さが何メートルのときには何メートルの高さの建物、しかもどのぐらいの高台に避難しなさい、このぐらいの避難場所の看板がないと、これ無理じゃないかな。それが例えば防災無線でぱっと流したと言ったって、聞いていないかもしれない。

それが、防災訓練とか、そういうときに限らず、市民の集まり事の際にですね、そういうものを皆さんに案内しながら、それを確認すると、そういう作業が防災予防対策になると思うのですが、その辺について、町長、どうですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） まず、平成22年度の予算の中で、やはり予防対策ということで、瞬時警報、J-A L E R Tを入れるであるとか、それから、今年度と来年度の2カ年にわたって行います防災行政無線の入れかえのための経費だというものなどを行っていたのが平成22年度であります。また、今のご質問は先日の一般質問の際のご質問であろうと思えますけれども、避難所を示す看板というのは、漁港の入り口と蓮沼海浜公園のところにあります。また、木戸浜海岸の入り口に広域という3カ所あるものだと思います。

これにつきましては、そこにあるのは承知しておりますし、さらに、これはもう平成23年度現在やっていることです。平成23年度に現在3月11日の地震の検証を行い、また、9月4日の防災訓練の検証を行うという中で行っている作業でありますけれども、まずは3月11日の地震の検証を町内、それからその他の方々に意見をいただいて、こういう点が問題があるのではないかとこのところを9月4日の防災訓練にまずあててみました。

そして、9月4日には自衛隊、消防組合、警察署の方々にも一緒になって訓練に参加していただき、その場面から出てきたご意見もあわせて、さらにまた検証していこうということで考えておりますので、看板の設置の有無だけでなく、先日の一般質問でも答えたように海拔表示板についてはもう既に設置しようということで考えています。

これについてもわかりづらいというお話、山崎議員はありましたけれども、独自につくりたいという思いは、町独自のものをつくりたいというものはあるんですけども、車を運転される方、また、地域に来る方というのは、全部が全部町内の方だけではなく、町域を超えて移動される方がたくさんいますので、できれば隣近所と同じ形態のものがつくれば、隣近所というのは、近隣の市町と同じ形態のものがつくれば、どなたが見てもわかりやすいのではないかとこのことで、近隣の市などとも今、相談をさせていただき、大まかな形になってきているところであります。ちょっとこれは、決算からははずれてしまいますけれども。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 町長から説明いただきましたけれども、実は、この場所とこの大きさとこの姿というか、こういうものが本当に、まず場所の問題があるんですけども、あれは、3カ所で充足してるという回答だったんですね。私は決してそうではない。海岸の木戸浜で

すけども、海岸の駐車場の行く前の、こちらから行った場合ですけども、そこのところが1カ所と、あと、屋形漁港のこの前、災害がありました立会の交差点、あそこのところと、あととん亭九十九、あの下、交差点のところですね。その3カ所なんです。そのことが、今回私が言ったことに対して充足されているという話は理解に苦しむんですね。

それと、これはどうも見ますと、何か、観光案内的なそういうふうにも見えてしょうがないんですよ。これ、立派ですね。ソーラーで電気もついて、かなり高額ではなかったんでしょうかね。ぜひ、私、聞きたいのは、もう一つ、これはどこの課がもとになって予算組みを取り、また町単独で設置されたのか、そういうものについてちょっとお尋ねしたいですね。

どうもいろんな話を聞いていますと、私の感じなんでしょうか、最近、一般質問のお答えも行政的な対応というのはすばらしいと思いますよ。しかしながら、この町民の生命・財産あるいは進退まで考えた場合に行政に携わっている皆さんの思いというのは本当に肌で感じるようなことがちょっと、どうなのかな。一生懸命、この間の3.11の対応は私は本当に感謝しています。しかしながら、それが終わったしばらく半年も過ぎますけれども、そういう中で、さらに地域防災計画もこちらの見直しがございます。その中でも防災会議の中でしっかり議論させていただいて、ご都合主義ではなくて、生の行政の仕事としてしっかりやっていただきたいと思います。その辺について、町長、どうですか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（大木良夫君） ご質問の中に避難看板の設置の経緯というようなお話がございました。これにつきましては、地域防災計画が平成19年度に完成しております。当然、そのときに、山崎議員もご承知のとおり、津波のハザードマップもあわせて策定をさせていただきます。その策定につきましては、県の津波の浸水予想図をもとに当然つくったわけですが、その中で、避難場所あるいは避難経路というようなことで図示させていただきます。

その避難場所、あるいは避難経路につきましては、当然地元との協議の上で設定してございます。それにあわせて、今お話しになりました避難看板、これを設置してございます、3カ所。それで、お気づきだと思うんですけども、横芝地域については、民間の施設ということで、テnderヴィラがでございます。光地域についてはセザールマンションが一時避難所ということで指定してございます。テnderヴィラについては、その避難所を示す看板は設置してございますけれども、セザールマンションについては設置してございません。

この辺についても、ちょっと経緯を確認させていただきましたところ、やはり住民協議の

中で、津波ということであれば、当然高台、北へ向かうというような中で、なかなか平行に向かう、あるいは下に向かうということは、なかなかできないというような意味合いの中で、あえて白浜小学校を避難場所として、そういうような避難誘導看板を設置したということで伺っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） ただいま、いただきましたご意見は検証し、そして新たにつくる防災計画の中で参考にさせていただきたいと思っております。

それから、行政的な対応ということでございましたけれども、3月11日、本当に未曾有の大震災があり、この日、横芝光町も大変な被害を受けました。まずはこの町内の安全確保、そして復旧に努めるというのが役場の責務であり、全職員一丸となって当たっていただきました。

そのような経験の中から出てきたものを検証にまず生かそう、それを行ってきたのが、先ほどもお話ししましたが、9月4日の防災訓練であり、また、11日の講演会でありということでもあります。

さらに、私は、この横芝光町の災害、これは津波の方向、津波の高さ、この兼ね合いでこの被害になったというふうに思っております。隣の隣でありますけど、旭市は非常に大きな被害があった。また、山武市、蓮沼、木戸、木戸川周辺、非常に被害が大きかったということもすべてにまた、香取市、神崎町の液状化被害などすべて見てまいりました。

その中で、千葉県もこれだけひどい被害があったかなど。これは何とかしなくちゃいけないという思いがまず一番にありました。そして、南三陸町や気仙沼に災害ボランティアとして行って、現地の声を聞いてきた中で、じゃ、今まで我々が考えてやってきた部分の中によかった点、悪かった点、それから、現地へ行って、現地の方々に教えてもらって気づかされた点等を本当にすべての人の命を救いたいということで、頑張ってくれた消防署員に警察署員、消防団員、そして、地区の町内会長さんが、だれだれがいないということで捜しに戻り、津波に流されたという事例や津波だけではなく、津波の後に襲ってきた津波火災、津波後の火災ですね、そういうものによって、生きた方がさらにまた被害に遭った、もう二重三重四重の被害があって、そういうことを目の当たりにしてきたところであります。

でありますので、机上の空論でこの災害対策、災害、今後のものを考えているのでは全くありませんのでよろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 1 時です。

(午後 0 時 0 1 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長（鈴木克征君） 順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第 8 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第 12、議案第 9 号 平成 22 年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第 9 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第10号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第11号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、厚いものの389ページ、歳入ですが、現年度分特別徴収保険料、そのうち、未還付分というのがあります。本来天引きでありますから、こういうことがないと思いますが、たしか記事があった、3%という数字があったと思いますが、この未還付分について。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） ただいまの森川議員のご質問にお答え申し上げます。

この決算書に記載されております未還付分、特別徴収料保険料という、特別徴収保険料で18万7,500円、普通徴収保険料で3万3,900円、これがうち未還付分ということで、収納済みの保険料の内書きで2段目に記載されているところでございます。

まず、特別徴収でございますが、議員、おっしゃるとおり、これ、年金からのいわゆる天引きによるものが特別徴収と言っているものでございまして、徴収率で言うと、理屈から言えば100%でございますが、この未還付分があることによって、この決算書上は100%を超える状態になっております。

未還付分を差し引いて初めて100%になるわけでございますが、その原因といたしますか、どういふものが未還付分ということの中に含まれるかということでございますが、これは、今、申し上げましたように、年金からの特別徴収でございまして、これは当然、年金を所管する今は日本年金機構になりますが、その年金の情報といたしますか、とのやりとりをやるわけでございますが、また、端的に申し上げますと、この未還付分の中には手続をして、年金から天引きをする手続をした後に死亡された方、この分がほとんどでございます。

つまり、どうしても時間差が出てまいりまして、今日亡くなって、すぐ処理できるということではございませんで、どうしても処理済みになって特別、天引きの処理を終わった後に、本来亡くなって引くべきではないというどうしても誤差が、誤差といたしますか、差が生じてまいりますので、そういったことでございます。

普通徴収の3万3,900円についても死亡によるものもありますし、それだけではなく、転出をされて、本来横芝光町で引くべきでないものが引いてしまって、速やかにお返しする手続はもちろんとっているんですが、なかなか連絡がとれないですとか、そういった諸々の事情がございまして返せないものでございます。

ちなみに、人数で申し上げますと、特別徴収18万7,500円、未還付分は44人おります。普通徴収の3万3,900円は13人でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第12号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第13号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 農業集落排水事業ですが、さきの説明では木戸台地区が加入率61%、

中台地区で56%、半分強の加入率です。歳入に関しては繰入金のほかは、使用料、手数料ということになりますが、この数字をせつかくある立派な施設ですから、利用率、加入率を上げるための準備としてどのようなアプローチをされているのかお願いします。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋文雄君） 森川議員のご質問にお答えします。

利用率加入の状況ということでございますが、この当地区につきましては、自然増が余り期待できない地域であります。逆に自然減というのが大きくなっております。昨年も若梅議員からも加入率はどうなんだというお話をいただきました。毎年、地域の役員さんと加入者に対しまして全戸訪問をいたしまして、接続加入をお願いをしているところでございます。来月早々にでも、今年もそういう形で利用状況の促進に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 資料の55ページの収入未済の件でありますけど、すみません、その内訳を木戸台と中台に分けて教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋文雄君） 資料の55ページでございます。収入未済額3万5,175円、4件でございますが、これにつきましては、8月31日に全員協議会でもお話ししたとおり、6月中に全部納付されております。ですから、現在未納は発生しておりません。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） この接続率の向上に向けての問題ですけれども、当局でもいろいろと努力しながら、接続率の向上を目指して一生懸命にやっておる、私もよくわかります。

そこで、今回も未加入者の全戸訪問をしながら、加入率の向上を目指すというような考えであろうかと思えますけれども、これ、どのような問題があるのか、その辺は町としてどのようにとらえておるのか、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋文雄君） 今の接続率、木戸台地区で61%ということなんですけど、これは、当初、計画処理の人数が940人に対しまして、現在575ということで、実際の居住している方は一定の率よりかなり、実際の加入率と居住人口を足しますと9割以上になっております。

木戸台が51世帯ございますが、そのうち、やはり年金暮らしの方とか老々世帯という状況

で当初平成16年に作った段階の中で、その辺で加入してくださいということで促進をしたんですが、やはり、そういう部分で今後の状況も見えないということで、若い人が帰ってきたら入るとか、そういう状況でございまして、地元の皆さんと一緒にお願いに歩くわけなんです。地元の皆さんも状況を十二分にわかっておるんです。わかっておって、どうしてもということで、加入のお願いするんですけども、その辺の事情も十分あるので、なかなか加入には至っておりません。そういう状況が、苦しい状況もございます。

以上であります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第14号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第15号 平成22年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 先の一般質問でもお伺いしましたが、この数字を見ると、一般的な感覚では異常と言っても過言ではないと思います。

過去、平成21年、平成22年と比較してもありますが、町長も医師をそろえてということ以外はあまりこちらには響いてきておりません。根本的なそういう対策等に関して、先般事務長もライセンスがないから私は経営にはというようなお答えでしたが、どうもその辺が議員のその後の話でもあまり納得できない。

それでは、だれがその経営を立て直す長なのか、その辺のご認識を伺いたいと思います。本当に一般的な感覚からすると、この形式数値が繰り入れてあるから黒字だよというのは町民には説明できない、このように思いますが、町長はどのように思われますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 東陽病院の運営、大変厳しいというのは、本当に厳しく受けとめて意識しているところであります。また、医師確保だけに努めている段階ではなく、医療の連携も東陽病院1病院で全てできるわけではないという現実の中から、救急の対応など踏まえて連携をさらに深めているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） それでは、ただいまの質問にお答えします。まず、繰入金
の額が大きい、これについては、私のほうも事務長という立場で十分認識をしております。
従いまして、これにつきましては、病院、全力を挙げた中で、繰入金を少しでも減らしてい
くような努力というのは、やっていかなければならないというのは十分承知しております。
以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 言葉は努力するとか、抽象的な答えが特に事務長のお答えには多いと思います。やはり、もう、まさにつぶさに、具体的に、愚直に取り組まなければ改善はないと思います。先ほど聞きましたけれども、経営に関してのトップはどなたなんですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 管理者である私であります。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、町長には管理者の責任として最後に今後、今、現在具体的な方策があれば、お聞きしたい。

それと、接遇費に関しまして、今年度はたしかありませんが、それはもう改善されたという認識でよろしいのでしょうか。その2点でございます。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） それでは、今、接遇費の問題については私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。今、まさに森川議員がおっしゃられましたように、昨年度は約300万円弱の研修費を使って全職員を対象に接遇研修等を行ってまいりました。その結果として、最近はかなり、評価もいただいているところでありまして、ことしにつきましては、それを受けた幹部職員の研修も兼ねまして、幹部職員がそれぞれのセクションにおいてそれぞれの研修を行うということで、既に実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 具体的には、まず東陽病院運営検討委員会を開催させていただくのを定期的に行わせていただくことからまず始めさせていただきました。あと、外的なものとして、私が千葉大や中央病院、さまざまところに行き、いろいろな医師確保に向けた問題、それから、連携についての問題等を協議させていただいているところであります。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） さきの一般質問でもさせてもらいましたけども、今回、平成22年度、先生方、医師が2名ふえて、その分の経費増になっている、しかしながら収入のほうは大幅に減になっている。ということは、費用対効果をかながみても、非常に厳しい状況。ですから、その辺のところをやっぱり深刻に受けとめて、会社でも、つつい私、会社の例を出し

ちやいますけど、赤字経営は犯罪行為であるという、私はそう思っております。赤字経営は犯罪行為。

公営といえども、やっぱり最後に赤字が続いて、最後に困るのは町民という感覚からいけば、やっぱりその赤字経営は犯罪行為というのもあながちそうじゃないとは言い切れないんじゃないかなと思っています。

ですから、そういう意味で、この前も町長にお願いしましたが、やっぱり、町長、本当に先頭になって、命がけでやっていかないと町民は不幸になる。先生方にも、この前も先生方の問題言いましたけども、2名増員になって、売り上げという言い方おかしいですけど、収入減になるということは、極めて先生方の責任も大きい。事務長としてはいかんともしがたいところもあるんでしょうけれども、医師の問題は非常に深刻です。

だから質の問題です。この辺はさっき、今、研修等を任せる、現場現場でやっていくと言いましたけども、やっぱり、町長並びに住民代表でも何でも入れて、やっぱり深刻な会議をぜひやって、赤字を少しでも減らすべく頑張ってもらいたいというふうに思います。

改めて町長、その辺のところ、今、森川議員の質問ではこれから責任者、最大の責任者は町長、会社では社長、社長がどういうつもりで本当にそのことに取り組んでいくのか、改めて最後に聞きたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 本当に経営ということで厳しいところを認識している中ではありますが、今、浅野議員がおっしゃったとおりであります。そのためにも千葉大と医師の交流をして、医師というのは千葉大、ローテーションで来ますので、医師の交流というのをしっかりやらなければいけない。その基礎をつくろうとしているところでございます。

そして、経営については、本当に一丸となって病院の中外一丸となって当たっていく所存でございますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません、東陽病院の現状の中で、この専門医、今、どのような専門医がいらっしゃるかということ、まず伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） 今のご質問ですけども、確認させてください。何名のうちのほうの常駐している医師がいるかということよろしいですか。

内科の医師が4名、外科の医師が1名、整形外科の医師が2名、婦人科の医師が1名、8

名を抱えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） お伝え方が悪かったかもしれませんが、内科の中でも専門医、専門の資格のある先生、例えば、腎臓の名医とか、肝臓の専門資格があるとか、そういうことがわかれば、ちょっと教えていただきたい。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） 内科の医師、4名いますけれども、はっきりと院長等については呼吸器等、それとあと、糖尿病のほうの専門の先生、それと、あと、千葉大から来ている先生で1名腎臓の専門に見えるという先生がいらっしゃいます。あと、外科、婦人科については一般的なのかなと思います。整形外科につきましても。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） なぜ、伺ったかと申しますと、やはり、当然、医師の確保、これはわかりきったことでありますし、ただ、受診する町民さんが、よその病院に流れないように魅力のある診察をしていただくためには、やはり特定健診等で住民もいろいろな健診を受ける中で、いろいろな悪いところが出てきます。そういうときに、やはり、専門医のいる病院に行く方もいらっしゃるのも事実でありますので、そういったところのPRもやっていただければ、とにかくよそに流れないで地元で、魅力のあるというか、ちょっと言葉は分かりませんが、安心して専門分野の先生に受けさせていただけるような取り組みも当然、お考えの中で進めてきているであろうと思いますけど、その辺に力を入れていただきたいというふうに切に思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） 議員、ご承知のように、東陽病院につきましては、地域医療を中心とした病院でございます。したがって、確かに、今、議員がおっしゃられたような専門職というのもあるかと思いますが、一般的に広く地域医療ができる医者が東陽病院には一番必要なのかなというような認識を持っていますから、一般的に幅広くそういうものを見られる医者を自前で確保することが急務なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎請願・陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第20、請願・陳情の件を議題とします。

ここで、常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木唯夫君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託された請願1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は9月7日、午後3時40分から議員6名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

請願第1号は、地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願についてであり、現在、横芝光町の消費者行政は国の補助金を活用して相談体制を確立し、継続させる時期にあり、今後も国の財政支援はぜひ必要であるとの意見があり、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査の結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（山崎貞一君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された陳情3件の審査経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は9月7日午後3時40分から委員6名全員出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の経過で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、陳情第1号 「子供・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情書についてであります。システムが現状では完全に整備されていないことから、現時点では賛成はできないなどの意見があり、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情第2号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情書についてであります。陳情の理由として、横芝光町における保育の現状は違うため賛成できないという意見により、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定をいたしました。

最後に、陳情第3号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化に当たり市町村が独自に設定している上乗せ基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情書について、であります。千葉県でもまだ、条例化されていない中床面積など、高い水準に設定することは、現状の保育施設に負担を強いることから反対します等の意見により、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定をいたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願いを申し上げて、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。ただいま産業建設常任委員会委員長、民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願1件、陳情3件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより請願第1号、陳情第1号ないし第3号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 「子供・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手なし。

よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手なし。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乗せ基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情書について、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手なし。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

ここで休憩します。

(午後 1時39分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時40分)

◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） 休憩中に産業建設常任委員会委員長から発議第4号 地方消費者行政に対する国の実行的支援を求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 追加日程第1、発議第4号 地方消費者行政に対する国の実行的支援を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解いただいているものと思いますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第4号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鈴木克征君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長並びに産業建設常任委員長から所管事務のうち会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 以上で、今期定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成23年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 浅 野 孝 男

議 員 鈴 木 唯 夫